

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和四十七年三月八日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村千一郎君

倉成 正君

中川 一郎君

坊 秀男君

三池 信君

森 美秀君

佐藤 觀樹君

藤田 高敏君

貝沼 次郎君

寒川 喜一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省關稅局長 赤羽 桂君

農林省蚕糸園芸局長 荒勝 巖君

通商産業省纖維局長 佐々木 敏君

委員外の出席者

經濟企画庁国民生活局參事官 齋藤 誠三君

農林省畜産局參事官 齋藤 吉郎君

通商産業省通商局國際經濟部通商關稅課長 寺田 惠一君

三月七日

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

提出第三五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○齋藤委員長 これより會議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○齋藤委員長 政府より提案理由の説明を求めます。水田大蔵大臣。

○水田國務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、当面の經濟社会情勢に即応して、法人税の付加税率の適用期限を延長するほか、住宅対策、公害対策、中小企業対策等の諸施策に資するため所要の措置を講じ、あわせて輸出振興税制の整理縮減をはかる等のため、ここに、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、法人税率の付加税率の適用期限の延長であります。現行の法人税率は基本税率三五％に一・七五％の付加税率を加えたものとなっておりますが、この付加税率の適用期限が昭和四十七年四月末に到来することとなっておりますので、当面の經濟財政事情、わが国の法人税負担の実情等にかんがみ、これを二年間延長することといたしております。

第二は、住宅対策に資するための措置であります。すなわち、自己の居住の用に供する住宅を新規に取得した個人について、昭和四十七年以後二年間の特別措置として、住宅の標準取得価額の一％相当額、最高二万円を三年間所得税額から控除する住宅取得控除制度を創設するほか、住宅貯蓄控除制度の適用対象を拡大する等の措置を講ずることといたしております。

第三は、中小企業の体質強化に資するための措置であります。すなわち、現行の中小企業の合理化機械特別償却制度におきましては、特定の機械を個別に指定し特別償却を認めていたものでありますが、これを改めて、中小企業者が取得する新たな機械及び装置で一定価額以上のものであるば、広く初年度五分の一の特別償却が認められる制度を設けることとしております。また、個人の青色申告者について、従来の青色事業主特別経費準備金にかえて、年十萬円の青色申告控除を設けるほか、中小企業の貸倒引当金の特例の適用期限を二年間延長する等の措置を講ずることとしております。

第四は、輸出振興税制の整理縮減であります。すなわち、輸出振興税制のうち輸出割増し償却制度については、これを廃止することとしております。また、技術等海外取引所得の特別控除制度については、その適用対象を縮小し、工業所有権、著作権及び技術役務の提供にかかるもの以外のものは、これを廃止することとしております。

第五は、通貨調整に伴う措置であります。すなわち、先般の通貨調整により巨額の為替損失をこうむり事業経営に著しい影響を受けることとなる法人に対し、その換算差損相当額を税務計算上早期に繰り上げて損金に算入することを認め、あわせて、通貨調整後に取得する長期外貨建て債権について、その帳簿価額と期末の為替相場による換算金額との差額を準備金として積み立てる制度を創設することとしております。

第六は、公害防止に資するための措置であります。公害防止対策といたしましては、公害防止費用の負担が大きく、かつ、所得変動が大きいと認められる業種に属する企業について、公害防止準備金制度を設け、売り上げ金額の一定割合を準備金として積み立てることを認めることといたしております。

第七は、技術開発及び情報化の促進のための措置であります。まず、試験研究費につきましては、従来から、その増加額について特別税額控除を認めていたものでありますが、この制度の適用期限を二年間延長することとしております。

また、情報化の推進に資するため、電子計算機の特別償却の率及び電子計算機買い戻し損失準備金の積み立て率を引き上げることとしております。

以上のほか、耐火建築物の割増し償却制度等、期限の到来するその他の特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を

請することとしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○齋藤委員長 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、昨日提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。奥田敬和君。

○奥田委員 機会を与えられて、大臣の御出席を得ておりますので、特に二、三の問題点につきまして、御質問いたしたいと思っております。時間制約がございますので、簡単に質問いたしたいと思っております。

私、昨年の七月にも、ことしの一月にも、ちょっとアメリカのほうの市場調査を兼ねて行っていったときに、日本の自由化問題に関連して非常に大きな批判を受けた。その一つは、日本の自由化というのはほんとうに紙の上だけの自由化じゃないか。たとえば、自由化をしてもすぐどかんと関税措置でやってくる。たとえば、テキサスに行つたときなんかは、子牛の例を引き合いにして、一頭四万五千円当たりの関税、すぐそういう形で、自由化という形はいわば紙の上だけの自由化だということできびしい御指摘を受けたのでございませうけれども、そういう外国の批判というばかりじゃなくて、消費者の要望にもこたえてくれないというふうな、素朴な国民の疑問があることも事実です。ちょうど円レートが切り上がった、三百八円になったとはいっても、たいして物が

価の面で影響がない。もちろん消費財貨の面で輸入の占めておる割合というものは五割程度でございませうから、早急にそういう物価政策に大きな効果がすぐ出てくるということは少し早計だと思ひますけれども、しかし、それにしても政府が所管しているような小麦とか、たばことか、そういう一連の関連物資に關しては、直ちに物価にある程度はね返つてもいいのじゃないかろうか、こういうぐあいに素朴な国民的な不満といひますか、疑問もございませう。こういう点につきまして、ひとつ大臣のお答えをいただきたいわけでございます。

○水田国務大臣 自由化を実施しましても、事実上、一方の国から見たら輸出できない、こちらから見たら輸入のないような関税率を設けるというふうなことがあつたら、もう自由化の意味はございませんので、今回は特にそういうことのないように気をつけたところでございませう。代表的なものは例の子牛でございますが、一頭四万五千円という関税で、これは去年の八月から問題になつておりました。日米間ではよくことしの二月に決着がつきまして、五千頭までは無税、五千頭をこしらいたまは四万五千円の関税というふうなことで、一応の解決はいたしました。この種のものを今後繰り返すなら、自由化は実質的に名ばかりのものになるというところは、これはもうそのとおりでございますので、今後はそういうことはできるだけしないつもりでございませう。

それから、輸入品について明らかに価格の下がるもの、これについて、少なくとも政府管掌の物品については、値下がり消費者に及ぶような行政措置をとるべきではないかというお尋ねございましたが、先般、政府の関係閣僚会議を開きました。この問題を討議いたしました。できるだけそういう方向に沿つた行政措置をとりたいと思つて、各省別にそのやり方について検討に入つておるところでございますが、たとえば小麦にしますと、小麦が安くなることは事実でございますが、それがもしパン一斤にどれくらい響くかとい

うことになる、六十五銭くらいの響きになる。そうしますと、そういう零細な値引きというふうなものでもよくやる方法があるのか。あるいは個々に値引きするということの意味というものがあまりないというなら、全体として食糧制度で七十億円から七十億円ここに値下りの利益が出るなら、それをやはりほかの形で国民に還元できるような使い方ということを考えれば、一応政府管掌のそういう物資については、それだけの値下がりの利益をとにかく国民に還元したということがはつきりいたしますので、そういう措置にかえるかというより、やり方については、いろいろあると思ひますので研究しておりますが、いずれにしても、はつきり下がつたものは下がつたということに国民の前に見せる必要があると思ひます。

○奥田委員 大臣のお答えのとおりで、大体関税の性格というものは消費税のような特性も持つておるわけですから、やはり政府自身が差益を占めたりかせいで、国民には高いものを食わせておるとか、吸わせておるとか印象を与えることは、私は非常にまずいと思ひます。そういう意味で、いま大臣の言われるように、たとえばわずかな差額であっても、国民の前にはこの点をはつきり明示して、やはりPRする、あるいはそういう消費生活に大きな影響を与える問題だけに、慎重にやつていただきたい。特にスピード——早急に対策を示すというふうな姿勢であつてほしいと思ひます。

国民の側から声が上がつてきて、しりから火がついてきてよくよく閣僚懇談会でこういう形にすること、そのことははつきりわかつておる点でございます。そのことははつきりわかつておる点でございます。そういう点において特にこれからそういう国民要望、消費者要望に早い形で対応できるといふような形で臨んでいただきたいと思ひます。

それと、何か日本の関税政策を見ておりますと、これは加工貿易にたよつておる日本の経済構造自体にもよるわけですが、原料には無税だ、ちよつと加工品とかいう形になりますと、非常に税率が高い、こういう形で、産業保護といひますか、そういう面の性格が非常に何か強く位置づけられておるような気がするわけですが、もちろんこのことは国の経済成長の過程においては必要であつたかもしれないけれども、競争力がついた今日、こういう問題は抜本的にもう少し考え直して改正していく必要があるのではないかと、このことを感ずるわけですが、これについて大臣、いかがですか。

○水田国務大臣 ケネディラウンドに次ぐ次の第二ラウンドの問題もこれからの各国の問題となつてまいりますので、そういうときを機会に、いままでの関税、そういう問題を含めて全般的に見直さなければならぬのじゃないかと私は考えております。

○奥田委員 量的制限を撤廃する自由化の方向は必然の方向ですけれども、私は、いたずらな保護政策というものは、かえつて効率の悪い産業を温存していくという弊害をたくさん生み出しておると思ひます。ですから、新しい国際ラウンドの提唱もあることとございませうし、私たちはこれから関税の操作、たとえば量的に自由化しても、スライド関税とかいろいろな形での市場操作の方法もあるわけとございませうので、この点、特にそういう関税政策の操作という面については、大臣の特別な御配慮をお願いいたしたいと思ひます。

時間制約がございますので、中国貿易に関連してちよつとお伺ひしたかったのでございませうけれども、いまちよつと国際ラウンドのそういう形の話も出てまいりましたので、引き続き国際ラウンドに対する日本政府の態度についてお伺ひしたいわけですが、先般もOECD等でそういう合意も相当できたようでございますので、日本政府はこれに対して積極的なイニシアチブをとつていくと思ひますけれども、国際ラウンドに対する政府の態度はい

かん、御質問したいと思います。

○水田国務大臣 これは日本はただいま提唱国の形になっておりまして、一番積極的な立場でございまして、むしろ他の先進国側が非常に保護主義的傾向を持っておりますために、なかなかこの提唱は各国の同意を得る空気になかったものでございまして、御承知のように、今回日米の貿易交渉、また米米とE.C.の交渉ということを通じてこの問題が論議され、米米とE.C.諸国の共同声明にも、一九七三年からのガットのワグ内自由貿易を中心とした多角的な交渉に入るということが声明され、また日本とアメリカとの共同声明においてもこの問題が取り上げられたということになりまして、主要国がほとんどこの国際世界貿易の拡大と自由化を目的とする多角的な交渉にみな合意するという方向を示してきましたので、昨日のガット理事会でもこの問題を取り上げたところでございまして、急速にこの機運が出てまいりました、おそろくその場において、日本が最初からの主唱者であるだけに、指導的な役割りを果たせるのではなからうかというふうに考えております。

○奥田委員 最後に一点だけ。先般の米中会談で、この一週間世界を変えたニクソンは豪語しておりましたけれども、いすれにいたしましても平和共存の道を歩み出したというところは間違いない。こういう形というものは、結局両国の経済、文化交流の拡大を意味する。わが国の今後の貿易拡大のあり方にも非常に大きな問題を残しておると思ひますけれども、中国大陸産品に対して今度いろいろな措置が特にとられましたけれども、そういう面においては一歩も二歩も前進したわけでは、先般は中国向け延べ払い輸出を輸入銀行が前向きに承認するという形の閣議了承があったと聞いておりますけれども、そのことについて、先般の閣議内容について、いわば中国向けの延べ払いは承認するというような前向きな通産大臣の発言等もございましてけれども、大蔵大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○水田国務大臣 輸銀の問題は、従来ケース・パ

イ・ケースということばを使ったのですが、ケース・バイ・ケースということばは事実上この輸銀の使用を積極的に容認しないということの代名詞になつておりますので、この言い方をまず変えようという話は閣議で出しましたが、方針としては閣議できめたわけではございませんので、もう他の国と全然区別しない扱いをするという取扱いは、これは通産当局において早くからきめておりますことと、それを閣議ではたださういふ言い方の問題でちよつと出たことはございしますが、閣議でこの方針をきめたというわけではございません。

○奥田委員 それでは終わります。

○山田(吉)委員 私、本日関税法関係の質問をするというところで、きのう生まれて初めて関税法という法律そのものに目を通したが、いまだかつて関税法というものは見たことがなかった。さうして見たときの最初の感想は、非常にむずかしい法律で、何回読んでもわからないところがある。これはあとで事務局にひとつその改善方法その他意見を聞きたいと思ひますが、それと同時に、案外関税というものが国民には非常に無縁のようであるけれども、国民生活に非常に国民ぐるみに大きな影響があるということがわかつたわけだ。

そこで、ことに最近この法案の改正の中を見ておきますと、何か関税行政というものが日本の国政の中で非常に重要な位置が加わりつつあるのではないかと思つたので、現在あなたは国務大臣であると同時に税制の最高の行政長官であります、関税行政はどういうものが原則か、伺いた

○水田国務大臣 関税政策の基本というむずかしい問題ですが、基本といふと、やはり産業の保護ということが関税政策の基本的な問題であつたと思ひますが、この機能は国際化に応じてどんどん変わつてまいりましたし、また一国の産業保護という問題は、同時に国民生活に非常に大きな影響を持つ問題でございしますので、したがって、国

民生活という問題のほうから、従来の産業保護政策が漸次訂正されていかなければならぬ問題がまたたくさん出てきているということで、非常に複雑になつてはまいりますが、一番最初の関税の制度の基本といふと、発生的には、各国ともその国の産業保護ということから発達した制度というふうに考えております。

○山田(吉)委員 十分に理解されないで答弁をされたと思うのですが、それは政治家ですから、あまりさういふことを考えていないかもしれないのですけれども、この関税行政の原則を明確にしておかないと、おそろく思ひついで、年度年度ごとには試行錯誤で税率その他の改正が行なわれるのではないかと心配を、実は昨夜読んでしたわけだ、ここで明確にしたいと思ひますが、一体、本来財源というところで財政関税という思想から、こつちの法案が政策関税中心に移りつつあるのではないかと私は思つたのです。だから、この法改正その他で、伝統的な財政関税から政策関税に移りつつあるのではないか、それはいかがですか。

○赤羽政府委員 ただいまのお尋ねでございしますが、関税の本質的な機能に關するお尋ねでございしますが、財政関税から政策関税へ、こつちの移りました。それはそのとおりでございします。財政関税から政策関税へとおつちが移りましたが、政策関税の中に産業保護関税というものが入りますならば、まさに歴史的に見ますと、さういふことに相成るわけがございします。若干歴史を振り返ってみますと、関税のそもその発祥の初期におきましては、財政関税というよりなことの意識もなく、これは単なる手数料として取られたわけでありまして、それがだんだん近世に入りましてに從ひまして、まず登揚してまいりましたのは財政関税、財政収入関税でございします。それは現在の日本の関税法におきまして、石油でございしますとか、砂糖でございしますとか、さういったものにつぎまして、財政関税的な色彩が残つておる、かように説明されておるわけがございします。

その目余につぎましては、財政関税の時代を過ぎまして、産業保護関税である、こつちのこと、これは日本のみならず、世界に共通する最大公約的な考えでございします。

それで、現在の日本の関税法について申し上げますと、現在の日本の関税法というのは、昭和三十六年の大改正に基礎を置いておるわけがございしますけれども、この改正は、一口に申しまして、ただいま申し上げました産業保護関税である、こつちをお考えいただいて結構です。しかしながら、その後、ただいま大臣より御答弁申し上げましたとおり、国際情勢の変化、あるいは国内産業構造、産業経済政策の変化に伴ひまして、こつちの産業保護一辺倒の関税法体系に種々の修正、調整が加えられてきておるわけがございします。その一つが、まさに物価対策の面よりする関税機能の活用でございします。こつちの政策の転換と申しますか、新しい関税機能の活用が期待されましたのは、昭和三十九年度あたりからが初めてでございしますが、その後、さらに物価対策のみならず、公害対策としてこれを利用する、あるいはまた昨年度御審議をいただきました特恵関税というやうな形で、これが大きく世界の南北問題解決のために資する、こつちのやうな面から関税機能が使われてきておる、かようないろいろな多角的な政策の要請に基づきまして関税が今後利用されるというところは、容易に想像できるわけがございします。こつちのことは、質的、量的に今後さらに拡大を続けるかと存じます。それと同時に、いままでのいわゆる産業保護一辺倒の体系に、順次修正なり、考へ方の交換、調整を要求される、かような形が現在の関税法の姿であり、また関税行政の先行きであるかと存じます。

○山田(吉)委員 局長が話をされたが、大臣、いま大臣がおるときから大臣中心にしたいのですが、いまの局長の産業保護関税ということ、それが私はびつたりこないのです。ずっと中身を見てみますと、これは非常に大事だと思ひるので、ぜひ大臣自覚をして、ひとつ次の関税問題については

意見を申し上げたいと思つたのですが、どうもこれはいづゆる個々の企業保護税だけではない。だから、物価を引き下げるといふ独立の目的を持った物価税といつてもいいような独立の政策が入つていいのじゃないか。また入るべきじゃないか。この改正案に、産業保護税でなくて、明確に物価税といふものが入つてゐるし、それを法則の一つに入れるべきではないかといふのが一つ。

それから一つは、大豆のように、輸入主義によつて、日本の国土において大豆をつくるより、大部分を外国から入れたほうがいいという、産業構造を改善するといふ意味の、単に物価を下げるというのではなくて、日本の農業形態、経済体制全体を構造的に改造するといふ意味の機能を持った税も含んでおると私は見ておつた。いへば産業構造改善税といふようなものも入つてゐるのじゃないか。そこにはいまの公害防衛のためのもの、公害税といふことばを使つてもいいと思つた。これが、その中で個々の企業保護税といふものが、これだけが過保護で、力関係で出たり入つたりしておるために、私はこの関税行政といふものが、現在重要な役割を果たすべきに果たしてゐない。いまの局長のようなよく然と、明細に区別をしないで、昔の財政関税が政策関税に移つたが、大体産業保護税といつてもいいから、この法案自体をわれわれ政治感覚で見れば、だから、私は、明確にこの法案の審議を私がするについて、細部の評価をするために私に質問をするときに、この関税の中にいづゆる物価引き下げの物価税、それから個々の企業を保護するいづゆる保護税、公害税といふ独立の、いづゆる関税行政に新しい原則があるとして、個々の中身を私は事務局当局に意見をただしたいと思つておるのですが、その点大臣いかがですか。

○水田国務大臣 それはさつき申しましたとおり、関税制度の機能は、大半が国内産業の保護と

いうことでございましたが、その機能の中に順次いろいろのものが取り入れられてきて、物価政策の上からも、また南北問題、そういう国際協調の中からも、いろいろな意味がこの関税の機能の中に新たにどんどん取り入れられて加わつてきて、機能が複雑になつてきているといふことをさつき申しましたが、そのとおりだと私は思ひます。

○山中(吾)委員 この機会に、大蔵大臣として新しく加わりつつある関税の機能を整理をして、やはり関税行政の近代的な、世界経済の中で、国際経済の中におけるいづゆる関税の機能とか、そういうものを明確に整理されて、そうして新しいいろいろの関税関係の法律改正をするときに、明確な意見を出して、提案理由の中に出示してもらいたい。いままでのような情性の中で、いまちよつと局長が言つた程度の考えの方からは、私は、この関税に関する法案の出し方がそのつど力関係によつて非常にひずみを生むのじゃないかという感じがするので申し上げたので、もう少し明確な原則を、ひとついつかの機会に意見を發表してもらいたいと思ひます。よろしくございませうか。

○水田国務大臣 たとえば物価対策という上から取り上げた問題でございまして、その問題は同時にやはり産業の構造改善問題となつておるという問題もございします。たとえば関税の引き下げをするといふことは、産業の合理化をとにかく促す問題でございします。そういうこととからまづ政策の意味を非常に持つた関税改革と、うものがこれから次々に行なわれていかなければならぬと思ひますが、そういう意味で、今回の関税の改正の中に、こういうものが、公害対策とか、いろいろこれを分類すれば分けられるものがたくさんあると思ひますので、これはそのつど御説明してつてございします。

○山中(吾)委員 こういうことを申し上げたのは、関税率法という基本法があつて、ほとんど暫定法が中心でどんどん進んでおるものだから、ある意味においては、そういう原則があれば、関

税率法が空洞化されつつあるといふことは喜ばしいと思つておるのです。そういう意味において検討するべき時期であると思つたので、私は申し上げた。ことに岩手——私は岩手でありましたが、たとえば一時、国内甘味資源の自給体制という方針を立てて、政府がビートを奨励した。ビートを奨励して、農民がその技術を身につけて、それからビート栽培に必要な農機具も大体購入が完成した時に、今度は国が方針を変えて、輸入政策のほうに転換をして、助成をしなくなつた。十萬の農民が全部つぶれてしまつたといふことがつて、地方的な大問題が起つた。これは農民自身は、政府の補助政策がどうだこうだといふことより、実はずっと奥を探つてみる

と、関税なんですね。関税政策が岩手のビート栽培の農民をつぶしておるわけなんです。したがつて、この関税行政といふのは非常に重要であるといふことが、私は身にしみておる。だから、その関税の性格に、一体、甘味資源といふものを国内自給といふ体制の産業構造の中で考えて、そして関税政策をとるのか、そうでなくて、輸入政策を恒久的に考えて、日本の農民にすれば、米その他はつくつても、甘味資源はもう原則的に輸入政策によるのだという構造を持つておるならば、ビートを奨励して、数年後にまた砂糖関係の関税を操作することによつてつぶしてしまふといふようなことは、なくなるはずである。そういう意味において、この関税行政の原則といふものを立てなければ、たとえば国内農民にどれだけ迷惑がかかるかといふことを私の体験で痛感しておるのだから申し上げたのでありまして、それは十分に原則を立ててこういう法案の提案をしていただきたいと思ふので、申し上げておきます。

次に、そういう意味において、私は、物価税、企業保護税あるいは経済構造改善税といふ三つがこの法案の中に含まれておると考えて、三つに分けながら質問してみたい。

まず、物価——生活安定を含んで、円の切り上げ、自由化、その他も含んで、国内消費物価にい

い影響を与えるという意味において修正をされた関税の部面から質問したいと思ふのであります。この内容の中でバナナなど、その他食料、生活に直結した関税修正がいろいろあるようでありまして、いままでの実績において、物価を引き下げ、いづゆる生活関連関係の関税修正によつて——昨年も修正されたようでありまして、消費物価にどれだけの影響を与えておるか、実績をひとつ局長から説明してもらいたい。私は大臣はもうけつてございします。

○赤羽政府委員 関税引き下げと物価との関連についての御質問でございします。具体的な例をあげ、こゝろ御質問でございします。

例を申し上げますと、たとえば四十六年度の改正におきまして関税引き下げを行なつておりますが、その中の代表的な例として申し上げますと、たとえば大型の乗用車でございしますが、一応代表的なものをもつてまいりますと、関税率をいたしましては当時一七・五%であつたものを一〇%に下げております。その結果として申し上げますが、もちろん関税の引き下げだけによつて下がつたと言ふことはなかなかむずかしいわけでございますが、それを契機として、それを動機としてこれが下げられてゐるというものは、乗用車、あるいはあとで申し上げますフィルムといったようなものについて、非常に明瞭に出しております。その例を申し上げますと、大型乗用車の場合は、改正前におきましては、輸入品でございしますが、小売価格にいたしまして四百三十万円というのをわれわれは調査をいたしておりますが、改正後、四十六年の改正によりまして——四十六年四月一日でございしますが、四百十八万円と約十二万円ばかりの値下がりを見ております。それから小型乗用車は、昨年改正前は二〇%でございましたが、それを改正によりまして一〇%にいたしたわけでございますが、それが小売価格六十九万八千円が五十九万九千円、約十萬円の値下がりを見せております。それからカラーフィルムは改正前三〇%でございま

したが、改正後二三%にいたしたわけでございます。この結果、販売価格にどういふ影響を与えたかと申しますと、三千三百三十円が改正前の販売価格でございましたが、改正後三千二百三十円というぐあいに百円の値下がりを見せておるわけでございます。それから、あとバナナでございますが、バナナは、昨年度の改正におきまして、六〇%の改正前の関税率でございましたが、改正後はいづゆる季節関税率をとりまして、日本の国内の果樹と競合するシーズンにおきましてはその前の六〇%を据え置いたわけでございますが、それ以外のシーズンオフにつきましては四〇%と関税率を下げておりました。それによりまして販売価格は、小売りでキログラム当たり二百一円であったものが百五十八円と、約四十三円の値下がりをさせておるわけでございます。そういうものが、昨年の改正につきましても代表的なものでございます。

○山中(吉)委員 関税を下げたけれども国内価格は逆に上がったという資料を皆さんのほうからいただいたのがありますが、これはどういう理由ですか。

○赤羽政府委員 関税を下げたのに上がったのではないかと、こういうお話でございます。四十六年度の改正の品目につきまして、下げたにもかかわらず上がったというのを見てまいりますと、上がった例を申し上げますと、たとえば板のガラス、建築用のボード、それから冷蔵庫、家庭用電熱器等でございます。こういったものが据え置き、または変わらざるものは上がった例でございますが、こういったものがなぜ関税を下げたのかかわらず据え置きたは上がった例でございますか、こういうお話でございますが、関税以外のいろいろな需給関係でございますとか、国際価格の影響から容易に下がらない、あるいはまた販売体制の問題とかいろいろな複雑な要素がからみ合っているかと存じます。

○山中(吉)委員 大臣の時間の関係があるから私午後には聞きますが、そこで物価引き下げの関税の

原則が明確でないものでそういう錯誤が出るのじゃないかというので、いま討論しようと思ったのです。けつこうです。これで終わります。

○齋藤委員長 佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 これは質問の前に、大臣もお疲れだと思ふのですけれども、声が小さいものから、うしろの方にやっぱり聞こえないのじやないかと思ふのです。やはり討論というものは、私と大臣あるいは速記者の方々、そういうだけのものではなくて、公開でやっているというものは、うしろの方にもやはり聞こえるようにやるべきだと思ふのです。そこで、私が大臣に大きな声を出せと言つても、予算委員会の最中ですのでお疲れだと思ふので、やはりマイクを備えつづけることを考えてお話ししていただきたいと思ふのです。

○齋藤委員長 理事会で十分検討いたします。

○佐藤(観)委員 お願ひいたします。

それから昨日の本会議で、私は一番前ですので大臣は私がやじつているのをよく御存じだと思ふのですけれども、藤田高敏議員の質問に対する答弁は、私はきわめて不満なわけですが、本格的にはまた所得税の法案のときにやりますけれども、どうも大臣の発想では、官僚的な読みかえだけで、何かやつたやつたという感じがしてならないわけですが、つまり四十七年度の所得税の本税の減税をやつてないではないかという質問に対して、大臣は、四十六年度に年内減税をやつたから、今度の四十七年度の他の所得税減税を合わせると、という答弁をなさつておられる。まずはつきりしておきたいのですけれども、四十七年度には所得税の本税の減税はやつておりませんか。それをまず確認をしたいと思いますと思ふのですが。

○水田国務大臣 四十七年度に準備をした減税案を、昨年暮れの国会に提出して、年内減税として実施したということでございます。

○佐藤(観)委員 私も昨年から大蔵委員会にいて、その減税の話はずっと通して見ているわけですから、つまり四十六年度の年内減税をする

までには、大臣は十五カ月予算、十五カ月予算というところで、あまり減税に乗り気ではなかったわけですが、景気の浮揚策として減税が一番適切ではないのかという私たちの問いに対して、大臣は、十五カ月予算で組んでいくのだということだつてわけですが、それでは減税もやらざるを得ない、それからその減税も一月からやらなければいけないのじやないかというふうにだんだん変わられ、そしてなお私たちの主張に対して年内減税に踏み切られた。こういうことであつて、その経過は大臣もよく御存じだと思ふのです。問題は四十七年度にやる予定になつていた所得税の減税というものを四十六年度にやつた、だから四十七年度はやらぬのだという論理は、四十六年度にやつた年内減税というものを、二度に加算していることになるのじやないか。四十六年度にやつた年内減税というものは、あくまで予算の会計年度からいけば四十六年度にやつたものであつて、四十七年度には所得税の減税というものはやつてないわけですが、それが私は、四次防の計画があつてない、できればここから発足するといふ、いわゆる全くわからないうからくりと同じことだと思ふのです。その点はどうですか。

○水田国務大臣 その点は、たびたび説明するところでありまして、四十七年度分を繰り上げてやつたのですから、あらためて四十七年度のこの国会には減税案は出さない。それに加えて、他のたとえば住民税の減税とか何とかというものを加えて出す。この所得税の減税分はこれでこの次の国会に出しませんというのをはつきりして実施したというところでございます。

○佐藤(観)委員 四十七年度にその四十六年度の年内減税千六百五十億をやるといふのは、一体どこで定められたのですか。それは大臣の頭の中にあつただけの話で、私たちは、とにかく景気浮揚策として所得税大幅減税をやれ、しかも年内にやつたほうがそれは効果的であらうといふことで主張してきたわけですが、四十七年度に千六百五十億の減税をやるのだといふことは、大臣の頭の片す

みにあつたかもしれないけれども、これはあくまで公式的なものではないわけですね。ですから、四十七年度にやる予定になつていたものを四十六年度にやつたから、それで四十七年度所得税の減税をやつたのだということにはならないと思ふのです。大臣が自分一人でおきめになつただけの話であつて、四十六年度にやつた年内減税というものは、あくまでも四十六年度の減税であり、四十七年度はやつてないことは事実だと私は思ふのです。やつてない理由として、四十六年度に当初が千九百億、それから年内減税が千六百五十億やつたから、合わせて三千五百五十億、それだけやつたといふこと、これは理由の一つになりませんが、それがいい理由か悪い理由かわかりませんが、それによつて、大臣の言われるように、四十七年度にやる予定になつていたのを四十六年度の年内減税にしたのだ。したがつて、四十七年度も所得税減税をしたことになるという論理はおかしいと思ふのですが、どうですか。

○水田国務大臣 四十七年度にしようとする四十六年度にしようとする、そういう意味の減税が現在平年度化されて全部四十七年に効果を出しておるのですから、年末にやつた減税はそのまゝ四十七年度に全部響いているというところで、四十六年度は、当初予算のときにすでに四十六年度の減税はやりましたが、それは四十六年度にも一部及ぶし、同時に四十七年度はフルに平年度化して効果を發揮する、減税をさかのぼつて一足先にしているといふことですから、おくらせてするよりもこのほうがはるかにいいことであるし、しかもそのとき、こんなことは別に理由にはなりません、四十七年分を早めて年内減税にしようと思はれまして、野党の皆さんとみな相談したときに、どうせやるなら一番消費活動の旺盛なときにしよう、それで、それじゃ四十七年度がさらにこまやかきやつから見ましても、皆さん一枚加わつてやつたこととございまして、いま四十七年度はやらぬやらないとやたらに強調されることは、

私にとって少しおかしいと思ひます。

○佐藤(観)委員 確かに大臣が言われるように、四十六年度に当初の千九百億と年内減税の千六百五十億、つまり三千五百五十億というものがこのまま——これは法律變つてないわけですから、四十七年度に、合算した三千五百五十億というものが減税になつておる。これは間違ひないのです。四十六年度の当初やつた千九百億と年内減税が千六百五十億、これを合わせた三千五百五十億というものが四十七年度にもそのまま、法律變つてないわけですから、減税になる。これは間違ひないわけですよ。これは私も認めます。ただし、私たちが言っているのは、この物価高の中で政府がこれから——私もあとでお伺いしますけれども、物価政策として何かやっているようにだけれども、現実には何の効果もあがっていない。このときに、やはり物価が高くなつていく中で生活を楽にするのは、所得税の減税、所得税の本税の減税というものが一番効果があるのではないかと私たちは考えておるわけです。そうしますと、三千五百五十億、四十六年度にしましたけれども、四十七年度も、公共料金が上がる、物価が上がる中で、さらにあらためて所得税の減税をやるべきではないかと思ひわけです。それを大臣は、私たちが加担したということじゃなくて、それはこの大蔵委員会の中では、年内減税については景気浮揚策としてなるべく早目に、しかも年内にやつたほうがいいのじゃないかというところで言っていたわけ、その面でも千六百五十億という年内減税というものは、これは四十七年度を繰り上げたんだ、しかも会計年度としては四十六年度に行なわれているけれども、その効果は四十七年度だというのは、この千六百五十億という年内減税について、大臣の頭の中に四十六年度のもの、四十七年度のもの、二度あるという感覚で、どうも私は理解できないのですが、もう一度御説明をお願いしたい。

○水田国務大臣 四十六年度中にやつた減税がみんな四十七年度に響く、その響きを全部計算するのなら、おそらく四千七、八百億円の減税になると

いう計算にならうと思ひます。しかし、私どもは、最初の減税は四十六年度に予定した減税であります。次の減税は四十七年度分の繰り上げというふうに考えておりますから、したがって、その減税の効果は二千五百三十億円というふうに計算して、その最初の分を計算に入れていないということまで説明しておりますが、この二千五百三十億円分はまさに四十七年度に響くこれは減税でございますので、四十七年度の所得減税とみて一向差しつかえないと思ひます。

○藤田(高)委員 関連して。昨日の本会議における私の答弁に関連をした質問が出ておりますし、また先ほど大臣からあいつた答弁がありまして、これは率直に申し上げて、誤解を与えているといけませんから、私は社会党の立場も明確にしておかなければいかぬと思ひます。

いまの大臣の答弁を聞いておると、千六百五十億の年度内減税を実施すれば——去年千六百五十億の年度内減税をやつた、それは社会党もあるいは野党も一枚かんでやつたんだからという考え方は、それは、それをやりさえすれば、いわゆる四十七年度の、新年度の所得減税はやらなくともいいんだということまでわれわれが了承を与えたように聞かれます。これは聞かざるわけですよ。これは断じてそういうものじゃない。その点がほかかされたんでは、われわれの立場はいいわけですね。われわれは、同じやるんでは、景気対策としてやるについても、それは早く繰り上げてやつたほうが効果が大きいだろう。四十六年度の一般減税についても、私たちは三千億なり四千億の減税をやれと言つておつたんだから、それに対して政府が出したものが千九百億程度であつた。そういうわれわれの考え方からいって、その年度内減税というものは、私たちの立場からいへば、当初要求しておつたものにさへ到達しないじゃないか、そういう観点から賛成をしたことであつて、そのことが即四十七年度に本税の改正をやらなくともよろしいというより、そういう了承を与えたというより、答弁をされると、これはわれわれ

全く迷惑しごくですよ。そういう点については答弁を訂正してもらいたい。これが一つ。

本来的に四十七年度の減税というものは、やはり四十七年度の経済情勢はどう動くのか、四十七年度それ自体の、十一兆四千七百億円であれば、十一兆四千七百億円の予算規模の中で減税の占める割合はどういったものかという、四十七年度は四十七年度独自の財政計画なり税制計画というものは当然あつてしかるべきものじゃないか。そういうことまで全部見越して千六百五十億という年内減税をやられたものじゃないと、われわれは思ふのです。そういう立場からいって、いま佐藤君も言つたように、四十七年度独自の税制改正というものがあつてしかるべきじゃないか。ですから、その千六百五十億の繰り上げといふは、年内減税をやつたことが、即四十七年度の減税をやらなくとも野党も了承しておるんだというより、意味の御答弁であるとするならば、私はその答弁を修正してもらいたい。

○水田国務大臣 答弁は別に修正する必要はないと思ひます。野党がこれ以上やらなくともいいと認めたということも言っているわけではございません。

それから、この四十七年度は四十七年度の見通しによつてということも言いますが、これは事実上予算の編成というものは、もう四十七年度の経済見通しというものは四十六年度の暮れにこの見通しをつけて、それに基づいて行なわれる、そのときに税制改正案というものも同時につくられるというので、去年の暮れにやつている作業は、すでに四十七年度の予算案であり、税制案であつたわけでございますが、その暮れに、同じ時期に一月の国会に出すのか十二月の国会に出すのかという違いだけであつて、これを一足早く国会に出すということも私どもがきめて出したということもございまして、じゃあとはどうするかという話がありましたが、あとは所得税の改正というものはあらためて出さない、しかし課税最低限との格差が出るために、地方税はやはり減税をしたい、無

理しても地方税の減税をやりたいということ、景気対策とかいろいろなことを考えますと、また、予算の編成方針が福祉優先というよりなことを考へている以上は、この減税以外にさらに何と有効な社会保障費の支出というよりなことを考へ取り入れたら、そういうものを入ね込んでいろいろ来年度の対策を立てるから、したがって所得税の改正案はもうこれを出さないということ、當時この席でも質問によつて説明してございまして、この点を私は言つておることでございまして、それは違つて違つてとあまりそれを強調されるといふことは、少しおかしいと思ひます。

○佐藤(観)委員 まだ不満もあるわけですから、また所得税法が上がつたときにやらしていただきたいと思ひます。

もう一つ、いわゆるテーク・オーバー・ピッド、株式の公開買付け第一号がきのうペンディックス社から出たわけですから、これについて、いわゆるテーク・オーバー・ピッドとは、経営権を取るというテーク・オーバー・ピッド本来のあり方ではなくて、株式の二〇％だけを持ちたい、ペンディックスが株式の二〇％を外国の株で持ちたいということのようですので、若干色合は違つてはいますが、私たちが、昨年ですか、この委員会でも株式の公開買付けをやつたときには、その話がなかったのですけれども、現実になつてみますと、いろいろな論評が出ているわけですよ。

そこで、ひとつ大臣にお伺いしたいのですけれども、今度のペンディックス社による自動車機器の公開買付け、これについて大臣のお考え、論評と申しますか、感想をお伺いしたいと思います。

○水田国務大臣 これは私もいろいろ説明は聞いておりますが、役員を送つて会社を支配するとかいうようなことは全然ございせんし、目的が連結財務諸表という方向にある制度でございまして、全部自分の関連会社の株式を入れた貸借対照表をつくるという必要が向こうにはある、このほ

るが非常に有利になることはそうですが、それには二〇〇の株式を持たなければいけない、それを持ちたいということで、目的はそれ以外にないというところでございますので、また自動車機器のほうも、十分承知しておいて、むしろ好意的な関係にあつて承知の上でやっているとということでもございまして、この問題に関する限り、そうぐあいの悪いということはないというふうに私は聞いております。

○佐藤(銀)委員 最後に、いま大臣が言われたことは、実はあの法案を論議するときにも、はたして乗っ取りというものは善か悪かという問題でずいぶん話が分かれるところだったわけですから、いま大臣から話があったように、役員を送らないとか、あるいは自動車機器との間に話し合いがついている、そういうことで支障はないんではないかという御発言のようですけれども、もし今後テーク・オーバー・ピッドで、たとえ役員を送る、あるいは買われる会社のほうといういろいろな支障が起こる、摩擦が起こる、こういう場合には、大臣のほうで、これはいけない、不許可にするということもあり得るということですか、裏返していえば、その点はどうでしょう。

○水田(国務)大臣 これは届け出主義で、許可するとかなくともかいうのじゃなくて、条件を整えればそのまま許可されるということになっております。

○佐藤(銀)委員 終わります。

○齋藤(委員長) 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 大臣にお尋ねします。昨年末にワシントンで、国際通貨の調整が終わった段階で、大臣は非常に国民向けの談話を発表しているのを忘れてはいないだろうと思ふ。これがまことにどうもその場限りの発言のような感じがしてならない。まず一つ、円切り上げの意味について、「資源の乏しい我が国は、海外から食料品や原材料を輸入しなければなりません、今回の円切り上げにより、従来よりも割安でこれらの資材を手に入れることになりまふ。このことは国民経済全体にとつて利益であることは明らかであります。」「国民経済全体——産業界ばかりじゃないですよ。」「円の切上げによって輸入品の価格はそれだけ安くなるはずであります。」「(はずだ)と呼ぶ者あり」は「ず」に力を入れたのかどうかわかりませんが……。

「輸入品の価格はそれだけ安くなるはずであります。今後、輸入の自由化や関税の引下げ、流通機構の近代化の推進と相まって消費者物価の安定に役立つ面が大きいと思ひます。」「こういう発言をしている。切り上げ後三ヶ月を経た今日、現状はこの発言どおりの実態かどうか、大臣ちよつとお答え願ひます。もし詳しい資料がなかったら、経企庁来ておられると思ひますから……。

○水田(国務)大臣 確かに理屈の上からは「はず」であるのですが、はずをはずとするために、これから行政的な努力がいろいろ必要だと私も思つております。先般も関係閣僚集まつてこの相談をいたしております。今後やはり切り上げの効果あるいは関税の引き下げの効果というものが明らかに国民の目に見えるような行政を私どもはしなければなりませんので、これについてのいろいろな打ち合わせをやつておりますが、実際には「はず」でありますから、ぜひこれを実現させたいと思つております。

○松尾(正)委員 この時点では、円が大幅に切り上げられたじゃないかという批判があつたわけですが、いまの時点では、これを經過して、そしてこの大幅に切り上げられたというのを避けるために、「はずだ」というこの三文字を強調して、それだ、肝心の国民が期待する輸入品価格が安くなるんだ、円がこんなに切り上げになったんだから安くなるんだという。国民には、資源が割り安になる、ですから国民経済はうんとプラスになりますよ、それで輸入品価格が下がるんだから、それだけあなたの方の食料品や日用品が安くなりますよとか、いろいろ言つておつて、それはいまになつてみれば、「はず」だというのじゃ、これは国民をばかにしたこと以外には、大臣としてあまりにも思はれないと言ひようがないと私は思ふ。

る。その点について、このときの心境は、はずだというのが中心だったのか、資源、それから輸入品が安くなるんですよというのが正意なのか、どつちが正意なのか。いかげんな答弁じゃだめだ。

○水田(国務)大臣 いいかげんじゃなくて、物価が当然下がらなければなりません。ところが下がらない要素というものが日本の流通過程の中にいろいろあるので、必ず下がりますと言ひ切れなない問題があることは、御承知のとおりだと思ひます。ですから、私ははずだと言つたんですが、その「はず」をとるために今度は強い行政が必要だということをもとに今度は強い行政が必要だということをもとに今度は強い行政が必要だといふことをそのときも覚悟しておつたことでもございします。たとえはウイスキーは明らかに値が下がりました。下がりましたが、御承知のようにウイスキーは、会社が日本においては一社しか代理店を与えないというので、これはもう販売が独占されるというふうなことから、そのまま値下がりがすぐには消費者価格に及んでくるといふことはございせんので、これに対しては公取も非常に研究してくれまして、私もやりまして結果、ようやくこゝで、たとえはジョニウウォーカーの赤クラスは二百円下がるか、あるいは黒の水準のウイスキーは五百円下がるかというように今度させましたが、そういうことで、これはいろいろな事情があつても、とにかくこれだけ下げるといふような指導をやつて、一つ一ついまいろんな事情があつても、とにかくそれを乗り越えて下げさせるという行政努力をしているところでございします。そのままだいたんでは、流通過程で吸収されてしまつたり、あるいはいろいろなことで、明らかに輸入品価格が下がつて、切り上げ幅だけ下がつておられるが、これが国民に還元されないというところでもございしますから、それにはそういう努力がなければそのままだがらぬのが「はず」ということでもございまして、私どもの考えはほんとうにそこまで下げたいというふうに考へております。

○松尾(正)委員 いまウイスキーの例を一つあげましたけれども、輸入品はウイスキーばかりじゃない。一ぱいある。その中でいろいろ努力をしたという一つを示されましたが、大臣はこの中でいろいろ影響を受ける部門については、「摩擦を少なくするよう万全の措置を講ずる」ということを言つておられるんですよ。ある切り上げが論議されたときに、じゃ輸入価格についてはどうするんだというところで、もちろんこれは大蔵大臣一人じゃありません、けれども、財政大臣として円の調整が行なわれた段階でそういうふうに国民全体が利益を受けるということを発表しておいて、そうしてその価格の下がる問題は非常にむずかしいんだというところで、摩擦を少なくするために万全の措置を講ずると言ひながら、そういう手が直後に打たれていない、直前に打たれていないというところに、私はいまの政府の物価その他の問題で国民が苦しまなければならぬ大きな要因があると思ひます。それで、今度経企庁等で円切り上げ後の調査をやつて、反映していないという結論が出てくるんでは、事前に予測されているんですから、流通機構に吸収されるということはいまに始まつたことじゃなくて、ずっと以前から心配され、懸念されて、そして切り上げ後にどうかということまで論議されているんですから、その手が国民のためにはまことに弱い、こういう点を指摘せざるを得ない。まあ具体的に事務当局から一つ一つについて聞けば、いやたいへんだ、これはよくの言つたことはさだと思はれるなということは大蔵が腹にしみて感じられるでしょうけれども、時間が十分しかありません。ですから、そこまで詰められないのが非常に残念ですけれども、どうかそういう点をしっかりと配慮していただきたいということを強く私は要望しておきます。

それから具体的な関税の面については、これらの引き下げに対する手の打ち方等、午後伺いたいのですが、一つは、あと十分ですから、デノミの問題につきまして、かつて大臣は実施の方向を示唆するような発言だという意味の新聞報道等がある

ましたが、私もデノミをやつてとれだけのメリックトがあるかということについては、非常な疑問を持っております。そして内閣の姿勢からいえば、いわゆる末期現象とよくいわれているんだが、そういう末期にこういう大きな問題を投げて経済界を混乱させないように、慎重な態度をとってもらいたいということを要望いたしておきます。

それから本論に入りまして、まず伺いたいのは、先ほど質問も出しましたけれども、来年から新しい国際ラウンドに入るのだということで大体の合意ができたようであります。もともと日本ラウンドと言っておつたものが、いつの間にかアメリカだ、ECだということになって、名前はどうでもいいのですが、新しい国際ラウンドということに最近では名称も少し変わってきたように思いますが、いずれにしても日本の国益から考えますと、この新国際ラウンドというものは、非常に重要

で、われわれ日本としてはきわめて積極的これに取り組まなければならぬと思います。ところが、実際の情勢を見ると、アメリカのごときは、一方ではそういうことを言っておるけれども、一方ではそれに逆行するような動きをしておる。コナリーさんがドルブロック論とかなんとかということをやったことも新聞に出ておりました。またECにおいても、だんだんとそのブロック体制を強化する方向に向かう心配もないではない。また日本に対して、差別関税。またフランスにして

も、その他の国がいろいろやつておる。こういうことを考えると、それだから新国際ラウンドが必
要だということにもなりますが、現実にはそれと逆
行した方向に向かつておると思うのです。そうい
う意味で、これを提唱し、これに取り組むについ
ては、よほどの覚悟とまた準備がなければならぬ
と思うが、一体、日本の政府としては、どうい
う覚悟、どういふ準備をしてその問題に取り組もう
としておられるのか、その辺をひとつ伺いたい
と思うのです。

○赤羽政府委員　次期国際ラウンドでございます
が、いま御指摘のとおり、二月十日の日米共同声

明によりましてその端緒が開かれたわけでございます。その準備というお話でございますが、まず世界的と申しますか、ガットの場ではどういふ準備が行なわれているかというのを申し上げたいと存じますが、ガットにおきましては、二月十日の日米共同声明並びに二月十一日のアメリカとECとの共同声明は、直ちにガット事務局に通報いたされまして、ガット加盟国に全部通報されております。そういったしまして、ガットといたしましては、先ほどお話が出ておりましたようにございすが、きのう理事会を招集をいたしました、その声明を受けて今後いかにこれを運ぶかという第一回の会合を行なうたようでございますが、正式の公電にはまだ接しておりませんが、それまでいろいろな情報を整理いたしますと、まず日米並びに米EC共同声明の中にうたわれておりますように、あの予定でまいりますと、一九七二年中は、次期国際ラウンドとしていかなる問題を取り上げるか、貿易障害の中の関税障壁並びに非関税障壁、こういふものの具体的な項目をどういふぐあいに取り上げるか、それからこれの分析と評価を一九七二年中にやりたい、こういふぐあいに言っておるわけでございます。そして一九七三年から国際ラウンドのいよいよ幕をあける、こういふようなスケジュールが大体示されております。それを受けまして、ガットといたしましてどういふぐあいに振うかというのを相談したようでございますが、まずガットのロング事務局長の構想として伝えられた記事によりまして、まずその機構問題、どういふ場であるという機構でそれをやっていくかというところが第一に問題になっておりますが、これにつきましては、現行ガットの中に工業品委員会と農産品委員会と二つに分かれておりますが、この二つの機構をとりあえず使っていきたいということが、一応現在では示されております。しこうしてそれに対応します日本側は、今後どうするか、どういふ準備をするのだ、こういふお話でございますが、現在各省間におきましてそれに対応して具体的な検討にまだ正式には入っておりません。

入っておりますが、これに対する対処の基本方針と申しますか、態度といたしましては、第二次国際ラウンドは、さきに行なわれなかったケネディラウンドに比べまして、非常に内外情勢、客観情勢がむずかしいものとなっております。まず第一番目にあげなければならぬものは、当時いわれるアメリカの指導力、経済的地位というものが非常に大きくなったわけでございます。今度はそれが非常に違ってきておる。アメリカの経済的、国際的地位が下がってきておる。それにうらはらはの關係になるかもしませんが、日本の地位というものが非常に上がってきておる。これが一つと、それから第一次のケネディラウンドにおきましては、何といたしても最初に一括引き下げということを取り上げたものでございまして、第二次に残る問題といたしましては、関税引き下げにつきましても、どちらかというところむずかしいものが残っております。

それから非関税障壁の問題につきましては、実は第一次ケネディラウンドでは若干取り上げられておりますけれども、非関税障壁の大部分につきましては、第一次では取り上げられておりません。これから第二次の次期国際ラウンドで取り上げられるかと存じます。こういふ問題は、第一次のケネディラウンドのときに比べて非常にむずかしいかと思ひます。こういふ客観情勢がむずかしいというところを踏まえ、かつ當時とは違つて日本の地位が飛躍的に上がつておる、こういふことを踏まえまして、先ほど御指摘がございました、ガットを中心としたにやういふ声明を出しまして、ガットを中心として、盛上げておるわけでございますけれども、率直に申しまして、民間の全体の空気は、ややともするとむしろブロック化の方向に向かう危険が非常に多いわけでありまして、そういった状態の中に、非常に地位が上がりました日本は、自由貿易の理念というガットの理念が日本の利益に常につながるといふことを念頭に置きまして、率先して第二次国際ラウンドを見ていかなければならぬのじやないか、かように考える次第でございます。

○竹本委員 これは大蔵大臣に強い要望をしたいと思ふのですけれども、いまの答弁は事務局のほうから先になされたけれども、日本の最近の政治というものは、いつも事務が政治に優先しているところ、幾多の悲劇があると思ふのです。そこで、事務的な御説明はありますが、それらもまたしたけれども、私が伺つておるのは、それも必要であらうかと思ひますけれども、それ以上、今度の新国際ラウンドに取り組む日本の姿勢、日本の要求といたしたやうなものをどういふふうに考えておられるか、またどういふふうにPRをされていくつもりであるかということ、実は何となくです。そのことを私が伺ひたいのは、最近の会議、たとえば通貨外交のときにも、私は率直に申しまして、これは成功であったとは思つておりません。水田さんの御努力は高く評価するけれども、全体として成功であったかどうかといへば、私はそう思ひません。特に私が残念に思ふのは、陰でいろいろ御努力はなさつただろうと思ふのだけれども、少なくともわれわれが新聞その他を通じて知つておる限りにおいて、たとえば通貨問題のときにも、フランスは絶対アメリカのために金をかつてに變動させるやうなことはやらない。フランスをそのために特に切り上げたり切り下げたりしないといふことで、とにかくフランスの立場というものは非常にきびしいものを持つておつた。イギリスのほうには、EC加盟という一つの大きな政治目標を持って、すべてはそれから割り出していくやうな態度をとつておつた。そういう場合に、あの際にも日本の総理大臣がどれだけ動いたか、日本の外務大臣がどれだけ動いたか、日本の通貨外交がどういふふう展開されたかは、われわれでもよくわからない。特に日本は何を訴えていくかといふのか、その点がわれわれはよくわからない。結果においては一六・八八%がくつとやられたといふやうな感じを持つておるわけですが、しかし、少なくともフランスはいま何を考へておるか、イギリスは何を要求しているかといふことは、われわれでも大体理解できた。こゝろいふに、今度の新しい国際ラウンドに臨む場合においても、日本の政府としてはどういふ点を訴え、どういふ点に特に重点を置いているのだといふことが外国にもわかり、日本にもわかるというだけのPRが必要だとおは思ふのです。そういう意味で、来年のことだからというお話もあるかもしれませんが、いすれにしても、次の新国際ラウンド、第一、日本自身がジャパハララウンドと初め言つたのですから、そのジャパハララウンドにおいては、特に何を主張するのかといふそのバックボーン、ポイントだけは国民にもあるいは諸外国にも理解させるくらの努力と準備があつてしかるべきだと思ふのです。ほこつと会議に連れていつて、徹夜でがんばりましたけれどもだめでしたといふやうな外交ではだめだ。やはり事前に日本の国策の基本的なものをきめ、そしてそれを内外にアピールして、そして最後の戦いの後にどういふ結論が出るかといふことだとおは思ふのです。そういう点について、ひとつ大蔵大臣のその意味の決意なり構想なりをもう一度伺つておきたい。

○水田国務大臣 いま局長から話がありましたように、日本の地位が違つてきて、かつては受け身で消極的であつた自由貿易の原則といふものについて、今度は日本がこれを積極的に主張してこの実現をはかることが日本にとって必要になつたといふ国際情勢の変化もございしますので、こゝろいふ点で日本の立場は従来とは違つてくると思ひます。したがつて、その線に沿つての準備をしななければならぬと思ひますが、対外問題よりもむしろ国内の問題は、やはり国際ラウンドに臨むにあつて国内の態勢がどう固まるかといふ国内の政策のほうから、非常に私はむずかしいといふことを考へておりました。その政策がはつきりと国内で確立しないといふと、この国際ラウンドにおいて日本が十分の役割りを果たせないことになるといふことをいまから心配しておりますので、準備といふのは、対外的な準備と同時に、やはり国内政策の準備

が私は必要ではないかというふうに考えます。
○竹本委員 国内準備が必要だけれども、対外的には積極的に何を訴えるかという、その積極的な内容を議論したいわけですから、おわかりの点ですから、これ以上時間もありませんから申し上げませんが、とにかくおっしゃる通りに、国内の姿勢、態勢を整えることも大事であります、同時に外に向かつて何を訴えようとしておるのであるかということが、少なくともわれわれにもわかる程度にやはりPRを内外にやっていたらどうに要望しておきます。

次に、今回の関税の改正で三百三十九品目ですが、やろうというところになっておりますが、こういう努力はそれなりに評価できると思えますけれども、私は、こういうものをお互いさまの問題でございしますから、日本もそういう努力をやることに、外国あるはアメリカにおいてもそういう努力をしてもらわなければいかぬと思うわけですが、アメリカの、これは新国際ラウンドのとき出るわけですが、先ほどもお話しがありました、非関税障壁というものは非常にきびしいものがあつて、われわれが普通に聞いておれば、日本のほうだけがかってなことばかりやっておる、ように思ふけれども、しさいに点検してみれば、アメリカのほうがあつていことをやっておると私は思ふのです。そういう意味で一つだけお伺いしますが、ASP、アメリカン・セリング・プライスというやうなやり方は、はなはだもつてけしからぬ、非常識なやり方だと思ひますが、この点について、大蔵大臣はどういうふうなお考えでありますか。

○赤羽政府委員 ASPというものは、まことにこれは国際的に異例な制度でございまして、日本のみならず、各国からこれに対する非難が集中をいたしております。そしてアメリカはその非難を十分承知いたしておるわけでございます、実はケネディラウンドの一端といたしまして、これを撤廃するということを行政府限りで約束をいたしたわけでございます。ところが、議会でこれがかり

まして、米国の国内産業保護に重大な影響がある、こういうことでこれは否決をされておるわけでありまして。これにつきまして、今回日米通商交渉の過程におきましては、この問題については特にわがほうよりも重ねてこの撤廃方を強く迫りました。その結果といたしまして、今回の日米交渉の両方の書簡の中にはっきりと明記してございすけれども、日本の立場から申しまして、ASP制度四品目でございますけれども、四品目のうち二つ、毛織み手袋、それからアサリのかん詰め、これについては撤廃をいたします、それについて必要な授權を求める立法を議会に早急に提出をいたします、ということを書簡に書いてございす。そういう約束を取りつけております。

○竹本委員 品目は四品目、またそのうち二品目はたてまえの問題だとばかりは思ふのです。とにかく日本には、おまえかつてなことをしておるぞと言わなければならぬ責めたるけれども、自分のほうこそかつてなことをやっておる。それを日本が黙認するといふのか、了承するといふのか知りませんけれども、そういう制度の存在を許すということにほくは問題があると思ふのです。だから、これはむしろ政府の政治姿勢の問題であります。品目の数とかなんとかいう問題ではない。たてまえとして、とにかくそういう世界じゅうから非難もされる、アメリカ自身もわかつておるといったやうな問題を、鼓を鳴らして日本のほうから責めたるくらゐの姿勢というものがなければいかぬ。これは予算委員会においても私申しましたけれども、どうもアメリカに対してはに敗戦以来の考え方といふますか、従属とか屈従とか申しませんけれども、とにかくそういう気分が日本には残り過ぎておる。私はあのときも申しましたけれども、アメリカの大学教授が本を書いても、日本はアメリカとともに立つておるといふことを初め書いておるけれども、あとカンマを切つて、アメリカのうしろに立つておるといふてわざと書いておる。あれは佐藤内閣のために書いたのかどうか

知りませんが、イット・スタンズ・ウイズ・ザ・ユニテッド・ステーツ、カンマを入れて、ビハインド・ザ・ユニテッド・ステーツと書いておる。アメリカの大学教授で佐藤さんとも会つた、よく日本を理解している人がそういうことを書いておるといふところに、私は単なることばの問題じゃなくて、まじめに考えますと一つのショッキングな表現だと思つたのです。日本はアメリカとともに立つておるといふことを書いて、それからアメリカのうしろに立つておるといふことをわざとカンマを切つて書かなければならぬところに、問題があると思ふのです。そういう意味で、関税交渉あるいは貿易の問題にしましても、もう少しアメリカに言うべきことは言つてもいい、というところを感ずるわけでありまして、今度の関税の改正におきまして、まあ肥育用の小牛の問題でも、いままで四万五千円の関税をかけたやつを、今度は五千頭ばかりは割当制度で自由に入れるということになったやうですけれども、そういうことをやることによつて、一体アメリカからは何をギブ・アンド・テイクでかちとらうとしておるのか、その考え方をひとつ承知したい。

時間がありませんからあわせてもう一つ申しますが、これは後に出てくる問題でございすけれども、物品税の問題でもそうです。国際経済情勢の何とかなんとか長い文章で書いてあるけれども、結局われわれの直観するところでは、アメリカに言われたから大型自動車、中型自動車の物品税を四〇%もしくは三〇%から二〇%に下げるといふことだけじゃないか。あの法案は一体どこに内容があつた、それしかない。ところが日本の国内においては、六年も前にきめた、物価はほとんど上がつておるときに、六年前の物品税をそのままにしておくとおるとは全くおかしい。あらゆる強い要望が出ておるのに、そのほうは法案としては少なくともまだ出てこない。しかし、アメリカの言つた問題は、大型自動車の物品税を下げろ、はい下げましょう。半分だ、二〇%。関税も

一〇%を八%にしましょう。オールサービスだ。そういう態度にわれわれは非常な不満を持つわけですが、私はただことばだけで激しく対米追従であつてはいかぬといふやうなことを言うわけじゃありませんが、具体的に、アメリカが要望したのは直ちに法案となつて出されるが、国民の要望したものは一体いつになつて具体的に実現するかさっぱりわからない。そういうことでは、ビハインド・ザ・ユニテッド・ステーツになり過ぎる。われわれは、もう少しアメリカに対して言うべきことは言うべきだ。関税の問題でも、われわれはこれだけの努力をして下げるならば、その見返りとして、アメリカがかつてにやっておるものはこれだけは改正させるといったやうな見通しがあるのかないのか、その辺をちよつと何つて終わりにしたいと思ひます。

○水田国務大臣 もう交渉の過程において非関税障壁を向こうに検討を約束させたものがあり、また向うから交換として私どもがかちとつたものもございすので、一応整理して——ワシントン会議で相当こちらはいままでの主張を全部洗い一応主張して一つずつ当たつておる問題でございすから、決して向こうの要求ばかりをいれたわけではございません。
○齋藤委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時十九分休憩
午後一時四十分開議
○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
関税定率法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。奥田敬和君。
○奥田委員 午前中の質問に關連をいたしまして二、三質問してみたいと思ひます。
午前中の御答弁で関税局長は、この関税の基本機能について、財政的見地と経済政策的見地からいろいろな基本機能が多角化していることをお述べ

べになつておられましたけれども、財政政策的に見るときに、やはり間接消費税の特性を持つておる、こういうわけで、午前中大臣にも少し触れてはいただきましてけれども、生活関連物資の関税引き下げによつて物価対策にどの程度の効果があつてきたんだろうかということが私たちの一番の関心事でございますけれども、この下がったものの具体例をちょっと簡単に指摘していただきたいと思います。

○赤羽政府委員 関税引き下げによりまして現実に、具体的にいかに効果があつたか、関税引き下げによりましてどのくらい下がったかという点につきまして、午前中にもちょっと触れたわけでございますが、あらためて御説明させていただきます。

四十六年の関税引き下げによりましてどういふものが下がったかという点でございますが、一部重複するかもしれませんが説明させていただきます。

まず、四十六年でございますが、大型自動車の関税率を下げております。改正前一七・五％でございますが、一〇％に下げております。これによりまして販売価格がどう下がったかということでございますが、代表的な例をとりますと、改正前では四百三十万のものが四百十八万でございます。約十二万ばかり下がっているわけでございます。それからただいま申し上げましたのは大型でございますが、小型の乗用車の場合について申し上げますが、たとえばフォルクスワーゲン、改正前の関税率で二〇％、これを半分にいたしました。一〇％に四十六年度にいたしましたわけでございます。それに伴ひまして、価格が六十九万八千円から五十九万九千円、約十万円の値下げを見ております。

それからカラーフィルムでございますが、午前中にはシートフィルム、大きなものの例を申し上げますが、今度はより普遍的な、一般に市販しておりますカラーのロールフィルムについて例を申し上げます。改正前が四〇％、

改正後が二六％になっております。それによりまして、一本五百四十円の価格であつたものが四百八十円と、六十円ばかりの値下げを見ておるわけでございます。

それからバナナでございますが、これは午前中にも触れたわけでございますが、改正前が六〇％で改正後は国内かんきつと競合いたします十月から三月までは六〇％、そのまま据え置いておりますが、それ以外の月、四月から九月までの間におきましては四〇％と下げました。その結果、小売価格を見てまいりますと、キログラム当たり二百一円であつたものが百五十八円。

それから羊肉を下げております。これは改正前八〇％ございましたのが無税にいたしましたわけでございます。これですと、これは卸売りの値段で表示されておりますが、ポンド当たり二十一円、これが十八円ばかりに下がつてきておるわけでございます。

それから、下げたにもかかわらず価格が変わらなかつた、あるいはかえつて逆に上がったという例といたしまして、午前中に板ガラスでございますとか建築用ボードでございますとか冷蔵庫でございますとか家庭用電熱器といったたぐいの例をあげましたわけでございますが、これらは国際的な需給関係でございますとかあるいは販売体制とか、関税以外の要因によりまして不変もしくは上昇いたしました、かように私は観察いたしておる次第でございます。

○奥田委員 いまカラーフィルムとか自動車とか、いろいろこまかい点にまでわたつてお答えいただいたわけでございますが、ほんとはもう少し、実際は生活関連物資に具体的にどれくらいの効果が出てきたんだろう、そのことはまた消費者物価という面の形にもあらわれてくることをわれわれとしては期待しておるわけでございますが、そういう形になると、消費者物価面においては、はっきりいって全然効果がない、というところがありまして、効果があつて出てきていない。水ぎ

で関税の引き下げという形によつてやつても、

実際問題として、関税局長自身も感じておられると思うのですけれども、関税は引き下げたけれども、しかし現実には中間の流通段階でマージンがいろいろ吸収されて、消費者までには届いてないというのが私はほんとうの姿じゃないかと思うのです。これは大臣の、午前中に確かにこういう流通段階その他によつて、実際関税引き下げあるいは輸入量の拡大等によつてもなかなか現実には物価政策に反映してないということを悩んでおられた答弁によつても明らかでありますけれども、いすれにしてもあなた方は生活関連物資の関税はどんどん引き下げていくべきだと思つておる。それを一体追跡調査というものを、どこと連絡をとつてどういふ形でやつておるのですか、役所の仕組み上は。

○赤羽政府委員 関税引き下げ後におきます価格動向を調査するためにいかなる手段を用いておるか、こういうことでございますが、まずこれは不

断に原局でございまして農林省あるいは通産省と連絡をいたしまして、事務の連絡をはかつておることは事実でございます。それから今回、去る三月三日でございましたが、物価関係の閣僚協議会の決定といたしまして、物価対策というものが打ち出されておるわけでございます。それによりまして、たとえば政府関与物資、小麦でございますとか、たまた政府関与物資、小麦でございますとか、その他の経済事情を参照して、これからの小麦の売り渡し価格を算定するというようなこと、あるいはまたたばこについて、小売り定価について検討を行なうというようなこと、あるいはまた数十品目をあげまして、輸入品の価格動向の追跡調査をこれから行なう、こういうような一連の手段をこれから講ぜんとしておるわけでございます。

○奥田委員 きょう農林省からも参事官もお見えになつておるようなので、また子牛の説になりまして、今度五千頭は無税で入れてあつた一頭当たり四万五千円ということでございますけれども、消費者の立場からいふと牛肉が高いという形で、少しでも安くても量的にも相当な輸入量の

拡大ということを消費者側としては望んでおるわけでございます。牛肉はいまでもやはり非自由化品目でございますけれども、こういうものを自由化まで持つていくときには、いろいろな畜産政策等にも影響があると思つておるのですが、極端に言うともう少し、たとえばスライド税率を適用するとかいろいろな形で、市場とあるいは国内の畜産政策というものをうまく、そのときの情勢で市場調査等の数字等を勘案して、そういう方向に持つていくように努力されておるのですか、またその自由化の時期というものをいつごろに見込んでおられるか、参事官、お答えいただきたいと思つておる。

○斎藤(吉)説明員 ただいま先生の御指摘の牛肉の件でございますけれども、御案内のとおり、畜産の中で牛肉の生産、肉牛生産というものは非常にむずかしいものがございます。御案内のとおり、従来は役畜ということをやつてまいりました。それが機械化によつて機械にとつてかわられまして、役から今度肉専用ということ考え方が変わつてきたという現状でございます。しかしながら、経営の態様をよく見ますと、依然として役畜生産のときから大きく変わつていないというものが残念ながら現状なわけですね。平均の飼養規模が乳牛の場合でございますと大体六・六頭ぐらゐになつております。肉畜の場合はわずかに二・二頭といふ全国平均でございますが、大きなものもござい

ますけれども、大体そういうようなことなので、現在国内で牛肉の生産ということが一つの農業と申しますか産業として十分やつていけるという形になつていないわけでございます。

一方、やはり世界的にも牛肉の生産は非常に足りない。世界も需要の伸びが非常に速い。OECD等の調査によりまして、将来的にはやはり非常に逼迫してくる。どうしてもやはり輸出余力のある国としては将来的にはオーストラリア、ニュージーランドくらいしかないのである。かといふような見通しが出ております。

そういうような状態でございすので、やはり相当程度ものを国内生産ということで確保してまいらなければならぬということで、農林省といたしましてこの点を力をつくして、明年度の予算等を御審議いたしておるわけでございすけれども、その中にも肉牛対策ということとひと十分に取り入れていきたいということをお願いしておるわけでございす。そういう状態でございすので、やはり弱い生産体制でございすので、これが力をつけていくにはかなり時間が必要ではないかということで、現在のところ牛肉を一、二年内に自由化するというようなことはちょっと考えにくいのではなからうかというぐあいになっておると思います。

○奥田委員 今度の改正で関税業務簡素化とかあるいは輸入業者のそういう事務的な便宜をはかる見地からでしうけれども、大抵判別困難な五十二品目ですか、税率調整措置をとるということになっておるけれども、たとえばそれは一体どういうものですか。

○赤羽政府委員 現在の関税率表、物品の分け方が、率直に申しますと、非常に厳密、科学的ではございすけれども、いろいろな産業の生産品の多角化あるいは進歩によりまして、経済的に税をかける、こういうぐあいの立場で見ましたときに、そこまで区別せぬでもいいじゃないかというものが非常に出てきておる。代表的な例として申しますと、たとえばエビ、生きているエビでございす。これを海からとってそのまま乾燥したエビと、それから水に一たん入れて煮沸してそのあと乾燥したエビと、これは関税率も、いまそのままだ乾燥したのが七・五、一たん煮沸したのが一五・五、こういうふうに関税が分かれておるわけですが、これは現実には荷物が入ってきたときにとても区別がつかない。また経済的にいいにしても、これを二つに分けて税率を変えておく必要はないじゃないか、かようなものがあるわけでございす。そういうものを今回一本にする。それからまたさらにミシンでまっすぐに縫えるミシンとジ

グザグ、こういうミシンはキャップをちょっと変えれば、本体を全然動かさなくてもすぐできる。こういうことに相なっておるわけでございす。こういうこともまた現在税率が違つておるけれども、別にしておく必要はないではないかということで、これを一本にする、かようなことを今回品目分類の調整としてやっておるわけでございす。

○奥田委員 それは低いほうのあれに調整するわけでしょうね、いま一五とか七・五とかいふのは。

○赤羽政府委員 お尋ねのとおり、低いほうに全部調整をしております。

○斎藤委員長 関連して丹羽久章君。

○丹羽(久)委員 ちょっとお尋ねしますが、私は自由化貿易に対して、食料問題をおもにしてお尋ねいたしたいと思ひます。

これは関税のかかる——大蔵省関係、農林省の参事官も御出席になっておるんですが、自由化貿易ということ、自由化になるといろいろのものが入るといふこと、ドルの問題等々で、国民は、いま奥田委員の質問せられたように大きく期待して、安くなるだろうというように都市消費者面では考えていたのですけれども、率直に言つて、デスティックには安くなった、食料品ではない日用品のうちカラーフィルムとか自動車とかいうのは安くなりましたという説明がいろいろあつたわけでございす。それ以外に一部あつたわけですから、ほんとはいまだ一番やかましく言つていふところの主婦連から言わせると、ずいぶん高い、高いという声もありましたし、調査してみてもほんとにまだ安くならなければならぬと思うものが、輸入品で比較的安くならないということ。私は、一つの例をあげますと、アメリカに行つて感じましたことは、自由化貿易にはなつたけれども、業者というものは商社を通じて買入れをする。その業者自体というものは資本力があり、バナナの場合はそれに対する蒸す室を持つておる、その施設もできるという力があるとすると、そういうよ

うな人たちに自由にやらして、競争的にもつと消費者に安く食べさせる必要があつたと思ふ。グレイプフルーツでもそうでありまして、それが買入れたら何名かの業者以外は自由化になつても買入れすることができない、輸入させることができないというように申し合はせか、政府の指導が、ほかのものに許可しないというやり方をしておつては少しも自由化でなくて、その連中たちが話し合いをしてこういう相場以外に売つちやいかぬよ、売らないことにしようよということになれば、その価格が保たれていくのであるが、これは私は非常に大きな利益をあげることであつて、関税において安くなつてくるといふ、片一方のほうではあまり下らないといふ、その利益といふものは税金で納めるからいいといふことかもしらぬが、消費者にとつては非常に迷惑な話ですが、これはどちらでもよくございす。そういうことをきめられるときに、基本的な問題であるが、どういふふうにおきめになつておるのですか。たとえば、グレイプフルーツなんかでも三百円も四百円もしておつたものがいまでは百五十円だ、二百円だといふこと、ある特定の業者が大見切りをつけて売つたといふことだが、私が現地で聞いてみたら二十円ですよ。運賃かけてみたつたてたいた金ばかりませんよ。そうしていま幾らで売つておるかといふと、百円以下ではどこでも売つていないですよ。たいへんな利益をあげる。どのくらいの商社がやつておるかといふと、ある商社を中心にして五社くらいはその資格を持つておる連中だけ、あとはだれも入れません。ほかの連中は買付けすることは全然できないようになっておる。自由化といふ考えと基本的な違つておる。自由化、これは一べん農林大臣にもよくはそれを克明に一つ訴えてみたいと思つておるが、参事官知つていらつしやるかどうか、あるいは関税のほうも関係することであるが、その点どうなんでしょう。

○赤羽政府委員 ちょっとそれに触れる関税面か

らのほうの問題について御説明申し上げたいと思ひますけれども、自由化に伴ひまして、午前中の御質疑にもありましたけれども、関税をすつと上げるとか、あるいはそれほどもございせんが、関税制り当て制度といふものをとつておるというところは、いままでの自由化の過程において行なわれてきておるわけでございす。たとえば、関税制り当て制度をとりましますときには、国内の需給を乱さないようにある一定の制り当て量につきましては税金を無税にするとか、あるいはぐつと低いものをかける、ある一定のワック以上のものについては関税を高くする、こういうような形が普遍的な形でございす。その第一次の制り当てを行なうその制り当てのやり方につきては、いま御指摘のような問題が起こることか一つと、それからもう一つのこと、完全な自由化という場合、グレイプフルーツあるいはバナナがそうではないかと思ひますが、後刻農林省のほうから御説明があると思ひますが、そういう完全自由化の場合におきましては、制り当てという觀念は全然ないわけではございすので、御指摘のような問題はあつたのではないかと。ただ商取引の慣行と申しますか、いわゆる総代理店制といふようなものが民間ベース、コーマーシャルベースといふもので行なわれておる。これが事実上一手独占といふことになりまして、いろいろ価格の上にも悪い影響を及ぼすといふような点はあるようではございす。その制り当てそれ自体についてどういふ方法もしくはどういふ方向をやつておるかといふ点につきては、農林省より見解を承りますよう……。

○荒勝政府委員 お答えいたします。

グレイプフルーツの例でございす。昨年の七月にグレイプフルーツを自由化したしまして、その後アメリカの太平洋岸における海運関係のストライキといふことが、争議関係で一時なかなか値下がりがしなかつたのでありますが、その争議の解決後、十日前後から急速に自由化の効果があらわれてまいりまして、御存じのように、一時

は一つ二百五十円から三百円、少し大きな玉になり
ますと五百円近くしておいたものが、十一月
ろから急速に下がりまして、その後年末から年始
にかけては相当価格も安定してまいりまして、
ただいま御指摘のように百円前後、あるいは高い
ものでも百五十円、一時安いときは一つ四十円前
後でも、品質の悪いものでございますが、そうい
うものが相当市中に出回っておったようござい
ます。自由化したしまして、グレイプフルーツの
問題、アメリカでもカリフォルニア州中心のグ
レイプフルーツあるいはフロリダ中心のグレイ
プフルーツというふうにそれぞれ産地を異にしてお
りまして、一部業者のいわゆる私的独占といった
ら語弊があるかもしれませんが、そういう
形で商取引が、相当大ぜいの輸入業者がアメリ
カ並びに南アメリカ共和国のほうで買付けある
いは商取引がそこで開始された、こういうかっ
うになっております。自由化によりまして、政府
といたしましては何らそれについて拘束している
のではありませんで、ただいまグレイプフル
ーツは自由化になりましたので、何ら政府で割り当
て等もいたしておりませんし、逆にあまり指導を
してないといつてしまわれるというようなかっ
てございまして、オレンジ等はまだ割り当てが
残っておりますが、これは従来も一つの割り当て
方式に基づきまして割り当輸入が行なわれてお
りまして、そういうふうになっておる次第でござ
います。

○丹羽(久)委員 説明を聞いていますと何か納得の
できそうなことですが、ほくは向こうへ
行って、一体ここへ何名の業者が入っている、
オープンになったからそれぞれの力でみんな
買付けに來ておるだろという話をしたら、い
やなかなかできません、ちゃんとそれは政府指導
で簡単にやらせませんよ、きめられた業者以外は
やらせないですよ、こういうことを言っておるん
です。これはどちらがほんとうか、これから私
は専門的に、大蔵委員会ではなくて農林委員会が大
臣を中心にしてやろうと思っております。ほんと

り自由化せられるということになってくれば、
やっぱり自由化せられたように競争してもらっ
て、そうして安いものを国民の皆さんに供給して
いく。ある半面においてはやはり農村を守って
いくためにそれは考えなければならぬ、そうい
うようなことから規制をして考えられたものはそ
れとして、それ以外のものではあつたら、私はど
んどんと安いものを食わせてあげることが必要で
あると思うが、特定の業者だけが利益をあげるな
んというふうなことがもしあるとするなら、それ
は是正していく必要があるだろうと私は思うので
す。

バナナでもそんなんですよ。たとえば私が名古屋
屋でバナナをおろせと言ったときにはすいぶん
反対し、入れろと言ったときには反対をせられ
た。いいですか、これはよく記憶しておつてくだ
さい。そうして、それは消費者の方々が一つの連合
体をつくりつて、そうして入れてもらつた
らいまの価格の半分ぐらいで皆さんに供給できる
からやらせろと言つたのを、どうして農林省は
反対をした。当時の次長は賛成して、けつこうで
す、やりましようといつておつたが、そのうちに
わつていつてしまつたら、あと反対して許さな
いんだ。それでほんとうにやらせないで、それで済
んだかというふうでない。そのうちにちゃんと
いままでの既存業者がそこへ乗り出してきたら、
それに許可を与えておるじゃないですか。そうい
うようなやり方をして、そういう業者のみの力を
結果させて、そういうような人たちのみに独占的
に利益を上げさせるというふうな時代は実際もう
去つたんですよ。農林省の考え方というものは
もつと頭の入れかえをしてみなければいかぬ
と思ふんだ。消費者があつてそうして生産者があ
る。全世界の生産者は生産者として日本に物を
送ってくるんだから、そこに関税があつて、日本
の税金の足らざるを補つていくということ
になるわけでしょう。それを特定の業者のみだけ
に支配させて、そういうふうなことをやつていく
というふうなことがはたしていいでしょうか。私

はそういう政治はよくないと思つてゐる。いつま
でもそういう政治をやるべきでないと思う。だか
らグレイプフルーツでも、希望した場合あなたの
ほうが何も制限をしない。通産省も、そういうこ
とを希望する人はだれでも買付けしなさい。国
内へ持つてきて腐るようなものは揚せさせま
せんよというふうなことだつたら、何百社という
なものが押しかけていつて、それぞれの手する
買い求めをするであらうしょう。けれども実際何
十社と認めていませんよ。あなたはどこまでも
んなものには口ばしを入れていない、そんなもの
には関係してない、だれでも行つて買えるとい
うことなら、そのあなたの御答弁を十分私は腹に
入れておいて、食い違つてゐるときには責任を
とつてもらふように、ひとつしつかりやります
よ。私は向こうで、現地で聞いてきたことですか
ら、私が間違つてゐるかもしれないが、けれども
事務の責任、行政の責任者であるあなたが、そ
ういふことにはタッチしない。だれでもやれるよ
うになつておられますとおっしゃるなら、ほんとうに
そうであるかどうかということを追跡調査しよ
う。いま農林委員の言われるように、やはりほん
とうにそういうふうな下がつてきておるのかどう
かにそういうふうな下がつてきておるのかどう
かという事態を見られたことがあります。私は
持つてきていませんけれども、一個のナスが七十
円だという。こんな高いものがありますかと消費
者連盟の婦人たちは言うから、時でないのを食べ
ようと思えば高いですよ、夏になつてみない、
一山幾らで買えるでしよう、それを考えてもらわ
なければちよつとそれは困りますよ、という話も
してある。そのときに彼らが、輸入せられるとい
うことになつたら、私どもは円の切り上げ問題か
らいつたて安くなるはずだのにどうして安くな
りませんか聞いたときに、どう言つて答へられ
るのですか。答える道というものがちゃんとない
ればならない。それを農林委員長も追跡してお
る、それを調査しておるかどうかということ
を言つておる。少し私の言うことに耳を傾けても
らつて、デスク的な話でなくて、実質的な、真剣

に一つのものを探つてみて下さい。そうした
ら、どれだけ下がつてきたかということが——テ
レビなんか下がつたのは日本だつて下がつたの
ですよ。十万円もするものがいま五万円も出し
たら買えるじゃないですか。それでしよう、実際
に。十万円しておつたものが五万円八千円で買え
ますよ。だから、全体的にそういうふうな競争して
くれば安くなるのですよ、実際。ほくは四年も前
にテレビの問題は、藤井先生が知つておられるけ
れども、商工委員会でもその問題を取り上げた。一
体、十五万円も十八万円もするテレビというの
はどこに金がかかるのだ、一体幾らだということ
を——べん通産省言つてみろと言つたときに答へ
ておつたんですよ。そのときアメリカで幾らで
売つておつた。十一万円で売つておつた。日本で
八万円もするときに十一万円で売つておつた。外
へ出すものがそんなに安くて、国内のものがそ
んなに高いというのはおかしいじゃないですか、一
体ほんとうに幾らかかるんだということを知つて
おるのか、物品税をかける以上はわかつておられ
るはずだろと言つてほくは聞いたことがある。
そういうこともあるのですから、いまの問題
だつて私は根拠のないことは申しません。アメリ
カの一部であるから全体ではたかさんの人が入
つておるかもしれないが、ここでそういう議論を
すれば奥田先生に迷惑をかけますからやめませ
れども、一べんよく真剣に考えてもらいたい。
どうもありがとうございます。

○奥田委員 これは御答弁を必要といたしません
けれども、確かにいまのグレイプフルーツの問題
に限らず、丹羽委員から指摘されましたように、
私は、こういう国際社会には競争力にうちか
つていくという形の農林行政をなさつていくと思
うのですけれども、まず、はたして輸出農業にまで育
て得る日本の農業なのか、あるいは自給農業なの
か、こういう点をしっかりと——自給農業でしか
いけないのだ。その自給農業も農林省のお考えで
いくと、自分のなわ張りであるというところで保護
政策にどうして走りがちである。そういう形の

中で、消費者がほんとうに要望するような安いのがなかなか手に入らないような悪循環を来している。こういう傾向も多分に私は見られると思います。特に先ほど参事官から肉の問題についてお話しがございました。御説明は私も納得できます。確かに肉牛というのになりますと、ほんとうに一つずつしか小供を産まないわけですから、やはり保護しない豚とか養鶏、鶏あたりはがえってどんどんそういう国際水準に達している。競争力もついておる。ですから、いたずらに保護政策だけが必ずしも——今後のそういう方向づけとしてはもう、一ぺん点検してみなければいけない時期に来ていると思う。この間も農林大臣に言っておいたのですけれども、自給農業としていく場合でも、自給率をあまり過大に見ないで、むしろ低目、低目にとらえていく姿勢のほうが大事じゃないだろうか。そのことが逆に安い輸入によって消費者対策にも続いているのじゃないかというのを思います。これは私の意見として申し述べておきます。

繊維のほうで、通産省から繊維局長がお見えのようでございますから、私のほうのローカルの産業にも関連いたします。原糸関税の問題について少しお伺いしてみたいと思います。

私の選挙区である石川県あるいはお隣の福井県あるいは新潟県、こういったところは御存じのとおり、日本のほとんど合成繊維の主力産地であることは局長もお認めになると思いますけれども、私らのほうの繊維業界で、日米繊維協定以後そういう意味の危機感というものが特に強く現地をおおっておるわけでございますけれども、現実には原糸、合繊糸は輸出産業である。非常に強い競争力も持つておるし、そういう点においては化繊メーカーによって独占されているような企業であることは御存じのとおりですけれども、これにいまのところ一二・五%の関税があるわけですね。なぜこれを撤廃しないかという形については、いろいろ通産サイドからのお答えもあると思います。この原糸関税を設けておる、まあ産業保護面

もあるでしょうけれども、まずそれに対しての局長の御見解からお伺いしたいと思います。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま石川地方の繊維産業に密着いたしておられます。原糸の問題は、合繊の糸のことであらうと考えるのでありますが、合繊糸につきましても申し上げるまでもなく、昭和四十年以降いわゆるメーカーの後発会社が増えてきたし、四十五年度におきましては、非常な設備競争といえます。増設が行なわれたのであります。さらにたまたま先生のお話のように、昨年度以降日米政府間協定の問題もございまして、円切の切り上げということがございまして、たまたま合繊糸の需給は非常に緩和といえます。供給過剰の状態でありまして、さらに海外の、特にヨーロッパ諸国、西独であります。そのヨーロッパ諸国の合繊の生産能力が近年非常に大きく伸びておるわけでありまして、国内におきまして供給過剰であり、ヨーロッパ諸国の合繊糸の供給が非常に大きく伸びておるといふような観点から、現在の協定関税率一二・五%であります。これにつきましては、ただいまのところこれを維持したい、かように考える次第であります。

○奥田委員 いま局長から大体市況は供給過剰である、そのことは私もよく理解できます。もうすでに日本側に協議を求めてきておる。もうすでに日本市場において向こうがトリガーに基づいて米市場においてもそうであり、おそらく供給過剰といふのは実態だろうと思えます。そういう意味で、いわゆる合繊メーカーはすでに操短といえます。そういうことにも移つておるようでございます。ですから、そういうことで私たちのような産元側の意見も実は聞いてほしいのです。なぜ原糸関税を撤廃をしてほしいという動きがあるかということ、これは確かに市場は供給過剰になってきておる。あるいは今度は操短にまで移つていくだろうということになります。結局こういう化繊メーカー、非常に大きなあれでありますけれども、数が少ない、そういう形の中で不況カルテルが結ばれていくおそれがあるんじゃないだろうか。たとえば今度

はそういう操短によつてもなおかつ不況が打開できないときには、結局内地に高く、輸出には安くというような形でいわゆる産地側が圧迫を受けるんじゃないだろうか。したがっていま産元関係の産地側としては、何とかしてコスト産業から技術産業へ転換しよう。世界一のいわば技術というものをフルに動かしていかうというところで技術産業に努力しているわけですね。ところが、こういう関税で守られているという形で、いわば不況カルテルをやられても何をやらせても指をくわえて見ていなければならない状況にまたやられるのじゃないだろうか。はつきり言うと、糸高で製品安という形にまた追い込まれていくんじゃないか。さすればこういう形で不況カルテルの歯どめとしてもこの原糸関税というのについてはそういう時期が来たらいつまでもそういう産元救済策としていろいろな形で撤廃もしくはそれに近いような軽減をする措置をとつていこうという方向を地元の産地側の要望として私は聞いておるわけです。こういう点については局長はどういうお考えでございますか。

○佐々木(敏)政府委員 合繊メーカーにおきましては、自主的な操短をいたしておられますけれども、ただいまのところ先生のおっしゃいますように、不況カルテルを結ばうというような動きはございせん。ただ輸出関係が急速に減少いたしましたし、そのために特に糸を使って製造いたしました産地の中小企業の操業が低下するといふような関係から、輸出のものにつきましてはのみ輸出会社をつくらうというふうな構想はございせん。ただこれはただいま申し上げましたような、輸出ものをつくつておられます中小企業の生産の操業維持といえます。御心配のようない糸高製品安という関係にはならないかと存ずる次第でございます。ただ、先生のおっしゃいましたように、もし将来こういった糸高製品安というふうなことが起こる場合には、私ども繊維産業全体の問題といたしまして、これから産業構造審議会、繊維工業審議会、

そういった通産大臣の諮問機関におきまして繊維産業全体の問題を審議をお願いする予定に現在なっております。当然に関税問題は重要な産業政策の一端でありますから、十分御審議をいたしたい新しい方向を見つけない、かように考えております。

○奥田委員 局長の答弁、非常に納得できます。特に局長にお願いしておきたいのは、メーカーがそういう二重価格を採用していくというふうなことがないように、特に行政的な見地から指導をしていっていただきたい。これが私の大事な要望でございます。いまお話しになりましたけれども、こういう状態のときですから、たとえばメーカーが出資して買い上げ機関を設置しようという動きがあるわけですから、これの進行状況についていましてお話しできますか。

○佐々木(敏)政府委員 この買い上げ会社の構想は、実は日米政府間協定が締結されました直後から合繊メーカーの間で起こつておる問題であります。まだ通産省に対する輸取法の正式な認可申請はございせん。大体今月中に認可申請があり、通産大臣といたしましては、条件等を見まして受当であれば公取と協議をして認可する、そのような措置を進めたいと考えておる次第でございます。

○奥田委員 時間が来ているようでございますが、最後に一点、繊維局長にいま一度お尋ねしたいのですけれども、先ほど触れましたように、アメリカ側からすでに合繊関係の十品目ですか、それが相当オーバにしておるということで、トリガーに基づいて日米協議会の開催を申し入れてきておるということを新聞紙上で拝見するわけですね。これはこの間の日米繊維協定の条文中に盛り込んでいる弾力条項の初めての適用であらうということ、私たちが何とかしてまだ規制数量に達していない死にワックと申しますか、そういうことを活用して、できるだけ輸出の継続という形をはかつてほしいと皆さんにお願いしておるわけですが、この協議会の開催は大体いつごろになるか、また

これに対して臨む組織当局の態度、それについてお答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木(衆)政府委員 三月三日にアメリカから政府間協定六項(仮)に基づいてトリガーを引いてまいったのであります。対象品目は糸を中心にしてしまして十品目であります。ただいま省内におきまして、関係業界とも相談をいたしまして対策を検討中でありまして、いままでのところ大体この協議水準という数量は、十品目全部ではありませんけれども、ある程度妥当な水準であらうと考えます。私ども事務的に十分検討いたしまして、三月末ごろ向こうで協議を持ちたい、かように考えております。

○奥田委員 終わります。

○齋藤委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 けさほど、私なりにこの法案に盛られておる関税率の修正について、もちろん自由化を前提として、おのおの目的を持った税の修正等を考えまして、物価関税、特定企業保護関税あるいは経済構造改革をねらった関税、公害防止関税、こういう内容等に整理をして質問を始めたわけでありまして。

その第一の物価引き下げ、いわゆる国民生活に關連をして引き下げた関税について、けさほど局長も、いまの質問に追跡調査の結果を言われておりました。それは重複するのでその点は省きまして、皆さんのほうからよこしました資料の中で、関税を引き下げたけれども少しも価格が下がらないものと逆に上がったものと二つある。価格が下がらないものは家庭用電熱器類、局長から配付された資料の五にありますが、それから六の馬肉、これは逆に価格が上がつておる。上がつております。そうして、私は大蔵委員でなかったのではありませんけれども、昨年この関税引き下げの提案の理由は、生活關連のものとして価格を下げるという提案の説明で引き下げた税率です。したがって、下げることの目的として引き下げた関税がその目的を果たさないで、価格は少しも下がらない、イコールだ、逆にまた上がった、こういう

ことを追跡して、判明すれば、皆さんの提案をした関税引き下げは失敗である、見通しに誤りがあつた、こう見なければならぬのではないかと私は見たわけなのです。そういう反省があつて、また直していくというのをしなければ、関税というものは、国民生活に非常に影響を与える、しかも国民は目に見えないのである、どうしてこうなつておるのかわからないのが関税なのである。せっかく追跡をした結果が出ればそれを修正する、そこから教訓を受け取つて、来年度に修正するといふのでなければ、この関税法の修正というものは、何のために国会で審議をしたかといふことの意味がない。そういうことで私は、局長にこの追跡結果に基づいてさらにわれわれの見通しが間違つておつたと考えておられるのか、あるいは馬肉関係は農林省であるから農林省と歩み寄りしてきめられたものであるのか、政策と関税の引き下げと合つておつた結果が出るので、見通しが農林省が間違つておつたのか、大蔵省が間違つておつたのか、そうでないのか、やはりここで意見を述べられて、これはまた修正をいたします、いやいまはそうではないが、あと半年もすれば下がりますという答弁をしなければならぬのじゃないか、そういう趣旨に基づいて局長及び農林省の局長から御答弁ください。

○赤羽政府委員 昨年の関税率法の改正におきまして、物価対策に資するために関税の引き下げを行つたのでございます。それで引き続き本年度につきましても同じような柱を立てて関税引き下げ、物価対策に資するという観点からお願ひを申し上げておるわけでありまして、午前中の御説明で申し上げましたとおり、関税機能は物価対策として使つておる、こういうのはっきりした明確な意識が出てまいりましたのは三十九年以降でございます。それ以来関税率法改正の重大な一大眼目といたしまして、この物価対策というものが上がつてまいつておるわけでございます。そこで、関税を引き下げて物価に直ちに影響があつたかという御質問がまずあると存じますけれども、関税が下がりました、それに伴つて、もちろんほかの要因もいろいろ入つてくるのでございまして、かような例を先ほど来申し上げておるわけでございますが、にもかかわらず、不変、もしくは上がつてしまつた、こういう例も同時にあげておるわけでございます。その価格は、もういままさら申し上げるまでもなく、関税だけでございませぬ、いろいろな複雑な要素が入りまして価格がつくられておるわけでございます。率直に言ひまして、関税だけを下げたらもう全部問題なく下がるかといふ点につきましては、やいろいろな問題があるかとは存じますが、少なくともこれが非常な契機になるというところは疑いをいれないかと存じます。そこで、ただいま申し上げましたやうな、上がったやうなあるいは変わらなかつたやうな例につきましても、上がったあるいは変わらなかつたという時点は、関税改正を行ないました四十六年度度でございますと、四十六年度中、少なくとも十一月くらいまでの時点をつかまえて一応統計をつくらしていただいたわけでございますが、そのあとまたどうなつておるかといふ点については御説明申し上げますのでございまして、そのあと下がつておりますというお話をさせていただきます。

たとえは冷蔵庫でございますけれども、改正前の価格に比較して変わらなかつたわけでございますが、ことしに入りまして、四十七年三月より、変わらなかつた価格が大体平均で、輸入品でございますが、たとえばウエスチングハウスの冷蔵庫でございますが、これは十七万円という数字でございます。四十七年三月より十五万五千円に値下げといふことが発表されておるわけでございます。それから家庭用の電熱器でございますが、これが変わらなかつたといふと申し上げたときの価格は、Gのアイロンであります、これが一個当たり七千二百円という数字でございますが、これが四十七年三月より六千七百円へ値下げをいたしておりました。それから同じようなトースター、これが同じ

くGのもの九千五百円が四十七年三月より八千五百円へ値下げをするということを決めたしておるようでございます。こうした値下げの關係は、去年の関税の引き下げが少しおくれ出てきた、こういうことを申し上げておるわけでは別でございます。これは平価調整の關係があるのではないかと観測いたしておりますけれども、逆にまた、関税を當時ある程度引き下げておかなければ、平価調整の効果はまたそこで減殺をしようといふやうな、消極的のマイナスの意味においてもその価格の引き下げといふのに効果があつたもの、かように考えておるわけでございます。

○齋藤(吉)説明員 御指摘の馬肉でございますけれども、これもどの時点とどの時点とを比較するかといふことで、ある別の統計をとりますと、下がつたといふ数字も出ないわけではございませんけれども、お手元に参つております資料では一応上がつておるといふ形になります。これは同時期にやりました羊肉のほうは非常に下がつておるわけでございます。輸入量から見ても、羊のほうは約十一万トン程度、それから馬肉のほうは三万トン程度でございます。そういうことで、数量的な意味合いから申しまして、これだけの価格操作の影響があらわれなかつたといふこと、それからおそろく海外市況、それからそこに出ておりますのは国内産との突つ込みの小売り価格、卸売価格といふことになつておるわけでございます。で、その辺が相殺されて、そういう形になつていたと思つておるわけでございます。これからの推移の中で、輸入量も非常に多くなつた時点では、また別の形が出るのではないかとはいへない、考えております。これはゼロに、無税にしたわけでございます。それなりの効果はあつた、かように考えております。

○山中(吾)委員 暫定税率ですから、したがつて、基本税率に対して特別法の關係であり、内容的には時限法で、大体暫定的に一年、これは一年ですか、一年でしよう。——そうして様子を見ては延長する、国会の承認を得て延ばしていくもの

だ。したがって、皆さんが見通しとして提案をするときに、ここに書いてあるように、生活関連物資として関税を引き下げて物価を下げるという目的を明示して出されておる。一応一年でしよう。一年の間に効果がないとすれば、行政官としては見通しが誤りだ。いや三年で下げるという見通しで引き下げるのでしたら、三年というところで出されるならわかる。私はその責めていないのです。ただ午前中言ったように、関税行政の原則が確立していいので、思いつき、場当たりあるいは力関係ということで混乱をしておると見たので、今後の問題として言っておるわけなんです。

そこで、大蔵省の関税局長のほうの話も、あとで下がつたというのは、四十七年三月よりと言っている。昨年は内容的に一年の時限立法的な修正提案だから、その間には下がつていないのです。一年以内に下がる見通しだから、生活関連として下げたのでしよう。提案のしかたは、そういうことであるから、もし提案をして、これは関税率を下れば物価は下がるのだという確証があるものが生活関連の項目として提案をされ、説明と結果が一致しなければ行政の責任はどこにも生まれてこない。私には言っておるものであって、こういう結果、見通しがつかない場合は、関係農林省その他とさらに下げるまで税率を下げるのか、これは失敗だから何ぼやっても下げないのなら、財政関税の思想で手数料としてとにかく取るのだ、国民生活を安定するために物価を下げるために税率を下げて国の財源を少なくしておるといふことはもう目的に合わないのだから、どうせ下がらないのなら高くしてもいいという論さえる。財政、関連から言えば、非常に混乱があるのじゃないかとぼくは見たのですが、そういう意味において今後その辺をいま私が問題を提起したのであって、検討するべきではないか。物価を下げる目的で税率を下げたならば、下がるという実績が全部出るような提案のしかた、吟味をされるべきであつて、馬肉の問題にしてもいま参事官が説明いたしました、八%、六%のものを無税にして、にも

かかわらずキロ百九十四円が二百三十二円に上がったおるのである。三百二十三円が四百五十五円に上がったおる。そして馬肉は輸入量がふえておる。それで価格が上がったおる。そういうことはやはりどこかにこの税率を下げるのときの関税の関係及び農林省関係の政策と税率も含んで見通しを立てたときに誤りがあつたのではないかと私は皆さんにお聞きしているものであつて、結果がどうだ。こうだというのではなく、今後の問題としてやはり関税行政の基本原則を物価を下げる目的なら、あらゆる検討をして税率を下けたら下がるようにすべきだ。大きな意味においては、国の財源を少なくして、そして物価を下げて国民の生活を安定するということなんです。関税を下げてなお物価が上がるなんていう行政は何の行政の目的かという論にやはりなるでしよう。その点をお聞きしているのです。今後こういう追跡をした結果、こういうものが出たときにこの資料を教訓として修正するための資料じゃないのですか。私は、弁解などはしないでいいのです。こういう結果が出たことについて皆さんは今後どう考えるかという御意見を聞きたい。

○赤羽政府委員 関税定率法等の改正をお願いします。去年、ことしと物価対策として品目をあげましてお願いをしているわけでございまして、その目的は申し上げるまでもございせん、先生のいまおっしゃいましたとおりでございます。これによりまして現実に具体的に品物が下がらなければ、これは話にならないことはもう御指摘のとおりでございます。しかも、関税引き下げをやりました品目につきまして、これだけ下がりまして、こういう御説明を申し上げたわけですが、下がらぬものもあるということで、あわせて御説明したわけでございまして、それが見通しが誤つたじゃないかというお話でございますが、少なくとも期待に合わなかつたということは事実でございます。ただ何回も申し上げましたとおり、価値にはいろいろな複雑な構成要素がございまして、それがどこの責任かということとは、

これはとても数量的に把握できない問題でございまして、われわれは関税の立場からいたしまして、引き下げをはかることによって物価対策に資する、こういうことを期待してやっておるわけでございます。

それから、暫定法で一年だろ、こういうお話でございます。まさにそのとおり、一年でございまして、関税というものは、ほかの内国税と違ひまして、非常に経済の情勢、産業の状況によりまして弾力的に配慮していかなければなりません。ものすから、原則として一年ということですが、その一年というものはやはりその実効を見まして、それによつてさらに下げるという、こういう思考なし行政の態度をとるべきか、かように考えておるわけでございます。いまここであげました先生お手元の資料でござんいただきますような種類につきましては、これが上がらなかつた、ことしはまたさらに下げますという点のものは、自動車並びにカラーフィルムについてはさらに下げておる。冷蔵庫も下げてございまして、こういう試行錯誤の過程を経まして、さらにやっておるわけでございます。まあ一番極端な例を申しますと、バナナ、レモン、これは自由化に伴ひましてかなり古くから関税を上げ下げ等しておりますが、状況を見ながら数回にわたつて関税の引き下げをはかつておる、こういう実例がございまして。

○斎藤(吉)説明員 馬肉の件でございすけれども、これは見通しがどうであつたかということのおしかりもあるわけでございまして、結局これでは無税にいたしました、非常に馬肉の世界的な供給が不足をしております。いわゆる国際市況がそれだけ上がったわけでございまして、もし関税を下げなければ、さらにこれにまた八%なり従来でありましたばかき上げになるのであつて、国際水準並みの動きと同じ価格形成になつたという形でございます。その関税引き下げの前の値段、値動きとその後国際的な動きとございすので、その分だけがそういう形にあらわれている。また輸入ソースが非常にたくさんございすれば、その点で打ち消しとか、いろいろ出ると思ふのでございすけれども、何ぶんともそういうことで国際的に市況が上がつてしまつたということでございす。

○山中(吉)委員 この辺にとどめておきますが、要するに、無税にしておるのだから、無税にする、一年以内に下がるという見通しをやつたところ、どうも下がらなかつた。いや、下がらないと思つと、むしろほつておくと上がらなかつたからというのなら、これは上がつておるのです。上がつておるのだから、いづれにしても皆さんの過去を私は何も責任追及をしておるのじゃない、また責任追及すると、こういう資料が出ないです。客観的に正しい資料が出ておるのですから、これをすなおに受けて、やはり関税引き下げその他、これは最初から物価を下げるという目的の関税というあなたの方の説明ですから、そういうことですから、そういう見通しをさらに吟味をしてわれわれに提案をしてもらいたい。こういうことを論議をしない限りは、出しつぱなしで、行政結果について反省をして、行政そのものが改造されないから申し上げておるし、関税というものは国民の目に見えないけれども、見えないところで国民に影響を与えるのですから、私は重大なものと考へて申し上げておる。今後この方向を教訓としてなお検討されることを要望しておきます。

○広瀬(秀)委員 農林省に關連でお伺いします。いまの答弁ですと、馬肉のCIF価格なり、あるいはFOB価格なりが去年の関税定率法の一部改正を通す場合に幾らであつて、ちょうどこの関税を下げたくらい、あるいはそれ以上に市況が上がつたから、この数字を的確に示さない。そうすれば、関税を下けたことによつて下がるというのとは当然だけれども、そういうようにCIF価格なり何なりがくのごとく国際市況の關係で、供給量の關係で上がったのだ、だから、国内の末端価格にそういう状況が出たのですというこ

とを数字でちゃんと示さなければ、答弁になりませんよ。その点をばっちりさしてください。いいかげんなことじゃいけません。

○斎藤(吉)説明員 ただいま前のときの資料を持ち合わせませんので、さっそく取り寄せまして、後ほどお答え申し上げます。

○山中(吉)委員 それじゃあ、いま言われたとおり処理してください。無税にして国民が購入する馬肉が高くなったのでは、国の財源を少なくして国民に犠牲をせしめさせたということ、これは何の意味もない。行政としてはまことにナンセンス、有害だということになるから、やはり十分にそういうことを吟味されて処理してもらいたいと思う。

次に、経済体制といいますが、国内生産構造改革を目的とした関税、単なる個々の企業を保護するだけでなく、長期的展望に立つて国内自給体制をとるべきものなのか、あるいはもう日本の風土ではとうてい国際競争において太刀打ちできない、永久にできない性格のものであるから、これは輸入主義に基づく方針で関税を上げ下げしてあるのかという点が重なり合って出ているものが私には目についたのである。その点を明確にしないと、私はこの法案に正しく評価ができないので、お聞きしたいと思うのであります。

一つは大豆なんです。大豆については、日本の国土における大豆の生産コストはともアメリカその他には太刀打ちできないというので、大体これこそ構造改善ということを目的として大豆の輸入政策をとったと思うのであります。岩手あたり大豆を耕作する農民は完全に全滅をしておる。とうふの原材料納豆その他全部外来の大豆になってしまっておる。これは日本の農民は大豆などはやらなくても十分に生活は守れることでもあるし、私は反対であります。それはそれでいい。ただ、関税行政あるいは農林省の行政の中に、明確に大豆は輸入主義によるのだという構造的な一つの定見があつて、そして大豆の関税操作をしておるのかどうか、その辺を明確にしてもらいたいと思う。

○荒勝政府委員 大豆につきましては、自由化いたしました際に、やはり国内産大豆あるいはなたねについての今後の農業の振興をはかる必要があるということ、これにつきまして大豆なたねの交付金法を制定いたしました。大豆なたねの交付金法を制定して、国内産大豆につきまして基準価格を設けて、輸入大豆との価格の間に至つて不足払いを行なうことによつて現在まで至つておる次第であります。その間、年々大豆の価格につきましては、物価その他のパリティの上昇指数というものを見合ひまして価格も年々多少引き上げてきている次第でございます。その間、輸入大豆は年々非常に拡大してまいりましたが、現在約三百万トン前後の輸入大豆が輸入されて、ほとんどそれが一方は搾油されて、他方は家畜用の飼料あるいはそのまみそ、しょうゆ等に使用されているものと相当であると理解しております。われわれといたしまして、やはり国内産におきまして、特に北海道等におきましては、北海道農業のローテーションの関係で、やはり四年に一ぺんか五年に一ぺん畑作農業として大豆を耕作せざるを得ない。あるいはなたねにつきましても、内地におきましても裏作地帯の裏作といたしましてはなたねの生産を行なわざるを得ない。そういう行なわざるを得ない農家に対して、年々一定のパリティによりまして価格を引き上げて、農家に対して重大な悪影響を及ぼさないように価格の支持をしておる次第でございます。

特に、大豆につきましては、一昨年来の稲作転換という農林省としては大きな目標がありまして、約六十万ヘクタールに及びます稲作の転換を余儀なくされたということの一端といたしまして、大豆等につきましてもやはりある程度、三万五千円という休耕奨励金、転換奨励金でございますが、それを反当出すとともに、さらに大豆につきましては今後、多少でも増産してもらふならばという前提のもとに、この二、三年来大豆の基準価格を年率七、八%前後引き上げまして、耕作農家に何らかの寄与できたということをやっている

次第でございます。さらに、そういった関係もございまして、昨年、四十六年の生産統計といいますが、作付統計で、十数年ぶりに大豆の面積が多少ふえてきたということも事実でございます。今後大豆がさらに伸びるか伸びないかは別といたしまして、われわれといたしましては、大豆作農家について十分な協力をいたしたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○山中(吉)委員 稲作減反のために今度は大豆を少し奨励するとか、刻々に農政を変えていく。もう農民からすれば迷惑千万なんです。だから私は、日本の農政構造というものを、国内産大豆は大体三%ぐらい、四%ぐらいにとどめて、そうして輸入大豆によつてやるという方針が確定しておつて、そして北海道あたりにおいて収入を何するのために裏作で大豆をせにやならぬ、採算がとれる程度に手当てをするというならば別ですよ。いまこれを見ると、大豆を無税にしているんですね。また東北の岩手あたりで少し大豆をやりました。そのうちに多くなると、また援助を打ち切つて、いまま大豆をやつてよくなつてきたから少し耕作を始めたところが、まただめになつてそれを捨ててしまふ。そこで農民は政治に対して完全に不信感を持つてしまふ。だから私は、そういうのでなくて、この大豆を見たときに、やはり日本の農政において構造的に、大豆というのはこの程度で、三%なら三%で大体安定させて、そうして輸入政策でやる、その大豆を原料として油をつくる、油加工で日本の産業というものを国際経済の中で安定し、成長せしめるという方針かと見たのです。そうなら私は賛成する。だが、あなたの説明なら、またこれは農民を背負ひ投げることになると思う。それが関税行政におけるささや、原則が確立されなければ、これは迷惑千万になる。実はこれを問題にしたいのです。どうですか。

○荒勝政府委員 先ほど御説明する際に少し申し忘れたのでございますが、大豆はただいま三百万トン、あるいは今後さらに年々ふえていくのではなからうかと思ひますが、われわれといたしまして、いわゆる搾油用の大豆まで完全に自給体制をしくというふうな考え方は、現在の時点において考へてない次第でございます。ただ、輸入大豆のアメリカ大豆を見ますと、主として搾油用でございます。国内におきまます国産大豆はやはりみそあるいはとうふというのに非常に適しております。アメリカの大豆はなかなかそれに適さない。実際、われわれの不足払い制度によりまして、去年、おとしと相当値段を上げましたにもかかわらず、国内産の大豆がやはり一部、最近の需要の高度化といえますが、国内産の高級大豆に対する国内における需要が非常に強まりました。われわれといたしましては、こういった動向というものを十分踏まえて、みそあるいはとうふ用の食品用に適する大豆の増産ということは今後さらにある程度続けたいかどうか。大体われわれの推定では、そういう加工食品といえますが、そういう食品用の大豆は大体年間の総需要は五、六百万トン前後ではなからうか、こういうふうに見ておりました。この五、六百万トンぐらいのものにつきましては、自給までいきませんけれども、何とか国内である程度供給できるのではなからうか、あるいはまた供給する必要がある、こういうふうにも思ひまして、われわれといたしましては稲作転換という貴重な国費を使ひまして、反当三万五千円の奨励金を出してまで米から何か他の作物へ、休耕よりはましだということで、何らかの作物への転換ということを機会といたしまして、大豆、なたねにつきまして今後何らかの増産を多少呼びかけるというのでありまして、決して自給体制を確立するという考え方で大豆について臨んでいくわけではない、こういうふうに御理解願いたいと思ひます。

○山中(吉)委員 自給なんというのはいへんなんです。だから大体大豆の国内生産を何%に安定さすという方針がないのですかというのです。それがなければ稲作減反でまた便宜上大豆をやらしても、こちらのほうで関税操作あるいはそれに對する価格の支持で農民をつつておいて、もう用がなくなるとまた捨てていく。これを繰り返しているわけ

です。だから、大豆というのは国内産はいまのようには食料関係だけでいけば何%がいいのか確定をして、その指導のもとにやらなければやはり背負い投げを食らわすことになる。それはどうなんですか。これはそういうめどを立ててやっておるんですか。

○荒勝政府委員 ただいま申し上げましたように、食品用に適するのが大体五、六十万トンではなからうかというところで需要の見通しを立てています。

○山中(吉)委員 国内生産余っているじゃないですか。いまい何ばですか。

○荒勝政府委員 いま国内におきまして約十萬トン、先生御指摘のように三萬万トンの約三%前後が国内産で現在できている数字でございますが、それを十萬トンぐらいのものを面積もふやし、また反収等につきましても稲作転換で実験的にいたしますと、現在の反収よりも倍ぐらいいは可能性があらうという試験場のデータ等もございまして、全国の普及所に普及園というものを特に設置いたしまして、農家に対しまして大豆づくりのつくり方というものをまず教えながらかつ今後生産奨励を進めていくということで、食品用に適する豆を特にわれわれとしましては奨励をしてみたい。先ほども申し上げましたように、北海道におきましては特に豆作、冷害に多少弱い点が危惧はされますけれども、北海道におきましては五年に一度のローテーションとして根粒菌を必要とする農業が必要でありますので、大豆類の生産奨励をこの機会にあわせて大いに進めていきたいということで奨励しております。値段等につきましても、先ほども申し上げましたように、この一、二年の間に、たとえば四十四年には六十キロ、一俵当たり四千六百五十円というのが基準価格でございまして、これを毎年三百六十円あるいは四百三十円上げまして、四十六年産の大豆につきましては五千四百四十円というふうに入・五八%のアップ率で、これは最近の農産物の価格政策としては相当大幅な引き上げを行ないまして、今後の大豆増産

に対しまして奨励をしてみたい。ただ、これによりまして国際競争力ができるかという問題は相当問題が残っております。この根っこには先ほど申しましたように反当三萬五千円の生産奨励金がさらについておる。国際的に見ますと、アメリカあたりで相場価格は、大豆の質も違いますが、大体六十キロ、一俵に換算いたしますとまあ千七、八百円前後ということで約三倍近い値段に国内の支持価格がなっております。十分に先生御指摘のような構造改革を含む国際競争力のあるものにまで仕立てるといふ考え方でございせんので、財政支出を見ながら農家の空閑地がないようにやっていきたいというふうな考えておる次第であります。

○山中(吉)委員 自給体制の構造改革と思つていないので、種類によつて自給体制で、種類によつては外国から輸入するのがいいと思つて、私は大豆は自給体制を言っているんじゃないのです。ただどの程度、いまいに食料用の大豆だけというなら六十万トン、それを目標として政策を立てるべきだ、それに際して関税政策もあるだろう。そこで今度大豆は二円四十銭は無税にしている。その関係は矛盾ないですか。いま大豆を増産しようとしておる、農林省の説明では、関税は輸入は無税にしておる。安いのを入れたらこの関税行政と、いまの大豆行政に矛盾はないかどうか、そういうことが一つつすると私にはなかなかわからないので、あなたの説明とこの無税にしておることとの因果関係が私にはわからない。間違いないですか、それでいいですか。

○荒勝政府委員 不足払い制度という法律がございまして、基準価格を年々政府が引き上げると言つておかしのですが、改定いたしまして、適正な価格をきめていく。その基準価格があれば国内産の大豆の生産奨励は十分やっていけるんじゃないか。輸入価格が関税によつて下がりました。その下がった分だけ不足払いによりまして、たとえば、失礼でございますが、国内産大豆の基準価格は五千四百四十円、輸入価格はかりに関税引き下

げによつて二百円なら二百円六十キロ当たり下がりました。その分だけを結局不足払いによつて補うというたてまえになつておりました。ことし大豆につきまして約九億九千九百九十九万の金額を計上したのであります。大豆分につきましてでありまして、これが当初のいわゆる関税を据え置いた場合のときからいたしますと約四、五億ほど交付金の不足払い額を金額としては引き上げておりました。だからかりに輸入価格が下がって不足払いでそれは補つていける、基準価格さえ引き上げていけば、われわれが考えている大豆の生産奨励と決して相矛盾するものではない、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山中(吉)委員 その基準価格を定めてそれを保持するためには国民の税金で操作をするのだ、そういう政策があるくらいならば、関税を下げる、無税にするということはわざわざしなくていいじゃないか。すること自体がおかしいじゃないか。一方で基準価格を定めておるのだから、ある程度の関税というものがそこにあつて、少なくとも現状のままでいいじゃないか。わざわざ無税まで持つていく関税の修正とあなたの説明というものは矛盾があるということをおつておるので、あなたの説明は少しも私の問いにはびつたりこない。きょうはもういいです。あと時間がないうです。それから、その辺アマチュアですから、関税行政と皆さんの増産政策との関係が、因果関係がないように見えるから、いまの説明ではわからないので保留しておきます。あとで説明してください。

それに次いで疑問になるのは砂糖なんです。この砂糖についても、岩手の農民からいうと、ピート問題でひどい目にあつておる。そこで、私がはだ身に感じておる関税政策とそれからピート増産政策の中に非常に矛盾を感じておるのでお聞きしたいのであります。国内の甘味資源自給体制というのか、甘味資源、砂糖をできるだけ自給の方に向かつていくという政策を一度つた時代があります。そうしてピートを奨励をした。岩手だけでも十萬ぐらいの農民がそれに飛びついてピー

ト栽培をした。ところが、これは砂糖汚職事件も関連したと思ひますけれども、今度は国はその奨励政策をもうあまりとらなくなつて、北海道の一部だけにして、関税その他の関係も含んで全減をしておる。そこで、一体甘味資源を日本の国内生産では何%確保——これもそういう政策がなければ関税というのはいづきの力関係で上り下がりすると私は見ておるわけなんです。今度の法案の修正では砂糖関税を上げておられます。上げておられます。税率を上げておる。上げることによつてまた国内の甘味資源の生産を奨励する政策が同時にあつてこれが出ておるのか。一定の奨励をして、またピートが増産になるとべしやんこにやられる。国内甘味資源というのには、これも大豆と同じに何%あるいは気候風土によつて北海道と沖縄だけを保護していく、それでどめて定めていくのだというならば、今度は消費者に安い砂糖を入れるという政策で砂糖の関税は下げていいじゃないか。なぜ上げるのかということがわからぬ。どう読んでもわからないのです。それは関税局長と農林省、もう一度私にわかるように説明してください、両方あわせて。

○赤羽政府委員 今回、関税定率法等の改正におきまして、砂糖のうち精製糖の自由化に伴ひまして関税を上げておるわけでございます。五十一円五十銭から五十七円に上げておるわけでございますが、これはその精製糖をいたしまして内外価格差を勘案して上げておるわけでございますが、砂糖の問題はこの精製糖を自給体ではございせん、むしろ粗糖のほうにあるかと存じます。この粗糖のほうはここの関税定率法ではいじつておりませんけれども、粗糖のほうにつきまして四十一円五十銭という、これはたまたび御指摘をいたしておるわけでございます。この粗糖の高関税につきましては、現在の粗糖関税四十一円五十銭というのはいま三十四年ごろから大体この関税をばつておるわけでございます。言うまでもなくこの高

関税は国内のサトウキビそれからん業糖等、ま

あ沖縄、鹿児島、北海道といった国内甘味資源の保護にあることは明瞭でございます。この自給率は約二〇％でございます。大豆の三％と比べると非常に大きなものに相なっております。砂糖全部を輸入に仰ぐ。したがって、砂糖全部を輸入に仰ぐ。国内で全部自給するというようなことは、これはもちろん農林省でもお考えになってはおりないと思っております。この自給率二〇％というのはいくら高い自給率かと存じます。こういふものを保護する、こういふ前提に立ちまして現在四十一円五十銭の高関税がはられてはいるわけでございます。

そこで、これを下げる余地はないのかという点でいろいろと御指摘をいたしたわけでございます。現在の糖価安定機構と申しますのは、最初的前提としていたしましてこの四十一円五十銭の上に組み立てられておるわけでございまして、この糖価安定のメカニズムの基本に触れることなく関税を動かすことはなかなかできないというようなどことで触れておらないというのが実態でございます。

そこで、国内の甘味資源並びに輸入糖、粗糖を入れまして国内で精製をする。その精製業のほうの保護のことも関連をいたしまして全体としてどう考えるか、こういう甘味資源対策の問題といたしましては農林省のほうから……

○荒勝政府委員 ただいま関税局長がお答えになりましたように、農林省といたしまして甘味資源特別措置法という法律と糖価安定法という法律と二つの法律によりまして国内産の甘味資源の保護育成をはかっている次第でございます。御存じのように、北海道のビートは最近非常に増産されてまいりまして、これは安定的に最近増産してまいっているわけでありまして、約三十万トンとこえるビート糖ができるようになりました。それから奄美方面を中心といたしましての砂糖が約十万吨弱、こういうふうになっておりまして、おおむね横ばいもしくは微増という傾向になっております。それから沖縄産糖でございますが、今後復

帰してまいりますので、これも沖縄の農業の振興には、沖縄農業としてはサトウキビ農業というものは欠くことができないという前提に立つて今後育成してまいりたいという考え方に立つておる次第でございます。その考え方の上に立ちまして、ただいま関税局長がお話しになりましたように、国内産糖保護という観点もありまして、四十一円五十銭というふうに粗糖の関税がキログラム当たり定められておる次第でございますが、われわれといたしまして、今後国内産の甘味資源についてはある程度の自給度を確保する必要があるのではなからうかという点で、今後とも育成してまいりたい、こう考えております。

今回精製糖の自由化が行なわれるという前提で精製糖の関税定率の引き上げをお願いしている。かつこうでございまして、従来農林省といたしまして、粗糖は自由化をした、しかし精製糖までまさか自由化するという考え方がいまの糖安法の体系の中であまり考えていなかった。それが国際情勢のきびしい中で精製糖も自由化せざるを得ないという点で自由化する方針をきめたわけでございます。ただこの関税が古いときにつくられた定率法の関係もございまして、関税格差が粗糖は四十一円五十銭、精製糖は五十一円五十銭だった。十円しか格差が開いていない。ところが実際の加工賃というものは十六、七円くらいかかるといふことで、その加工格差が精製糖と粗糖との間の関税格差であるべきであるという理論計算をいたしまして、今回精製糖の自由化に伴いまして外国産の精製糖も入ってくる可能性もなきにしもあらず、そのかわり関税のほうもおおむね競争力のある、完全に防衛してしまおうという考え方でなく、輸入されることあるべし、均衡ある競争力という点で精製糖についての関税もそこで多少手直しして引き上げざるを得なかったが、その結果国内における精製糖の小売りあるいは卸売り、消費者対策上物価を引き上げるといふようなことは毛頭なっておりませんので、それは糖安法によりまして上限、下限をきめまして、その間の中で

砂糖の価格が安定するようにわれわれとしては今後努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 十分わかりませんが、時間がないので、また次の機会に質問をする機会を得たいと思っております。こういう問題を質問している私の目的は、日本の経済体制というものの到達点に先にあつて、農政の中でも米、麦、大豆、こういう甘味資源の自給度をどういふところにするか、自給ミニマムというのですか、そういうものがあつて、そしてそこから関税行政の具体的な姿が出て、各省の振興計画ができて、政策と関税がうまくマッチして目的を果たすということにならなければならぬ、こう考えて、それがいいのじゃないかというので質問した。

企画庁、どなたか来てもらつておりましたね。一言その辺、企画庁としてはどう考えておるか、お聞きしておきたいと思つております。

○斎藤(誠)説明員 お答えいたします。

企画庁の生活局といたしましては、国民生活の観点からできるだけ関税の負担がないことが望ましいわけでございまして、ただいまお話のありました、また一面農政、農業問題としてのいろいろな問題提起もあるわけでございまして、その辺を消費者の立場あるいは生産者の立場から、関税政策あるいは農政の両方の立場からいかに調整するかというきわめてむずかしい問題でございます。そういうことで、私のほうでも物価安定政策会議というものがございまして、第四部会でそういうたいわゆる原則的な問題あるいはきわめて理論的な問題もございまして、近くそういう学識経験者等によりまして、さらに最近の国際化等の情勢に対応しつつ、消費者の観点の政策、関税政策、農業政策等についても問題を整理いたしまして、しっかりしたものを立てたいと考えております。

○山中(吾)委員 関税行政をささえるバックとしてそういうものは早急に検討すべきだと思うので、要望しておきたいと思つております。

最後に、これは内容的なものではないのです

が、生まれて初めて関税定率法を読んだところが、どこを読んでもわからない。一番最初にページをあけて関税定率法の第四条第一項を数回読んでみたところが、どこが主語でどこがどうなつておるのか何回読んでもわからない。これは政務次官中心に聞くのですが、おそらくこれをつくった人もちよつとわからない、もうつくつたあととはわからなくなつてゐるのではないかと私は思つてゐる。これはやはりせめて専門的な者が読んで、二、三回読めばわかる程度には苦心をして、立法者は考えるべきじゃないか。

そこで、いまお配りしましたが、私、きのう見たのでけさ刷つたのです。備考のほうを見ていただきますと、本文だけの文字が百二十七字で、カッコ内の文字が二百六十四字、倍ある。これではわからないのです。カッコ内も読んでいくものですから。少なくともカッコの中の文字が三分の一以下でない文章として幾ら読んでもわかるはずはない。これは立法技術上少なくとも国会議員が読んでわかるように――審議をするほくらが読んでほとんどわからないのですよ。ほとんど読んでいないと思うのですが、読んだばかりがわからない。そのカッコ内を全部省いて、その分だけこへ書いてみたのです。そうしてこれも二回ほど読んだらようやくわかる。主語は三箇目の「貨物の課税標準となる価格」にこまでなんです。ここがまたむずかしいのだが、これが大体本文なんです。おそろく精密なる文脈が、文章が要るのでこうなると思つていただけます。事務局はこういうのは大胆に変えるなんという発想はいろいろな伝統があつてなかなかむずかしいと思うので、政治家である政務次官のほうでひとつ検討してもらつたらどうか。カッコに入れるものははずして別に注か、別に解釈に關する法律でもいいと思つて。ずつと書いて、定義を中で注釈したりにしないで、ずつと本文どおり書いて、一々説明しなければならぬものはその条文のあとの注か、法律で拘束力を持つように権威解釈とするようにに分けられてはどうかということを、それ以外

に正確を期すると同時に読んでわかるようにするのには方法がないと思つたので、私案として提案をしておきたいが、政務次官検討してください。よろしむべし、知らしむべからずというふうな封建時代じゃないんですから、少なくとも国民がわかる程度に文章をつくるぐらいの苦心は当然行政官の最低の義務だと私は思うので、これは提案をして私の質問を終わります。

○田中(六)政府委員 山中委員御指摘のように非常にわかりにくい法律になっておりまして、これは法制局とも一緒になって十分検討しなくちゃいかぬ事項でございますが、委員の意向をいれて今後対処していきたいというふうに考えております。

○齋藤委員長 それでは佐藤さん。

○佐藤(親)委員 議事進行についてちょっと発言があるのですけれども、ごらんのように国会議員の中に十人、委員長と政務次官入れて十二人、国会の職員の方が十人、あと全部政府委員で、全時間のもたづかいですよ、これだけ政府委員の方をここにまとめておくというのは、しかも自民党の方がいま五人いらっしゃるわけですから、これであとの審議をしろ、十日までに関税定率法を上げた、これでは私は国会をわれわれ自身が非常にばかにしているものだと思ふのです。きょうはこれまでにしたほうがいいんじゃないですか、国会の権威を落とさないために。これじゃ審議にならないですよ。

○齋藤委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○齋藤委員長 速記を始めて。

○佐藤(親)委員 先ほどの山中議員の、私はたいへんいい質問だと思ふのです。一農民にとってみれば実はたいへんな問題で、砂糖の問題あるいは大豆の問題と、これはたいへんなことだと思ふのです。物価との関連について、あるいは関税政策の基本についてはあのおりだと思ふのですけれども、もう少しつけ加えさせていただと、ここで一応大蔵省から出された関税引き下げの理由といふものが、物価との関連からいいますと、国民

生活の安定、充実に資するため生活関連物資等の関税を引き下げる、こういう目的で関税引き下げが出てきているわけですね。問題は、先ほど山中議員の質問にもあったように、実際にはなかなかそう末端の消費者価格にこの効果というものがあらわれない。それで、追跡調査と申しますか、大蔵省がこういふふうな生活物資等の関税を引き下げる。これはやはり物価を下げるための関税引き下げであるのだから、ほんとうに末端までこの価格が下がるかどうかというのを追跡調査をする。これは一体どこに追跡調査の責任があるのか。関税局長どうですか。

○赤羽政府委員 追跡調査をどこでやるか、どこか責任が、こういうお話をさせていただきます。先ほどから申し上げましたとおり、価格というのはいろいろな要素が入っている。関税も確かにその一つでございますが、関税を引き下げたからその分だけ関税局でやり、内国税を引き下げたからその分だけ主税局でやる、こういうことになりまして、それぞればらばらになってしまふわけでありまして、その意味におきまして、物価対策全体の総合官庁としたしまして企画庁でおやりいただいているわけでございます。三月三日の先ほど申し上げました物価対策閣僚協議会の御決定におきまして、追跡調査を数十品目でやる、かようにうたわれておるわけでございますが、これも企画庁におきまして総合して行なうということに私は了解いたしておる次第でございます。

○佐藤(親)委員 では企画庁はこの点についていかがですか。

○斎藤(誠)説明員 物価総合調整官庁として、企画庁におきましては関係各省との間に物価担当官会議というものを持っております。それでさきのニクソン・ショック以来、九月以降そういった追跡調査等の必要を感じまして、十月に物価担当官会議のもとに輸入価格部会というものを設けたわけでございます。そこで約二十品目につきまして追跡調査をするということでございまして、農林物資は農林省、通産物資は通産省というぐあいに

関係官庁において調査をお願いしているのと同時に、企画庁にいたしましてはさらに詳細な調査を行なうべく民間の研究機関等に委託いたしました。現在まで六、七品目についての調査の詳細な結果が出ております。さらに本年度内においてあと七、八項目の調査を追加する予定でございますが、ただいま関税局長が申されましたように、三月三日に物価閣僚協議会におきまして現在やつております二十品目の調査をさらに六十品目まで拡大するというにいたしております。それで、現在拡大調査のやり方等について事務的に関係官庁と折衝をしております、そういった調査結果がまとまれば逐次結果を公表して物価の監視に資したいと考えております。

○佐藤(親)委員 関税を下げたから必ずしもすぐ末端価格まで下がる、これは簡単に言えないと思ふのです。たとえば大蔵省からいただいた資料ですけれども、四十六年度に関税引き下げしたもので、みがき板ガラス、これは輸入依存度が〇・一％、このくらいのもものでは関税を下げたからといってみがき板ガラス全部が価格が下がるということとはこれは考えられないし、建築用ボードにしましては輸入依存度が〇・七％、これではすぐ末端価格まで響くということとは私はないと思ふのです。ですから単純に、関税を引き下げた、それがすぐ全商品の末端価格まで価格が下がるというふうに私も思わないのです。それで、私はたいへん荒っぽい議論かと思ひますが、これをひとつ経済企画庁に御検討願いたい。あるいは物価に關する閣僚懇談会なりあるいは関税局のほうにも御検討願いたいのですが、たいへん荒っぽい発想ですけども、たとえば今度の小売りの紅茶の容器入りで関税が三〇％から三〇％に減るわけですね。そうすると、具体的にいま私はここに数字を持てていませぬけれども、とにかく五％分だけ変わるわけですね。紅茶などはその価格は変わらないわけですから、この五％分だけ末端価格の表示、つまりレタールをかえさせる、あるいは香水なんかは特殊なものですけれども、たとえば特殊な例と

して、香水の関税が二五％から一五％になるわけですから、香水は特に値段が高いほうが売れるという特殊な条件がありますけれども、たとえばこの一〇％分を、これは商社にとつてみれば何にも手を加えないで国が法律を直したることによって一〇％分だけ価格が下がるはずですから、これを今度末端価格でレタールを張りかえさせる。これはたいへん荒っぽい議論です。しかも前に入れた在庫品と今度のものととの関係ということもありまして、なかなか事は簡単ではないかと思ひますけれども、これだけ公共料金が上がりその他の物価が上がっていく中で、関税引き下げによる効果というものを、先ほどのように輸入依存度が一％以下というふうなものでしたらなかなかさうもいかなないでしょうけれども、しかし、そのくらいの発想をしてレタールを張りかえさせるというふうなことが、これは現行法ではもちろんできませんけれども、法律をつくることによってたしてできないものだろうか。これはたいへん荒っぽい議論ですけれども、そのくらいのことを考えないと、先ほど山中委員の御質問にあったように、国がそれだけ税源を少なくしてやっていると、逆に何にもならないという政策になりはしないだろうか、こう思ふのですけれども、その辺、大蔵省と経企庁のほうのお考えはいかがでしょう。たいへん荒っぽい議論ですけれども、これを何らかの形で、いろいろな形で修正して、このくらいの荒っぽいことをやらないと効果というものはあらわれないんじゃないかと思ふのですけれども、どうでしょう。

○斎藤(誠)説明員 物価安定の見地から輸入政策を積極的に活用するということでございまして、その中身といたしましては貿易の自由化、関税の引き下げ、それから制限物資につきましては外貨割当ての拡大でございます。そういったこと等々の利益がごん然一体となりまして、実際には消費者価格の引き下げという形で反映してくるわけでございます。そういうことでわれわれのほうにいたしましては、関税の問題あるいは円切り上

げに伴う輸入価格の低下が相当見込まれますので、そういう利益が末端において消費者にできるだけ還元するようにというのが、現在やっております追跡調査なりそういうものの趣旨でございます。

そこで、先生いま御指摘の末端価格に表示すべきかどうかという点については、なお検討はいたしたいと思っておりますが、現在考えておりますのは、そういった追跡調査等によりまして、当然理論的にあるいは現実的に下がるべきものが下がっていない場合に、行政指導によりましてできるだけそういう期待の価格分だけ下げさせる、そういう強力な行政指導をやりたいということ、関係協でもそういう方針を決定したわけでございます。

○赤羽政府委員 いま先生から表示をちゃんとしたらどうか、こういうお話でございます。この点につきましては、先生もうすでに御存じだと思いますが、アメリカなどに参りますと、価格というものはきつんと張つてあるのですが、買うときには必ず税金をよこせということで、商品自体には書いてはございませんけれども、レジの横なんかには自分のところで売る商品の税率表が何かびしゃつと張つてありまして、それを売り手がプラスチックだといつて売っている例があるわけでございます。かようにアイデアを、いささか無責任な発言で恐縮でございますが、二、三年前の物価関係協の席でもそういうのをやたらとどうかというふうなお話が出たと記憶いたしております。

われわれ当時直接物価関係のあれをやつた者は、しろうとなりにそれはおもしろいというところを感じた記憶がございます。たとえば関税の場合であります。輸入品のウイスキーなんかの場合には、いま税金は書いてないのでございますが、度数が書いてございまして、それから何級酒というのが書いてございまして、そこら辺まではびしゃつと商標を張つてある。これは目的が違ひわけでありまして、密輸品でないということで張つてあるわけでございます。そういうたまたま構想自体について

では、もちろん全所管を通じまして、企画庁あたりで御検討いたさなければならぬ、こう思いますが、それとも、そういうことも実は実際やるとなると、その手間はどこのとるのか、企業は秘密にだんだん入つてくるのじゃないかと、日本の風土は外国とは違ひ点がございまして、いろいろ御異論が出ると思ひますが、物価政策全体といたしまして、いろいろ関税の引き下げ、その構造改善を進めていくことはもちろんでございますけれども、直接消費者にすぐわかるかつこうに、物価の表示と申しますか、そういうことが考えられないではない、そういう新しいアイデアを出していかねばならぬ、なかなか物価対策もよくいかぬのではないかと、いろいろなことを痛感いたしておる次第でございます。ただ実行するかいな問題でございます、これはなかなか幅の広い問題でございます、なおいまの物価担当官會議などを通じて御議論をいたさう、こういうことに相なるのではないと思ひます。

○佐藤(親)委員 ちょっと私の言つたのがどうもよく御理解いただけなかつたかと思ひますが、たとえば、たとえはの話ですが、紅茶ですね。小売でたとえは千円とします。そうすると現行では三五％ですから、三百五十円関税を納めることになるわけですが、これが三〇％に変更になるといいますと、当然千円に対して五十円だけ安くなるわけですね。ですから末端でたとえは千円に入つたものが千五百円になるか知りませんが、それと、それが五十円だけ関税が安くなつたわけですから、千五百円のものに千四百五十円とレッシュルをかえさせる。いまの法律上の権限ではそれはないと思ひます。ですからそういう法律を——これは非常にむずかしいことですよ。前の在庫をどうするかあるいは期限を一体どうするか。他の要因で上がるものもありますから、たいへんいろいろむずかしい点はあるかと思ひますけれども、そういう発想でひとつ、これはかなり強引なことですが、幾らかでも物価を引き下げよう

という方向である以上、ひとつそのくらいの発想を、かなり荒らっぽい発想かもしれませんが、これを何か具体化する。何かとむずかしい点、むずかしいというのは技術上むずかしい点があるかもしれないけれども、できないものだろうか、この辺をひとつ、今後大蔵省の関税局なり経企庁のほうに御検討願えないものだろうかということなんです、いかがですか。

○赤羽政府委員 いままさに御指摘のとおり私は御質疑を了解いたしました、企画庁が中心の物価担当官會議等において検討させていただきます、かように申し上げたわけです。

○佐藤(親)委員 それでは関税の物価への影響については私は終りまして、関税局長にお伺いしたいんですが、憲法の二十一条ですが、検閲の項があるのですけれども、これは現在大蔵省の中でどういふふうに理解をされておりますか。

○赤羽政府委員 ただいま御指摘の点でございます。憲法二十一条に「検閲は、これをしてはならない。」この規定と、関税定率法第二十一条第一項に「輸入禁制品があつております。その中で特に、いわゆる風俗関係の条項があるわけでございますが、これに基づいて税関で差しとめをする、こういった行政に対してどう考へておるか、違反ではないか、こういうお尋ねではないかと思ひわけでございます。

これにつきましては、過去の国会におきまして御質疑があつたわけでございます。われわれは検閲といふことはしておらない。これをやりなす憲法違反になるわけでございます。検閲はやつておらぬ。検閲とは一体何であるかといふことに相なるわけでございますが、検閲とは公表しよるとする言論その他に対する表現、絵画でございましてとか写真でございましてとか、とにかくその表現されたものに対して行政権がこれを事前に審査をいたす、いいか悪いか審査をする、それでこれいいというもののだけの公表を許す、ここにはつきりした行政行為が行なわれなければならない、こういう前提に立つております。

それでいま税関でやっておりますのはなぜ検閲でないか、こういうお話になるかと思ひますが、ただいま税関でやっておりますのは、関税法六十七条に、輸入貨物は検査をする、こういう一般的な規定があるわけでございます。それでその検査の過程におきまして、審査を特にするということもなく、たまたま見つかった。写真と書いてあれば、見ればわかりますから、風俗を害すべき物品をたまたま見つけた場合に、これは関税定率法二十一条第三項で、輸入は差しとめられております、こういう通知を行なうわけでございます。通知を行ないました結果、それならやめようと、これは輸入者のほうの翻意を促す、こういうかつこうになります。輸入者のほうで、こんなものはそういう通知されるというのはいけからぬ、こういうことに相なりますと、輸入映画等審議會というものが東京税関に置かれておりますが、これに不服の申し出をするわけでございます。不服の申し立てではございせん。申し立てになりますと、これは行政行為に対する申し立てといふことでございまして、それでイコール検閲をやつたから申し立てるといふことでございまして、そこら辺のところは、当時、この法律改正を行なう、輸入映画等審議會をつくるに、非常に議論の中心になつたやうでございますけれども、申し立てではございせん、申し出をするわけでございます。それに基つて輸入映画等審議會で審査をするといふかつこうに相なつておるわけでありまして。

したがしまして、一見たまたま明白、こういうことがわれわれの行政のポイントになつております。憲法に違反しないというポイントになつておりますので、たとえば本、さし絵のない書籍などで風俗を害すべきものがたとえあつたといつたとしても、はたまた横文字のあれで表題だけを見てそれじゃないかと思はれるものがあつたといつたとしても、中に入つて一々読んでみるということになりますと、検閲の審査といふことに当たるおそれが出てまいります。したがつて、そういうた

文字だけの書物というより、なものはやっております。たまたま一見明白で風俗を害すべき品物、こういうものに限って、六十七条に基づく検査の際に発見された場合は、関税定率法第二十一条三号に該当いたします。こういう通知をする。したがって、検閲はやつておられぬ、憲法に違反しておられない、こういう筋になっておるわけであります。

○佐藤(観)委員 それはあくまで筋であつて、私は現実じゃないと思ふのです。

それではお伺いしますけれども、関税定率法第二十一条三号、「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」とあるわけですね。「公安又は風俗を害すべき」というのは、ではこれはどういふ基準になつておるわけですか。

○赤羽政府委員 公安を害すべきあるいは風俗を害すべきといふことの意味でございしますが、「風俗を害すべき書籍、図画、一等」といふのは、具体的に申し上げますと、わいせつな内容を表現した書籍、図画等、こういうことになつておるわけでありまして、さらに、それではわいせつ物とは何だ、こういうことになつておると、これにつきましては、最高裁の判例が出ております。わいせつ物とは、「従つてに性慾を興奮又は刺激せしめ、且つ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」と、こういう表現に相なつておるわけでございます。

それから、公安を害すべき書籍、図画等とは、刑法第七十七条でございしますが内乱、刑法八十一条外患誘致、または刑法八十二条でございしますが外患援助、それを実行させる目的をもってその実行の正当性または必要性を主張した文書または図画がこれに当たると考えられております。一応この法律の解釈としては、いま申し上げたとおりであります。

○佐藤(観)委員 いま言われた内容、わいせつな内容云々というものは、これはどこにある法律ですか。

○赤羽政府委員 法律には「風俗を害すべき」と書

いてございます。それから風俗を害すべきとは何だ、こうおっしゃられましたので、それはわいせつ物だ。わいせつ物はまた何だ、これは最高裁の判例でございまして、かように申し上げました。

○佐藤(観)委員 ですから、「公安又は風俗を害すべき」というのは、これは関税定率法第二十一条にあるわけですか。その内容についての規定、これは法律には書いてないわけですか。

○赤羽政府委員 御質疑の意味が、内容についての規定、たとえばそれを判断する基準みたいなものは法律には書いてない、こういう御指摘でございませばそのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 法律にはその内容については書いてないわけですか。ただ「公安又は風俗を害すべき」とは一体どういふ内容かというところ、大蔵省のほうではそういうふうなわいせつな内容であるもの。公安とは、先ほど言われたように内乱あるいはその他のものを助けるための、先ほど言われた内容だと思ふのですけれども、しかしそれは、別にこの輸入映画等審議会の何ら基準になつておるわけではないわけですね。つまり、「公安又は風俗を害すべき」といふのは何かといふと、わいせつな内容であるという。公安はまた違ひます。「風俗を害すべき」といふのはわいせつな内容であるといふことになつておるわけですね。それ何れもどこかできめたものではなくて、「風俗を害すべき」といふのはこういう内容であらうといつてきめて、そして関税法の六十七条の規定で物を入れないということになつておるわけですね。ですから、その内容についてはきめて主観的なものだと私は思ふのです。そうじゃないのですか。

○赤羽政府委員 きわめて主観的だと思つてたわけでございますが、ただいま最高裁の判例を申し上げましたけれども、これはこれとしてわかるわけでございますが、じゃいよいよ具体的に税関で見つけたときにどうなるか、こういうお話に

なるかと思ひます。しかも一人が見ていればともかく、各税関におきましてそれぞれ違つた人間が見ておるわけでございます。そこに当然われわれとしましては、最高裁の判例に基づきまして、これは一休具体的にどういふものかという基準みたいなものをつくる必要があるわけでございます。そういう通達基準というものがつくつておるわけでございます。いわゆるたまたま一見明白というやつを基準をそれであつておるわけでございますが、かような問題は幾ら字に書きまして、なかなかこれだといふぐあいには数字的にあらわせる問題じゃございせん、そこにいろいろ問題が出てくるということ、それは避けられないと思ひますが、この法律には書いてない、しかし「風俗を害すべき書籍」といふのはわいせつだ、わいせつだといふものはどういふものか、こういうものといふのは具体的に何か、どうなつたらいせつになるのだといふところまでの一応の行政の基準と申しますか、業務運営の基準みたいなものはつくつております。

○佐藤(観)委員 あつて業務内容の通達基準を教

えていただくのです。それから、先ほど局長は、これは通知するのであるから検閲にならないとおっしゃいましたけれども、しかし現実には、たとえば映画に限れば、それが入つてくる場合関税法の六十七条でこれは入れることができまけん、そして関税定率法の第二十一条の第三号に該当しますといふものは、その意味では現実には入らないわけですね、映画等書画に類するものなどは。現実においては確かに不服を申し立てられる。不服を申し立てる点についてはまたあとからお聞きしますけれども、実際に現実には、これはまたもとへ戻しますといふ形になつておるわけですね。しかも調べている人といふのは、やはり大蔵省関税局のもとにある東京税関がやつておるわけですから、これは明らかに国家の行政機関ですね。ですからその意味で、私は何ら検閲と変わらないと思ふのです。どうですか。

○赤羽政府委員 先ほど通知を行ないました——通知を行なうといふことは法律に書いてあるわけでございますが、本人に変更しろと言つたら、これは行政の命令みたいなことになるわけでございます。その場合に、それでは、かつてに処分してくれといふ人もおるわけでございますし、またところが悪いんだ、そこを消すぞ、消せばいいだろう。それはまたそれでけつこうでございまして、いろいろ御本人の選択によりまして、こちらは特にこうしることは命令はしてないわけでございます。そういう意味におきまして、先ほど検閲といふのは行政権力をもつて審査し、認容するものだけの公表を許可する、こういう検閲の定義を申し上げましたが、さような意味での検閲ではない、かように申し上げております。

○佐藤(観)委員 しかし、第二十一条の第三項には、「税関長は、関税法第六章に定めるところに従ひ輸入されようとする貨物のうちに第一項第三号、つまり「公安又は風俗を害すべき」云々といふこととすね。」「第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならぬ。」その意味では、確かにまだどこではこれは国内には入れられまけんよとは言つていませぬね。「その旨を通知しなければならぬ。」この基準が非常に問題なんです、とにかく通知するといふことになつておるわけですね。その次に、第四項に、「前項の通知を受けた者は、その通知について不服があるときは、その通知を受けた日から一月以内に、不服の理由を記載した書面をもつて、その通知をした税関長に対して異議を申し出ることが出来る。」といふことになつておるわけですね。一月以内には異議を申し立てることが出来るわけですね。ですから確かに通知されます。通知されたときにそれじゃやめるか、やめるかといふ行為、つまりそれは貨物が入らぬ、入れられないといふことがそこにかかるからやめるかといふ行為が起るわけですね。ですからその意味では行政の税関において、

入ってくるものをやはりチェックをしているわけじゃないですか。ただし、それがどうしてもチェックをされることについて不服がある場合には、もし映画でしたら輸入映画等審議会というものがあつて、不服を申し立てて審査をしてもらうことができるわけですね。現実には私が税関のやっている業務を聞いた場合には、ここをこう直せば入れられる、あるいはここに色をつければ入れられるということになっているわけですから、具体的に、この不服の前に二十一条の第三項あたりで現実には内容についてのチェックが行なわれているのではないかと、やはりこれは私は現実には税関と何ら変わる場所がないと思うのです。

これがいわゆる映画のような自主規制の機構がやっているならまた別でなければ、明らかに税関という国の行政機構がやっている以上、しかも現実にはいろいろな条件をつけて、たとえば映画の場合にはある部分を隠すなり、ある部分をカットするなりすれば国内に輸入することができるといふ現状になっている以上は、もちろんそれに不服がある場合には不服のあらがります。それはまたあとでお聞きしますけれども、不服じゃなくて、その税関長の指示に従ってカットするなり修正するなりということをやっている以上、私はやはり税関と何ら変わる場所がないと思うのです。確かにこれは通知する何かといふふうに変えられましたが、現実にはやっていると、これについてはやはり「公安又は風俗を害すべき」という非常に抽象的な内容、しかもその内規についても非常に問題があるものについて、やはり私は税関がチェックしていることになっているのじゃないか、現実の場合にはいろいろそれは論理の組み立てはあるのかもしれない。私はその組み立てについてもいささか疑問を持つわけですが、しかし現実には、そこでカットなり修正といふことをしないといふこと、これは、やはりこれは税関で内容の検閲と私たちは思っています。検閲をしているということになるのじゃないですか、どうですか。

○赤羽政府委員 チェックと仰せられましたが、チェックというのは日本語になつてわれわれは平気で使っているわけですが、非常に微妙なところでございます。チェックというのはどういう意味で、ちょっと私もこの場合了解をするのに、どういう意味であつたかと考えておるわけでございますが、言い得ることは、率直に申し上げて何もしておらないわけではないので、何かやっていると仰せられます。そういう内容のことをチェックと仰せられるならばまたそれでけっこうですが、しかしそれは絶対に税関ではない、何もやらないといふところから、税関までの段階にいろいろあるかと存じますけれども、われわれとしては、現在やっておりますこの業務運営は税関ではない。それを最大の確認前提といたしまして、輸入映画等審議会をつくる際に、その映画審議会を設置するだけじゃなくて、いま先生がお読みになりました二十一条の一項関係、三号関係の改正が、税関にしないといふことをはっきりさせるために定率法の改正が行なわれているわけでございます。まして、われわれといたしましては、その法のもとにおいて税関ではないといふぐあいに考えております。

○佐藤(観)委員 もう一度お伺いしますけれども、税関じゃないと言ふ、つまり税関といふものと、税関じゃないといふことと、具体的にどこがどういふふうに通うのか、その内容については局長の答弁はなかつたと思ふのですけれども、税関ではないという局長の結論だけは出ているのですが、現在の憲法でも税関という概念も実ははっきりしてない。はっきりしてないわけですが、税関ではないといふそれは、おそらく局長が言われるには、不服がある場合には申し立てられる、そういう項目があるし、あるいはその他の点だと思ふのですけれども、私は、税関じゃないといふ部分がそれではどういふ部分なのかかわからないのです。

○赤羽政府委員 税関の定義をいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、内容に入つて審査を

詳しく行なう、これはいいということでは行政権が認容する、それだけのものの行為を、あるいは持ち込みを許す、こういうことが税関でございます。われわれのやっておりますのは、そういう税関の体をなしていないと申しますか、税関ではない、かように申し上げておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 内容に立ち至つて審査をしてないと言ひますけれども、しかし現実には、映画のプリントが入つてくる。そうしますと、税関でその中身を見るわけですね。中身を見て、確かに原則的にはこれは入れられませんかといふふうに言う。しかし現実には、さらに入れる場合には、この部分をカットしなさい、あるいはこの部分を修正しなさいといふ、命令ではないけれども、これを修正しなさいといふ、指示といふことがまたここでは非常に微妙ですから、指示といふことがどううかがわれますけれども、ある。局長御存じだと思ひますけれども、外国映画通関連絡協議会の方々に聞いてみますと、こういう席でたいへん何でございますけれども、たとえば映画といふのは一コマでとめて見るものじゃないですね。一秒間にさあつと何コマか動くわけですね。動くわけだけれども、その一コマに陰毛が一本出ていた場合に、それがカットになる。それは確かに、とめてルーペで見れば見えるかもしれないけれども、現実には映画が一秒間に何コマ動くのか私も知りませんけれども、動く中では見えないわけですね。現実にはそういうやり方で、その画面の内容についてチェックがされて、それでその部分をカットするなり修正すれば入れられるということについては、これは私は明らかに審査だと思ふのです。これが審査じゃないといふのはどうもよくわからないうですけれども……

○赤羽政府委員 このが悪いから、これを直したら入れてもいいぞ、こういうことではないわけでございます。二十一条三項の基準に該当するか通知する。そうすると、向こうは、それじゃど

と逆なわけでございます。それは先生の御指摘のとおりでございます。税関の可能性が濃くなりますが、そうではないわけでございます。われわれはあくまでも税関ではない、かように思ひます。

○佐藤(観)委員 確かに話の筋立てとしてはそうなつて、あるいは現実にはもう何千本と外国のフィルムが入つてくるから、もう途中の、それじゃどうすればという部分は現実にはなくなつてます。だから、結局、その面において私は審査と何ら変わらないと思ふのです。

今度、不服があつた場合に輸入映画等審議会といふところに行くわけですが、これは税関長が通知をしてから、不服があるときには、その通知を受けた日から一月以内に異議を申し立てることができるわけですね。そうすると、今度税関長のほうには、輸入映画等審議会によりまして、これは一月以内に税関長は輸入映画等審議会に諮問をしなければいけないわけですね。輸入映画等審議会令の第五条で、異議の申し出を受理した日の翌日から起算して三十日以内に諮問しなければならぬわけですね。今度、諮問をして、それじゃ輸入映画等審議会が一体何日で審議をしなければいかぬといふことは何もないわけですから、そのまま審議審議で何年も置いていかれる可能性もあると思ふのです。

ちょっとお伺いしますけれども、現在の輸入映画等審議会に一年間どのくらいそういう不服の申し出があるのですか。

○赤羽政府委員 輸入映画等審議会ができましたのは三十六年でございますが、三十六年に設置されました現在までに三十七回くらい審議が行なわれております。それで件数にいたしまして九十六件の異議申し立てが付議されております。平均いたしますと、大体多い年は開催回数が五、六回、たまに、昭和四十年など一回しか開かなかつた例がございますが、大体四十二年以降は二、三回、四十六年が四回ということでございます。ことしに入りましてから一回開いておりますが、漸次件

数がふえてきているというより状況でござい
ます。全部総計をいたしまして九十六件、か
ように相なっております。

○佐藤(観)委員 私は、この回数というの
は、入された映画の本数からいけばたいへん少
ないものだと思ふ。少ないものであるという
ことは、この場合はみんなが不服がないとい
うこと、私が申し上げたように、現実に何
かのカットなり修正なりをして入れてい
るから入っているのだであつて、決してこれ
は不服がないわけじゃないと思ふ。しかも私は、表現の
自由という憲法の一番基本的な問題に
触れる点でございまして、どうも局長の言
うような、いまの状態が審査ではないとい
うことがよくわからな
いわけなんです。

それで、もう一度お伺いしますけれども、
現実に東京税関の映画等の審査——審査
というところとおこられますけれども、見て
いる人ですね、つまり関税法六十七条に
いう貨物の検査をしている人というの
は、どういふ方々がやっていますか。

○赤羽政府委員 東京税関図書調査課とい
う課がございまして、そこに五人の担当官
がおります。

五人で手分けをしてやっていますわけであ
ります。○佐藤(観)委員 そうすると、この
方々は特別に映画に関心があつたりな
る方々ではないかと、いわゆる大蔵省の普
通の官吏と申しますか、役人と申します
か、ですね。

○赤羽政府委員 税関の公務員でござい
ます。

○佐藤(観)委員 入ってきた映画、いわ
ゆる輸入したいというフィルムに対して、い
まお話をなされたというわけの税関の官吏
の人が見て、これは関税法六十七条に抵触
する、関税定率法二十一一条第一項第三
号に抵触する、したがってこれはそのま
ま向こうに戻すこともあり得るわけだ
すね。ただし現実には、入れる場合には
何らかのカットなり修正をすれば入る。こ
こで先ほど局長が言われたように検閲とい
うのは内容に入つて審査をすることだとい
ふに概念規定をされま

したけれども、しかも行政権が内容に立ち
入つて審査をすることというふうになつた
わけですね。けれども、まさに私はそのと
おりじゃないかと思ふ。けれども、局長言
われたように明文化したつてまたこれは明
文化できるようなものでもないし、そのあ
たりでは五人の方でやっているのじやない
か。これはどうしても東京税関なりとい
ふ大蔵省のもとにある税関というものが
チェックをしなければいけないものかど
うか。いずれこれ——現在の映画のやり方
では検閲でやるわけですから、フィルムを
そのまゝ通してして映倫の審査で済むこ
とではないか。しかも局長の話も聞いてい
ても、検閲ではないという結論は言われ
るけれども、じゃ一体検閲と具体的にど
う違ふのかと言われると、私はどうも納
得がでないわけですね。そこで関税定率
法第二十一一条第一項第三号の部分につ
いては、映画にまかせてもいいんじゃない
かというふうな思ふのでございまして、い
かがですか。

○赤羽政府委員 税関ですることを、検
閲に誤解するようないことはやうな内
国の映画と同じように映倫みないもの
をつくらうか、かような御指摘かと存じ
ます。この問題は、非常にむづかしいと
申します。常にかつてに新しく古い問題
でございまして、昨今のうちに何と申し
ますか諸外国で風俗関係の解禁という
ことが、いろいろな標準といふか基準が
だんだんずれてきて、ゆるんでい
るというふうな時代におきまして、いろ
いろな点で問題になることは想像するに
かたくないわけですが、ただこれはな
かなか説によりましていろいろと違
いがあるようにございまして、それから
最近あまりございせんが、昨年あたり
、春ごろでございせんが、ああいう
ものの輸入映画の公開を許してはけ
しからぬ、なせもときどきしくやらぬ
かとい

ような電話も当局のほうにかかつてきた
というところもございまして、右と左と
中間ぐらゐと、その辺のところがか
なかなかいふ御意見が違ふようござ
いまして、たいへんこれはむづかしい
問題であると思つております。い
ずれにしてもこれをはずして国内のほう
の映倫へ持つていけ、という御意見は
かち承りましたのでございまして、も
ちろんそういう御意見の方でも国会の
先生方はもちろん全般的にいろいろあ
るかと思ひますけれども、また逆の意
見もあるというところで、私らとい
つたしましては税関あるいは警察ある
いは法務省、これはいろいろ関係ある
事項でございまして、今後慎重にそ
ういつた基準につきましましては検
討を重ねていきたい、かように考
へております。

○佐藤(観)委員 もう一つ先ほどちよ
つと聞き忘れたのでございまして、じゃ
輸入映画等審査会にはいふゆるこの
「公安又は風俗を害すべき」云々とい
う部分のこの基準というものは、やは
り内規みたいなものがあるのですか。
これはやはり皆さんで討議するだけ
で、審議会の委員の方の主観による
ということですか。

○赤羽政府委員 その輸入映画等審査
会、委員の方大体十五人くらいおられ
ますけれども、審議会自体として運
営規則という基準規則みたいなもの
があるか、こういうお話でございま
すが、それはございせん。

○佐藤(観)委員 まあいろいろ話も
平行線のようにございまして、それを
聞けば聞くほどどうも——私は、ボ
ルノなりああいう映画をいま局長
と申しますか、緩和せよといふこと
に言われたけれども、緩和せよといふ
ことではないです。私がたびたびお
聞きしているように、現実には港の税
関で大蔵省の管理の部分で「公安
又は風俗を害すべき」といふたいへ
ん基準のむづかしいものが判断を
されて、ある部分を修正、ある部分
はカットというふうなことをしな
いといふ現実には国内に入らないとい
ふことは、やはり憲法の第二十一
一条に書かれて「検閲は、これを
してはならない」といふ部分に
抵触するのではない

か。さらにもう少し私自身も研究を
してみますけれども、そういう感
がしてならないわけなんです。す
でから、その内容を緩和する
か緩和しないか、これはある意味では世論に
ささえられた映画の問題だと思
ふのでございまして、国家の行政機
関というものがそういう内容に
チェックというか私は検閲とい
うことは使つていける、そのま
ま大蔵委員会にいますというこ
とについて、お伺いします。

○竹本委員 最初に大蔵省のほうに
聞きますが、今度の関税改正の一
つのねらいに、国民生活の安定
といふことがあるわけですね、生
活の安定といふことのために関
税政策といふものをどの程度に利
用しようとしておられるのか、そ
の基本的な心がまえを最初にお
伺いしたいと思います。

○赤羽政府委員 物価対策のため
に関税機能を活用することに
対してどういふような心がまえ
か、かようなお尋ねかと存じま
す。午前中の御質疑に對してもお
答え申し上げましたとおり、関
税はそもそも財政関税それから
輸入品に対して国内産業を保護
する、こういう機能を本質的に
備えている、そういうものに
なつておる、しかしながら、そ
れに対してはいろいろな政策の要
請、政策の転換から、物価対策
あるいは公害あるいは南北問題
あるいは自由化といふようなこ
とで変わつてきておる、か
ようなお話を申し上げました
わけですが、これも実は三十九
年からでございまして、特にこ
としてみたいに柱を立てたのは
、去年とことしと二回目でござ
います。そういう点

か。さらにもう少し私自身も研究を
してみますけれども、そういう感
がしてならないわけなんです。す
でから、その内容を緩和する
か緩和しないか、これはある意味では世論に
ささえられた映画の問題だと思
ふのでございまして、国家の行政機
関というものがそういう内容に
チェックというか私は検閲とい
うことは使つていける、そのま
ま大蔵委員会にいますというこ
とについて、お伺いします。

○竹本委員 最初に大蔵省のほうに
聞きますが、今度の関税改正の一
つのねらいに、国民生活の安定
といふことがあるわけですね、生
活の安定といふことのために関
税政策といふものをどの程度に利
用しようとしておられるのか、そ
の基本的な心がまえを最初にお
伺いしたいと思います。

○赤羽政府委員 物価対策のため
に関税機能を活用することに
対してどういふような心がまえ
か、かようなお尋ねかと存じま
す。午前中の御質疑に對してもお
答え申し上げましたとおり、関
税はそもそも財政関税それから
輸入品に対して国内産業を保護
する、こういう機能を本質的に
備えている、そういうものに
なつておる、しかしながら、そ
れに対してはいろいろな政策の要
請、政策の転換から、物価対策
あるいは公害あるいは南北問題
あるいは自由化といふようなこ
とで変わつてきておる、か
ようなお話を申し上げました
わけですが、これも実は三十九
年からでございまして、特にこ
としてみたいに柱を立てたのは
、去年とことしと二回目でござ
います。そういう点

けねはならない。こう思ひわけですが、まず肉のほうから一つ考えます。もちろんこれは、百六十億ドルたまっている外貨の有効的な使用の問題

て、肉牛生産というところが経営としても十分考えられるというところへ持っていきたいというのが、現在でございます。

確かに仙格の面におきましては、これは牛肉でございますから非常に部位がいろいろございまして、どことどこを比較するということはむずか

ことは現実の問題として出てまいるかといふことは、現在のところでは、ちよつと例がございませんで、申し上げたいわけであります。

○竹本委員 事務的にはそれでいいのかもしれないけれども、問題意識として聞くんですけれども、関税政策を通じて、量も要するあるいは物価も下げるといふ以上は、税率が安くなつたら少し安くなるでしようといううわさをする、あるいは無税になつたらもうと安くなるでしようという計算をするといふような、事務的な計算だけでこういう問題に取り組むのか、あるいは値段をこの辺まで下げようという目的意識を持って、それにはこの程度関税を改正しなければならぬという意味で関税の改正をするのか。関税改正の基本的なねらいは、この物価政策に關する限りどつちにあるか。安くなれば教養的には安くなるでしようという、税率が安くなればあるいは無税になればそれだけ安くなるでしようということだけで、ただ関税改正をやつてみる、あるいはアメリカから圧力をかけられたから関税改正をやつてみる、そういうことでは、ほんとうにわが国の経済政策あるいは財政政策としての関税改正ではないと思ふのです。だから、関税改正、三百何十品目のものを洗いかえるについては、もう少し政策の目的意識というものがよく明確に打ち立てられなければ、意味ないと思ふのですけれども、その辺はどうですか。

○赤羽政府委員 今回の子牛の五千頭につきましては、これが直ちに物価政策の即効策になるというふうな、そういうような意識は率直に申し上げておきません。ただいま農林省から御答弁いただきましたように、これは何キロくらい、生後何カ月くらいのもが入つてくるかも知れませんが、それにつきまして、生育してよいよ肉になるのは何カ月後あるいは一年先くらい、あるいはもう少しかかるかも知れません。わかりませんが、いずれにしても、この五千頭というのは、それに比べて太った牛ができて、それを肉に換算いたしましてもほんのわずかなものでございまして、この五千頭で直ちに庶民の口に入る牛肉に影響が及ぶであらう、さうなことは考へておりませんが、ただいま農林省から御説明申し上げましたとおり、いわゆる何と申しますか、い

ままでやつていなかつた牛の肥育形態でございす。毎年国内の牛は五十万頭、あるいは最近では五十万頭以上になるかも知れませんが、大体五十万頭でございすけれども、その約一割というところになるわけでありすが、かようないままでやつていなかつた肥育形態、外国から安い子牛を入れて、それを農家が育てる、農家が育てるにつれて、その過程におきまして農家もまた付加価値を得るわけにございす。それが市場に生育してから出ていく、こういう子牛の農家の肥育過程、肥育の状況、条件、そういったものに対して一つの新しい試み、こういうふうな意味におきまして私は取り上げておるわけにございまして、もちろん、長期に見ました場合には、これが非常に順調な形で運びまして、毎年毎年ふえていくといふことになればよいと思ひますけれども、いまの段階におきましては、これが直ちに直結して消費者の牛肉の価格が下がるということはおきません。

それから第二段目のお尋ねでございすが、アメリカのほうの圧力に屈したではないか、かようなお尋ねでございすが、日米の交渉全般についてはいろいろとあるわけにございすけれども、まあアメリカ側の要求も種々な面につきまして非常に強かつたわけにございすけれども、たとえばオレンジの自由化、オレンジジュースの自由化、牛肉の自由化、さうなものを掲げまして非常に強く自由化を迫つたわけにございすけれども、いま申し上げましたものは、これはまだ日本の現段階では牛肉以下なかなか踏み切れない情勢でございすので、そういうものは断つて、子牛五千頭を無税にする、かようなことで決着をつけたわけにございす。

以上です。

○竹本委員 要するに、だんだん聞いていくと、ぼくは子牛の問題を問題にしているのではなくて、関税改正のあり方というものについてもう少しはつきりした政策目標、目的意識というものがなければ意味がないではないか、ただ言われたか

ら下げましようとか、下げたから安くなるでしようといったような程度の話では、この目的のためこの限度まで役立たせてこいう改正をやるのだといふふうに、関税改正もあるいは後に議論になるドルの使用についても、はつきりした目的意識、政策の目標といふものを持たなければ、やつたら何らかの意味においてプラスになるでしようといふたうなことでやつていたのでは間に合ふわけにはいか、ということ意見述べておるわけにございすが、時間もありませんから……。いまのような話を聞いておりますと、ただコナリーから言われたから下げたんだといふ以外に、われわれにはこれを下げることによつて何を達成し得るか、どの程度まで目的を達成しよととしておるかといふことについて明確な理解を持ってないといふことは非常に遺憾に思ひますけれども、今後の関税改正については、そういう意味で、はつきりした目的意識、政策目標といふものを示してもらいたいといふことを要望いたしておきます。

次に、野菜の問題でございども、農林省にひとつ伺いたいのでございども、日本の野菜の問題が、これは御承知のように、需給のバランスの問題と値段の上下をフロートする問題と二つあるわけにございども、いずれにしてもわれわれの安定した豊かな生活といふことからいふと、こんなに野菜が上がつたり下がつたりしても困るし、また量的に余つたり足りなくなつても困る。これを関税との関連において、一体どういふふうに今後の野菜の安定的供給といふことについては考へておられるのかといふ点をひとつ伺いたい。

私の意見はもう時間がありませんから申し上げませんけれども、たとえばタマネギ、これの需給は一体どうなつておるか、価格の上げ下げ幅はどのくらいなのかといふことを具体的に数字で示してもらいたい。しかし、私が特にここで問題にしたいのは、こいうものはすぐ腐るものでもないし、貯蔵もきくものだから——大体日本においてすべての野菜を全部心配するなといふわけには、幾ら自民党政府が有能であつてもむずかしいと思

うのです。だから、せめてもタマネギに關する限りは心配はさせないといふ、こいうような重点的な政策を考へてもらいたい。そいうことから言つて、貯蔵に便利がいいタマネギなんといふものは一番いい対象品目ではないかと思ふのだけれども、これらのものを、とにかくいまのようにドルが余つてるときですから、思い切つて買つて貯蔵して、重点的にタマネギに關する限りは心配ない、こいうような政策目標といふものをぼくはやはり明確に確立すべきであると思ふ。

私は農林省が日本の農村の保護、防衛のために努力されておるといふことも高く評価をしますけれども、よくいわれるように過保護であつてはならない。日本の食糧の自給をわれわれも基本的に考へておりますから、ある程度の犠牲もやむを得ないと思ひますけれども、過保護であつてはならない、場当たり政策であつてはならない。そいうような視点を加えて、一体タマネギならタマネギといふものをひとつ重点的に確保して、タマネギに關する限り国民に一切心配はかけないといふような政策を打ち出す腹があるのかないのか、その辺をひとつ聞かせてもらいたい。

○荒勝政府委員 野菜が年々暴騰、暴落しておりますことにつきましては、われわれもいたしまして、今後何らかの形で、全力をあげて野菜の価格が一日も早く安定するように努力してまいりたいといふふうに考へておる次第でございまして、農林省といたしまして、本年度の重要な施策の一つといたしまして、相当な予算の大幅な要求をただいましている次第でございす。

その野菜の最近の動向を見てみますと、日本人はわりあい野菜を食べる国民でございまして、年間約千四百萬トン前後の総野菜生産量がございまして、これがちよつとでも少なくなると季節的に非常に暴騰し、ちよつと過剰になると暴落するといふような、異常な暴騰、暴落の繰り返しをしていく次第でございすが、その中で特に夏野菜の系統につきましては、大体五月以降九月末ぐらいまでの間は、日本におきましてはおおむね野菜の供

給がむしろ潤沢というか過剰に供給されるといふことで、過去の経験値等から見ても、相当暴落といえますが、低目に推移している次第でございいます。さらに稲作転換対策事業等からみまして、昨年約七万ヘクタール近い、稲作から野菜作への転換といふこともございまして、相当安目になりました次第でございいます。この過去二、三年の経験値を見ますと、秋冬野菜、大根、ハクサイ、キャベツ、タマネギというように、十二月ごろから春の三月ごろにかけての四つの野菜の品目が非常に暴騰をみていることと、消費者の皆さん方に非常に御迷惑をかけておるといふことになっておる次第でございいます。

われわれといたしまして、その中で特にタマネギについて御説明申し上げますと、タマネギにつきましては、大体タマネギの年間総生産量といたしましては、四十六年を前提に置きますと、約八十七万トンのタマネギが国内で供給されておりました。対前年比で約一〇〇％の伸びでございいます。昨年、おとしと、タマネギについてはこの三月前後には非常な暴騰があったわけですが、これは竹本先生のほうがお詳しいと思いますが、大体年間の供給量は、タマネギにつきましては、作柄が安定しております。そんなに狂っていないのでございまして、問題は春タマネギ、静岡産のタマネギが早く出てくるかおそく出てくるかによって、三月末の端境期の一月分のタマネギが穴があくといふか、ショートする場合があります。早く出てきますとタマネギが三月末に暴落してしまふ。それから天候が悪くておそれと、去年なんかは四月の二十日を過ぎても静岡の新タマネギが出てこなかったといふいきさつがございまして。そうなりますと、三月末から四月の分約一月分のタマネギが足りないといふことが、二月から三月にかけてあらじめ予測されるものですから、それで非常に暴騰するといふことで、一カ月分のタマネギの不足というか、天候による早く出てくるかおそく出てくるかをどういふふうにして調整するかということが行政的に

非常に大事なことでなからうか、こういうふうな思っている次第でございいます。それで特にタマネギにつきましては今後増産も、特に北海道を中心としたしまして、冬タマネギはほとんど北海道が中心でございいますので、北海道のタマネギが安定的に供給されるように価格安定制度を一段と強化いたしまして、今後従来以上に指定産地制度も強化するとともに、出荷につきましても大いに強化してまいりたい、こう思っておりますが、特にタマネギにつきましては、何らかの形で保管がきくといふことに着目いたしまして、さらにまた、従来三月末の穴があくといふときの物価の対策に対処するために、台湾のタマネギを約一万六千トンばかり、常に三月を目標にいたしまして、八月から九月にかけては台湾と一種の契約栽培みたいな、売買輸入契約を輸入業者の方がするようになりまして、輸入組合をつくりまして約一万六千トンのタマネギを三月から四月にかけて大都市に入荷するように指導奨励している次第でございいます。

○竹本委員 いまの、輸入するように契約したといふのですか、これからするといふのですか。その辺もひとつ。

というのは、年間を通じて需給のバランスがひどく悪いというなら、二十円になつたり六十円になつたりするもの若干あるけれども、全体を通じて見れば、大体百万トンあるいは八十七万トンか九十万トン前後で需給のバランスがとれている。ただ、早くできるかおそくできるかといふわずかな、三月なら三月の一定の時点にだけ需給のバランスが破れているというならば、それを調整するくらいのことではそうむずかしいことじゃない。なぜいままでそれをやらなかったかといふこととですね。それから、いままで需給に非常な差があるというなら、これはむずかしいといふことはわかります。もう一べん繰り返すけれども、需給についてはタイミングの問題を別にすれば、そう困難ではないというならば、特定の時点に特に三倍にも値が上がるようなことのないように、貯蔵

その他のことで対策を講じておいたらいと思ふのに、それが三倍にもなつたのはどういふわけですか。それからいまの契約栽培はいつからどうやるといふことをもう少し……

○荒勝政府委員 四、五年前までさかのぼる話でございいます。御存じのように、野菜はすでに自由化されておりました。自由に入れてもいいといふことになっておるわけですが、日本の野菜価格の変動が非常に激しいといふようなことから、逆に輸入される方も非常に危険性を伴う。高いと思つて輸入契約をしている間に、日本に持つてきたら大暴落しておつて大損をした、来年からは輸入するのはやめた、こういう方が非常に多かつたわけがございいます。そのことはタマネギにつきましても同様でございまして、初め台湾との間に、入れてもいいといふことで、多少思惑もからみまして、四、五年前でございまして、タマネギを相当入れられたところが、三月ごろになつてたいへん暴落して、春が早かつたせいと思ひますが、大損をかい、翌年台湾とだれも売買契約といふか輸入契約を結ぶ商社の人になつたといふことで、翌年は今度は大暴騰したといふようなことがありまして、それでは非常にむずかしいといふことで輸入組合をつくらせまして、輸入契約を台湾側との間に八月ごろ、最近は大体一万六千トン前後でございまして、一万六千トン前後につきましては必ず輸入を行なうといふことになりました。そのかわり、値段は二月末前後——二月の初めごろの日本の大体の卸売相場から逆算しまして、運賃等台湾と売買契約を二月の初めごろに値を定めるといふことで、数量については完全に保証いたします。契約することは必ず行なう、そのかわり価格についてはその二月ごろを前提に価格契約を行なう、こういうことになっておるわけがございいます。

そこで問題は、去年一万六千トンぐらいでいいだろうと思つて契約したわけがございまして、やはり四月の静岡産のタマネギが出てくるのが非常におくれたといふことがありまして、非常な暴騰

を来したといふことで、最近の端境期におけるタマネギ対策についてどうももうまくないといふことで、政府といたしまして、今後現物を何らかの形で端境期対策用としてタマネギについて握りたいといふことで、明年度予算で、一種の公益法人を設立いたしましてタマネギの調整保管といふことを行なうことにしている次第でございまして、年間の全部のタマネギを調整保管をするのはございませんで、いわゆる端境期の約一月間ぐらゐの分を何らかの形で、政府が設立を進める公益法人によりまして確保して、そして三月末にかりに暴騰すれば放出する。それは一定の輸入価格プラス単なる保管料の手数料程度で必ず市場に放出する。その放出する価格については、売買関係者の間にある程度の行政指導で一定の価格水準で消費者の手に入るように指導するといふこととで、ただいま予算をお願いしているかっこうになつておる次第でございいます。

○竹本委員 だから私が言っているのは——いま御説明を聞いてみると、これから公益法人をつくつて必要な場合には放出する、こういうことで、結論としてけつこうですが、なぜいままでそれをやらなかったかといふ、私の趣旨からいへば質問になるわけですが。私は、大ざっぱにいって、質問になるわけですが。私は、大ざっぱにいって、そのうちの三分の一が貯蔵してあれば大体操作はできる、オペレーションができるというなら、三万トンぐらいのタマネギをかりに貯蔵してみたら——いまのお話では一万六千トンの契約がどういふお話だったけれども、二、三万トンのタマネギを貯蔵さしておけば、このタマネギに関する限り家庭の主婦に心配をかけないで済むといふ、わずかな予算措置で済むものを、いままでどういうわけでそれをやらなかったか。それは怠慢なのか、無能なのかといふことなんです。どっちですか。一体どうしてそんなに手ぬるいことをやつたかといふことがぼくらにはわからない。

○荒勝政府委員 従来、とかく農林行政の中で野菜行政といふものは少し立ちおくれぎみといいま

すか、いろいろ年々増強はしてきておるのですけれども、特に野菜につきまして現物を把握するということが非常に危険性が大きいということ等もございまして、極端に申し上げれば、行政指導をもって事足りるということでも、もっぱら指導だけで、何とかつくりとるか、増産を呼びかけたりあるいは価格が暴騰しないように呼びかけるということでも、一つの行政の限界というように心得てきたわけでもございまして、世の中だんだん野菜に対する関心が非常に強まるとともに、農林省といえども野菜行政に力を入れるということでも、従来の野菜行政の論理からいいますと非常な飛躍といえますが、野菜自身を、現物を握るということの危険性は十分わかつてはいるわけでもございまして、やはりできるものから何らかの形で手をつけていくということで、さしあたり保管可能なタマネギから手をつけていくということで調整保管に踏み切った、こういうふうに御理解願いたいと思ふ次第でございます。

○竹本委員 だんだん御説明を聞いています、私はどうも納得ができないというか、野菜が重要な問題になって、われわれが物価指数、政府の発表の五とか六・何％というものがわれわれの生活実感に合わないというのも、主として野菜その他の問題なんです。だから、問題の重要性を認識するのがどうも二、三年おくられているように感じますね。それから指導行政の限界ということも、これだけ公社をつくったり公益法人をつくったりして、政府の關係団体というのは何百とある。そういうときに、その問題をいままでは指導行政でやれると思つておつたものにはまだ認識不足で、おくれたりといえども今度それを算化されるというふうな御説明ですから、それでけっこうですが、しかし、それにしても何だかあまりにもわれわれの世間の現実の必要なりあるいは主婦の実感といったものから相当行政が立ちおくられているというふうな感じがいたしますから、今後は大いに気を付けてやっていただきたい。

それから、いま公益法人をつくるというふうな

お話をたつたけれども、そうすればこのタマネギに關する限り家庭の主婦の心配はない、心配はさせない、こういうお考えですか。

○荒勝政府委員 野菜行政に非常に農林省は今後力こぶを入れることになりまして、別途農林省設置法を内閣委員会のほうにお願いいたしました。食品流通局をも設けることにいたしました。野菜行政を生産から消費に至る間一貫した責任をとる行政ということ、今後進めていくことにいたしておる次第でございます。

そのほか野菜行政全般について、生産からすべて力こぶを入れていくということで、予算金額も約二倍半から三倍近い予算をとりまして、さらに野菜試験場まで設けるといふことで、相当力こぶを入れている次第でございますが、野菜につきましてはまだまだ行政的に相当未熟な点もございまして、直ちに完全に完備するということにつきましては、いろいろ今後行政的な試行錯誤はあるかとも思いますが、常に前向きな姿勢で今後野菜については取り組んでいくというふうに御了解願いたいと思ひます。

○竹本委員 野菜は重要な問題ですから、しっかりとやっていただくように要望いたしておきます。次に、簡単に通産省に一つだけお伺いしたい。

まともなアメリカの関税制限さらに非関税障壁については議論をしたいと思ふのですけれども、きょうは一つだけいゆるアメリカのダンピング関税というものについて、一体ダンピングとはどういうものであるか、またそのダンピングの解釈について日本政府とアメリカ政府との間にはどういふ食い違いがあるかということについて、まず伺いたい。

○寺田説明員 通産省の通商関税課長でございますが、お答えさせていただきます。

ただいまの御質問のアンチダンピングの問題でございますが、この定義をいたしましては、国際的にアンチダンピングのコードがございまして、これに掲げられてございまして、要件が二つございまして、一つは輸出する国と輸入する国における価格差でございます。ダンピングはこれは定義をいたしましては、輸出する国のほうが輸入する国におけるよりも当該品の価格が高いというのが、一つの基本的な要件でございます。それから国際的に常識となつておりますことは、損害要件、その輸出国におきます格差よりも安い格差で輸入国にもが入つてきた、そのために輸入国の産業が被害をこうむつたということ、この二つがダンピングの要件であるというふうに考えております。

この基本的な考え方においては、各国とも同じでございます。ただ、アメリカの場合は、法制の内容上、それから運用上におきまして、このダンピングの解釈がややもすれば恣意的に行なわれるきらいがあるということは御指摘のとおりでございます。この点をこれからわれわれのほうといたしましても研究いたしまして、アメリカと話し合いを行なつて、法令の内容並びにその運用につきまして、できるだけフェアな公正な形でもってアンチダンピングの法の運用をアメリカ側に要請してまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○竹本委員 そこで、一般的な定義からいえば二つの要件があるから大体一致しておる、しかし実際の運用なり定義においてはアメリカはかつてなことをやる、恣意的にやる場合がある、こうおっしゃったが、最近においてアメリカが恣意的にそのダンピング関税という問題を取り上げて、犠牲を日本の生産品が受けたという例は何と何ですか。

か。

○寺田説明員 ダンピングにつきましては、最近の一番大きな例は、日本の白黒並びにカラーのテレビでございます。これは別にアメリカ側が恣意的にこの問題を取り扱つたということを断定することはできません。ただ、法律の内容それからその法律の運用のしかたにおいて、日本側の実情の理解不足から、アメリカ側が一方的にその価格差につきましてダンピングであるというふうに判定したということはいふまでもないと思ひます。特に具体的に申し上げると、日本国内におきますテレビの取引形態それから価格操作の問題につきまして、アメリカ側の理解が不十分であつたということが一つの要因であつたというふうにわれわれは考えております。

○竹本委員 いまカラーテレビ、白黒テレビの問題が出ましたけれども、そのほかには何があるか、最近のものを言つてもらいたい。

○寺田説明員 現在問題になっております商品といたしまして、アメリカ側のダンピング裁定のおりましたものとして板ガラス。これは正確に申し上げると、普通板ガラス、みがき板ガラス、強化板ガラスというふうに分かれておりますが、板ガラス。それからその前には電子部品、それから現在調査中のものといつたしましては漁網、大型変圧器、それからステンレス鋼板、毛及びポリエステル、それから混紡等々、相当多数の品目がございまして、○竹本委員 そういふ品目が非常に多いし、過去をいへばまだいろいろあると思ふんですよ。そこで最終的に、先ほどもしくは日本の経済外交のあり方について議論をしたんですけれども、先ほど御答弁では恣意的という面のもと、それから理解不足によるものというふうな御答弁

がありました。そこで、アメリカに対してそういうような理解不足のままにしておるといふこと自体が非常に問題だと思ふですね。日本の産業政策に対して、あるいは日本の経済に対してもそうなんだけれども、アメリカが非常に理解不足である、理解不足のために、ある場合には恣意的にもなる、あるいはまたとんでもないダンピング論を持ち出すということになると思ふんですけれども、そこで二つ事前に理解をさせるための努力といふものが足りないのではないか、日本の通産省といふか日本の政府として、この点が一つ。

それからもう一つは、その問題が取り上げられてから、一体日本の産業、個々の商品なら個々の商品の立場を守るための努力といふものがほとんどなされてないんじゃないかと思ふんです。たとえばいよいよという場合には、弁護士は会社アメリカにおる弁護士を頼んで、アメリカでその議論が問題になっておるところに働きかけるという以外に、一体日本の大使館が具体的にどれだけのことをやっているか。結局日本の政府が、日本の国産品が経済的にダンピング関税の問題なんかで問題になっているときに守る努力といふのは、はなはだ少ないではないか、あるいはないではないかと思ふんですが、事前にどれだけの努力をしておるか、事後にどれだけの努力をしつつあるか。その二つの点について伺いたい。

○寺田説明員 ます事前の問題でございしますが、これは基本的にアメリカの法律でございまして、その法律の運用につきまして日本が干渉するといふことは、アメリカ国内でやっておる限りにおいてはできない問題でございします。ただ、われわれとしてやっておりますことは、アメリカ側が日本の国内において日本の輸出価格を調査いた

します。この調査につきましては、通産省としましては、各関連会社と協力いたしまして、できるだけフェアな資料を関連会社から出すように、しかもそれがアメリカ側に十分納得させられるように、従来から緊密な協力のもとに、調査に日本政府としても関与して、あるいは協力してまいった次第でございします。

それから今後の問題といたしまして、確かに御指摘のように、今回為替レートの変動もございまして、新しいダンピングの問題もございまして、いろいろ新しいむずかしい問題が出てまいります。それで、先日の日米閣僚会議におきまして田中通産大臣から、専門家レベルにおきますダンピング問題の日米会議というものを提唱されました、これをアメリカ側は受けた次第でございします。この専門家同士の話し合いによりまして、できるだけアメリカのアンチダンピング問題に対する取り扱いを公正な基準に立つて行なうような条件を整えるようにしたい、こう思っておる次第でございします。われわれ、現在その交渉のための準備をしております。来年度以降でできるだけ早い機会にアメリカ側と話し合いを行ないまして、その点に十分の努力をいたしたい、こう存じておる次第でございします。

○竹本委員 最後にもう一つ、この損害条項の問題ですけれども、アメリカは、それは国としてはある意味においては一応理解ができることでもあるが、損害を与えるおそれがある場合ということではダンピング問題を引っぱり出したことがあったように思ふけれども、おそれありというよりなことはきわめて抽象的概念で、それで日本の産業をやつつけようと思えば全部引つかかってしまう。スレットということばはきわめて簡単なことばだ

けれども、それだけでダンピング関税問題を取り上げてきておると思ふが、それはどういふ解釈であるか、それに対して通産省はどういふ対応の措置を講じようとおるか、講じてきておるかという、二つだけ何って終わりにします。

○寺田説明員 このおそれありというのは、アメリカのアンチダンピング規則に書いてございします。そのアメリカ財務省が提訴を受理します場合に、損害要件というものはある程度の資料を出せばよろしいという形になっております。したがって、受理する場合に、損害の事実の有無につきまして財務省はこれを確かめる権限を持つております。それからダンピング価格差があることがはっきりしました場合、関税の評価の停止をするわけでございします。この場合も財務省は、損害要件につきましてはおそれがあるということとで済むのだ。

しからば損害の有無を判定すべきはどの場であるかと申しますと、これはアメリカの関税の委員会なのでございしますが、損害の有無を判定します基準がほとんどないといつていいくらいでございします。そこに非常に恣意的に損害ありという判定がなされるおそれがあるというふうにわれわれは考えています。

それで、この問題について、できるだけ損害の客観的な基準を両国間で合意するなど、恣意的に損害ありという解釈を下さないような方法をわれわれのほうとしても十分研究いたしまして、アメリカ側との折衝に入りたい、こう考えておる次第でございします。

○竹本委員 それでは最後にもう一つだけ。日本側のことについて聞きたいのですけれども、いまお聞きのように、アメリカ側がきわめて

でたらめ、といつては悪いかもしれぬが、それこそ恣意的なおそれありなんというばく然たる話で日本の輸出を抑えようとする意向が強い。それに對して日本の関税関係法の中には、おそれありといったような文句があるのか。またアメリカのそういうおそれありということでは制限をしてよろしいのに対して、日本ではどういふ対応をしようとしておるのか、この点だけ何って終わりにしましう。

○赤羽政府委員 日本のダンピング関税の規定におきまして、おそれありという表現は、実はR R交渉の一環といたしましてダンピングコードといふものができておりました、このダンピングコードに従えばいいということになっておるわけでありまして、アメリカで、いま通産省のほうから御説明申し上げましたようないろいろな問題が起きていておるのは、アメリカは一人これを受諾したしておきまして、さつき、午前中に御説明申し上げました例のASP制度と同じようなことでございしますけれども、一たん受諾をしておいて、議会にかける段階におきましてこれを否決されたということになって、アメリカでは国内法になつていないわけでございます。わがほうは、これはガットのコードに基づきましてダンピング関税、アンチダンピング関税の規定を置いております。その場合におそれありという表現はございします。

○齋藤委員長 次回は、来たる十日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の三」第二十條の二を「第十九条―第二十條の四」に、「第二十五條の二」を「第二十五條」に、「第二十六條―第二十八條の四」を「第二十五條の二―第二十八條の五」に、「第四十一條」を「第四十條の三」に、「第五節 住宅貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」を「第五節 住宅取得控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」に、「第四十一條の十四」を「第四十一條の六」に、「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。

第四條第一項中「をその発行の日から一年を経過する日(その日が昭和五十年十二月三十一日後である場合には、同日)」を「で政令で定めるものを同日」に改める。

第七條の二の見出し中「非課税」を「税率の軽減」に改め、同条中「昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで」を「昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで」に、「利子については、所得税を課さない」を「利子に対する所得税法第七十條、第七十九條及び第二百十三條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする」に、「所得税法」を「同法」に改める。

第七條の三を削る。

第九條の二中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十條第一項中「昭和四十七年」を「昭和四十九年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「設備(次号、第四号又は第五号)」を「減価償却資産(第三号から第五号まで)」に改め、同表の第二号を削り、同表の

第三号中「第五十六條の八第一項」を「第五十六條の九第一項」に、「五分の一」を「四分の一」に改め、同号を同表の第二号とし、同表中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加え、同表の第六号中「五分の一」を「三分の一」に改める。

五 労働災害の防止に資する機械その他の設備をすることが緊急に必要となるものを政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該機械 三分の一 その他の設備
---	---------------------

第十一條の二第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十二條の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産(前三條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十二條の二の次に次の一条を加える。

(中小企業者の機械の特別償却)

第十二條の三 青色申告書を提出する個人で政令で定める中小企業者に該当するものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるもの(第十一條から前条まで又は第十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く)を取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の

地 区	事 業	資 産	割 合
一 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第二百二号)第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	三分の一(建物及びその附属設備については、五分の一)
二 産業地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する産業地域のうち政令で定める地区又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備その他政令で定める資産	三分の一(建物及びその附属設備並びに政令で定める資産については、五分の一)
三 沖繩振興開発特別措置法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	二分の一(建物及びその附属設備については、四分の一)

用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械及び装置の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械及び装置について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の五分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械及び装置の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械及び装置の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三條第一項中「昭和四十七年以前」に限定する。当該個人の営む事業の属する中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第三條第一項に規定する指定業種が昭和四十七年三月三十一日までに同項に規定する政令で定められたものである場合には昭和四十八年以前に限定するものとし、当該指定業種が昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に当該政令で定められたものである場合には昭和四十九年以前の年に限るものとする。に、「中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)」を「同法」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第十三條第二項中「次条第一項又は第十三條の三第一項」を「又は次条第一項」に改め、「当該機械装置等につき第十三條の三第一項の規定の適用を受ける年を除く。」を削り、「次条第一項本文」を「同項本文」に改め、「とし、当該機械装置等につき第十三條の三第一項の規定の適用を受ける年については、当該年における同項に規定する海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額」を削る。

第十三條の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合においては、その年(中小企業近代化促進法第五條の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は中小企業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)第四條の二第一項に規定する中小企業構造改善計画

に係る認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの年に限る。の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合においては、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ)において当該個人の有する当該各号に掲げる減価償却資産(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一條から第十二條の三まで、第十五條又は第十六條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械設備等」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその二分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることとはできない。

一 当該個人が、その年の十二月三十一日において中小企業近代化促進法第二條に規定する中小企業者で昭和四十四年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同法第五條の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等(以下この号において「商工組合等」という。)の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小企業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。)であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小企業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合 機械及び装置

(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)並びに工場の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 当該個人が、その年の十二月三十一日において中小企業振興特別措置法第六條第一項に規定する中小企業者で昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同法第四條の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等(以下この号において「漁業協同組合等」という。)の構成員(当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小企業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。)であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小企業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合 漁船

第十三條の三を削る。

第十五條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第十六條の二の見出し中「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、同条第一項中「中小企業者に」を「者に」に、「機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)」を「減価償却資産のうち、」に、「又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に關する法律(昭和四十六年法律第二百二十四号)第六條第一項」を、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に關する法律(昭和四十六年法律第二百二十四号)第六條第一項又は工業再配置促進法(昭和四十七年法律第 号)第五條第一項」に、「又は譲渡をするもの」を「若しくは譲渡をする機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)」又は廃棄をする工場の建物及びその附属設備」に改め、同項に次

の一号を加える。

三 工業再配置促進法第五條第一項の認定を受けた個人 同項の認定(政令で定める期間内に受けたものに限る。)

第十八條の三を削る。

第二十條第一項中「その年の前年の収入金額で第十三條の三第一項に規定する海外取引によるもの」を「その年の前年中の事業所得に係る総収入金額のうち海外取引による収入金額」に改め、同項第一号中「第十三條の三第三項第一号」を「次項第一号」に改め、同項第二号中「第十三條の三第三項第二号」を「次項第二号」に改め、同条中第十項を第十四項とし、第九項を第十三項とし、同条第八項中「相続人」の下に「(包括受遺者を含む。以下この節において同じ。)」を、「被相続人」の下に「(包括遺贈者を含む。次条第二項において同じ。)」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における当該個人に係る前年中の同項に規定する海外取引による収入金額の計算の特例については、政令で定めるところにより。

第二十條第六項を削り、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の四項を加える。

2 前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引(第二十一條第二項各号に掲げる取引に該当するものを除く。)をいう。

一 他から購入した物品の輸出(他の者から工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(当該権利に關する使用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。))の譲渡又は提供を受け、対外支払手段(外国為替及び

る場合に該当するときは、同号に規定する公害防止準備金の金額をその積立てをした年別に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次繰入金額に算入されるものとする。

一 指定事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における公害防止準備金の金額

二 前項、前号及び次項の場合以外の場合において公害防止準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における公害防止準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の公害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における公害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、繰入金額に算入する。この場合においては、当該公害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 前条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の公害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が指定事業を承継した場合について準用する。

（プログラム保証準備金）

第二十条の三 青色申告書を提出する個人で情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定するソフトウェア業を営むもの（当該ソフトウェア業と

電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とをあわせ営むものを除く。）のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係る同条第二項に規定するプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修をしている事実があるものが、昭和四十八年又は昭和四十九年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その補修の費用に充てるため、その年分の当該プログラムの作成に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二に相当する金額以下の金額をプログラム保証準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 第十九条第三項の規定は、前項の規定により事業所得の金額の計算上必要経費に算入されたプログラム保証準備金の金額について、同条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第二十一条第一項中「第十三条の三第四項第一号から第四号までに掲げる取引」を「技術等海外取引」に、「第十三条の三第四項第三号」を「次項第三号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一 対外支払手段（第二十条第二項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう自己の研究（その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究を含む。次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等（同項第一号に規定する工業所有権等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡又は提供
二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対

価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三 対外支払手段を対価として行なう著作権（映画の著作物の上映権を除く。）の譲渡又は提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

四 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督若しくは検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設若しくは製造に関するもの、農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役務の提供又は測量に係る役務の提供のうち、政令で定めるもの（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引。第五項において「技術役務の提供」という。）

3 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる取引並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるもののうち通常の技術等海外取引と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

第二十一条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定を」同項の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項まで」を削り、「これらの規定を」同項の規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項に規定する」を「第二項各号に掲げる」に、「第十三条の三第四項第二号」を「同項第二号」に改

め、「同条第三項第一号に規定する」を削り、「次項において準用する同条第八項本文」を「前項に、「同項本文」を「同項」に、「第一項又は第二項の」を「第一項の」に、「これらの規定を」同項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 第二項第四号に規定する測量に係る役務の提供を行なつた者がある場合において、当該役務の提供に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該役務の提供に係る第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該役務の提供による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額によるものとする。

5 第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、その年分の所得税に係る確定申告期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一 第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる取引 当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと又は当該取引が技術役務の提供であつたこと。

二 第二項第二号に掲げる取引 同号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡又は提供をされたこと。

第二十二條第七項中「第二十条第八項から第十項まで」を「第二十条第十二項から第十四項まで」に、「個人が死亡した」を「個人の死亡により当該個人の相続人が同項の鉱業を承継した」に改める。

第二十三條第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

第二十四條中「昭和四十七年三月三十一日」を

「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第二十五条を削り、第二十五条の二第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条を第二十五条とする。

第二章第二節第五款中第二十六條の前に次の一条を加える。

(青色申告控除)

第二十五條の二 青色申告書を提出することにつき、税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、所得税法第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第三十二條第三項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から青色申告控除額を控除した金額とする。

2 前項に規定する青色申告控除額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 十万円

二 所得税法第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第三十二條第三項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く)又は山林所得の金額の合計額

3 第一項に規定する青色申告控除額は、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から順次控除する。

第二十八條の三の見出しを「(転廃業助成金等に係る課税の特例)」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定、条約又は国際間の協定の締結その他これらに準ずるものとして政令で定める行為があつたことに伴ひ、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる個人(以下この条において「廃止業者等」という。)が、その事業の廃止又は転換をすることとなる

ことにより国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)で政令で定めるもの(以下この条において「転廃業助成金等」という。)の交付を受けた場合(当該転廃業助成金等の交付の目的に応じて当該廃止業者等の属する団体その他の者を通じて交付を受けた場合を含む。以下この条において同じ。)には、当該転廃業助成金等のうち、その個人の有する当該事業に係る機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この項において「減価補てん金」という。)の金額は、当該減価補てん金の交付を受けた日の属する年分の各種所得の金額(所得税法第二十一條第一項第二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この条において同じ。)の計算上、総収入金額に算入しない。

第二十八條の三第二項中「(前項に規定する他の個人を含む。第四項において同じ。)」を削り、「交付金等の交付」を「転廃業助成金等の交付」に、「その者がその交付を受けた交付金等のうち事業整備の費用で」を「当該転廃業助成金等のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として」に、「(当該交付金等)」を「(転廃業助成金)」に、「(当該交付金等)」を「(転廃業助成金の金額)」に改め、「(当該金額が当該転廃業助成交付金の金額をこえる場合には、当該転廃業助成交付金の金額)」を削り、同条第三項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に、「(転廃業助成交付金)」を「(転廃業助成金)」に、「(期間内)」を「(期間(工場等の建設に要する期間が通常二年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同年一月一日から政令で定める日までの期間内))」に、「当該資産の取得又は改良に要した金額」とあるのは「税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額」と、を削り、「と読み替える」と、「当該資産の取得又は改良に要した金額」とあるのは「税務署長の承認を受けた当該資産

の取得又は改良に要する金額の見積額」と読み替えるに改め、同条第四項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に、「(転廃業助成交付金)」を「(転廃業助成金)」に改め、同条第五項中「製塩施設」を「減価償却資産」に改め、同条第七項及び第十項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に改め、同条第十一項中「(第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「(製塩施設)」を「(減価償却資産)」に、「交付金等」を「(転廃業助成金等)」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11 個人が第二項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けた場合には、第二項の規定の適用に係る同項の資産については、第二十一條から第二十二條の三まで及び第十四條から第十六條までの規定は、適用しない。

第二章第二節第五款中第二十八條の四の次に次の一条を加える。

(通貨調整後に取得した長期外貨建債権等を含む場合の課税の特例)

第二十八條の五 青色申告書を提出する居住者が、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 物品の販売、役務の提供、金銭の貸付けその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことにより取得した長期外貨建債権等、その年の十二月三十一日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

二 物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことにより生じた長期外貨建債権等、その年の十二月三十一日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

2 前項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権(外国為替の売買相場の変動による損失の生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く)のうちその支払の期限がその年の翌年の十二月三十一日以後に到来するもの、同項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権のうちその支払の期限がその年の翌年の十二月三十一日以後に到来するものをいう。

3 第十九條第三項の規定は、第一項の規定により事業所得の金額の計算上必要経費に算入された準備金の金額について、同条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の外国為替の売買相場による換算の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用を受けた居住者につき所得税法第五十二條第一項の規定を適用する場合には、同項に規定するその年十二月三十一日における貸金の額は、同項の規定により計算した貸金の額から第一項の規定によりその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された準備金の金額を控除した金額とする。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「昭

和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第三項第一号中、「第三十号及び第三十二号から第三十四号まで」を「及び第三十号から第三十四号の二まで」に改める。

第三十三条第一項中「第四十一条の八」を「第三十九条に改め、同項第一号中「土地改良法」の下に（昭和二十四年法律第九十五号）を加え、同条第三項第二号中「第三号の三」を「第三号の二」に、「若しくは次条第一項第二号」を「次条第一項第二号若しくは第三十三条の三第一項」に改める。

第三十三条の二第二項中「第五項」を「第三項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第四項から第六項まで」に改める。

第三十三条の四第三項第二号中「買取り等の申出に係る」を「収用交換等に係る事業につき」に改め、「当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の」を削る。

第三十三条の六第二項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第三十四条の見出し中「日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業」を「特定土地区画整理事業等」に改め、同条第一項中「個人が、その」を「個人の」に、「を国、地方公共団体又は日本住宅公団（以下この条において「事業施行者」という。）が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために譲渡した」を「が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当することとなつた」に、「当該譲渡をしたを」を「その譲渡することとなつた」に改め、同条第四項中「事業施行者」を「第二項各号の買取りをする者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「事業施行者」を「前項各号の買取りをする者」に、「同項の土地等」を「第一項の土地等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前

に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一 国、地方公共団体又は日本住宅公団が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一條第一項、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一号）第十二條第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三号）第十三條第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三十五号）第五條第三項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第二十号）第九條第三項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合又は農地法第七十五條の八第一項の規定により買い取られる場合

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第六十九條第一項の規定により史跡として指定された土地又は自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第十八條第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む）に買い取られる場合

第三十四条の二第二項第一号中「第四号において同じ」を削り、「前条第一項」を「前条第二項第一号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改め、同項を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四

十七年法律第 号）第四條第一項の届出に係る土地が同法第六條第一項の協議に基づき地方公共団体又は土地開発公社に買い取られる場合（第三十三條第一項第二号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。）

第三十四条の二第三項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、後段を削る。

第三十四条の三の見出し中「農業振興地域内の」を「農地保有の合理化等のために」に改め、同条第一項中「が、その有する土地等を農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合又は農村地域工業導入促進法第五條第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三條に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡した」を「の有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当することとなつた」に、「当該譲渡をした」を「その譲渡することとなつた」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。

一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合

二 農村地域工業導入促進法第五條第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三條に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡した

第三十七條の三第二項及び第三十九條第三項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改める。

第四十條の次に次の一條を加える。

（国に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）

第四十條の二 個人が、その有する資産で、文化財保護法第二十七條第一項の規定により重要文化財として指定されたもの又はこれに準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるものを国に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さな

四 沖縄振興開発特別措置法第十一條第一項の規定により工業開発地区として指定された地区内の土地等を工場用地の用に供するため譲渡した場合

第三十七條の三第二項及び第三十九條第三項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改める。

第四十條の次に次の一條を加える。

（国に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）

い。
第四十一条を第四十条の三とする。
「第五節 住宅貯蓄控除」を「第五節 住宅控除」に改める。

第二章第五節中第四十一条の二の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 住宅取得控除

(住宅取得控除)

第四十一条 居住者が、昭和四十七年一月一日から昭和四十八年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、その者の住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得（贈与によるものを除く）して、これらの家屋をその工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合には、その居住の用に供した日の属する年以後三年間の各年分（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年分に限る。）の所得税の額から、これらの家屋の標準取得価額として政令で定める金額に百分の一を乗じて計算した金額（その金額が二万円をこえる場合には、二万円）を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、大蔵省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、建築基準法第六条第三項の規定による通知書の写しその他の書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用す

る。この場合において、同項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条第二項（住宅取得控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替へるものとする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条第一項（住宅取得控除）」とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 住宅貯蓄控除

第四十一条の二中「この節」を「この款」に改め、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅貯蓄契約には、第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約で次に掲げる要件を満たすものを含むものとする。

一 前項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる要件

二 住宅の用に供する家屋又はその敷地を当該勤労者財産形成貯蓄契約を締結した第四条の二第一項に規定する勤労者に係る同項に規定する貸金の支払者又は当該支払者が構成員となつて、勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号に規定する事業主団体から取得し、当該家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額（当該金額が積立期間中に積立て等をした金額の二・五倍に相当する金額をこえる場合には、当該二・五倍に相当する金額以上の金額）を当該支払者又は事業主団体に対し前項第四号に掲げる要件を満たす賦払の方法により支払うものであること。

三 当該契約が金銭の積立て、預入若しくは信

託に関するものである場合には、その積立て、預入若しくは信託の日から頭金の支払をする日までの間その払出しをしないこと又は当該契約が政令で定める有価証券の購入に関するものである場合には、その購入の日から頭金の支払をする日までの間金融機関若しくは第四十条の二第一項に規定する証券業者に保管の委託をし、若しくは登録をするものであること。

第四十一条の三第一項中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第四項」に改める。

第四十一条の四第一項中「この節」を「この款」に改める。

第四十一条の五第一項中「貯蓄取扱機関」の下に「（第四十一条の二第二項の規定による住宅貯蓄契約にあつては、当該契約を締結した同項第二号に規定する勤労者に係る貸金の支払者、以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同

七 労働災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

第四十三条第一項の表の第九号中「第十三条の三第三項第一号」を「第二十條第二項第一号」に改め、同表の第十二号中「又は航空運送業」を削り、「これらの事業」を「当該事業」に改め、「又は航空機」を削り、「五分の一」を「三分の一」に改め、同表の第十三号を次のように改める。

十三 政令で定める航空運送業を営む法人

第四十三条の二第二項中「第七号」を「第六号」に改める。
第四十五条第一項を次のように改める。
青色申告書を提出する法人が、政令で定める

じ。）を、「第四十一条の二第二項各号」の下に「又は第二項各号」を加える。
第四十一条の十三を削り、第四十一条の十四を第四十一条の十三とする。
第四十二条中「昭和四十七年四月三十日」を「昭和四十九年四月三十日」に改める。

第四十二条の四第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「設備（次号、第四号、第六号、第七号又は第十三号）を減価却資産（第三号又は第五号から第七号まで）に改め、同表中第三号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の第五号中「第五十六号の八第一項」を「第五十六号の九第一項」に改め、同号を同表の第六号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表中第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

備 当該機械その他の設備 三分の一

当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める航空機 四分の一（当該航空機のうち政令で定める最大離陸重量を有するものについては、五分の一）

期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増

設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（前三条又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、

当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（当該工業用機械等の一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円をこえる場合には、十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該工業用機械等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

地 区	事 業	資 産	割 合
一 低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区、過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	三分の一（建物及びその附属設備については、五分の一）
二 産業地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産業地域のうち政令で定める地区又は沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備その他政令で定める資産	三分の一（建物及びその附属設備並びに政令で定める資産については、五分の一）
三 沖繩振興開発特別措置法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	二分の一（建物及びその附属設備については、四分の一）

第四十五条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度（中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は中小漁業

振興特別措置法第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る認定のあった日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度に限る。）終了の日において当該法人の有

する当該各号に掲げる減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から前条まで、第四十八条から第五十一条の二また又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の二分の一に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該法人が、各事業年度終了の日において中小企業近代化促進法第二条に規定する中小企業者で昭和四十四年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等（以下この号において「商工組合等」という。）の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小企業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小企業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 当該法人が、各事業年度終了の日において中小漁業振興特別措置法第六条第一項に規定

する中小漁業者で昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同法第四十条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、漁船

第四十五条の二を第四十五条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（中小企業者等の機械の特別償却）
第四十五条の二 政令で定める中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等、青色申告書を提出するものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるもの（第四十三条から前条まで、第四十九条第一項、第五十一条、第五十一条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該機械及び装置の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該機械及び装置の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械及び装置の取得価額の五分の一に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 前項に規定する農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同

組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である環境衛生同業組合、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六條第一項中「昭和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度に限る」を「当該法人の営む事業の属する中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種が昭和四十七年三月三十一日までに同項に規定する政令で定められたものである場合には昭和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度に限るもの」とし、当該指定業種が昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に当該政令で定められたものである場合には昭和四十九年九月三十日以前に終了する各事業年度に限るものとする」に、「中小企業近代化促進法」を「同法」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第四十六條の二を削る。

第四十六條の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「前三条」を「前二条」に改め、同条第四項中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改め、同条第五項中「前三条」を「前二条」に、「第四十五條の二第一項」を「第四十五條の三第一項」に、「第四十六條第一項」を「又は前条第一項」に改め、「又は前条第一項に規定する基準海外取引割合を乗じて計算した金額（同項の規定により加算した二分の一に相当する金額又は三分の一に相当する金額）がある場合には、これらの金額を控除した金額」を削り、同条を第四十六條の二とする。

第四十八條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。
第四十八條の二第一項中「業務を行なう法人」

の下に「（これらの法人のうち原油の備蓄に著しく寄与したものと政令で定めるものに限る。）」を加え、「百分の百」を「二分の一」に改める。

第五十一條の三の見出し中「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、同条第一項中「中小企業者に」を「者に」に、「機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構造物を含む。）」を「減価償却資産のうち、又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六條第一項を「、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六條第一項又は工業再配置促進法第五條第一項」に、「又は譲渡をするもの」を「若しくは譲渡をする機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構造物を含む。）又は廃棄をする工場用の建物及びその附属設備」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項中「前条まで」の下に「又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項」を加える。

三 工業再配置促進法第五條第一項の認定を受けた法人 同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第五十二條の三第二項中「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第五十四條第一項中「当該事業年度に係る第四十六條の二第一項に規定する基準年度の収入金額で同項に規定する海外取引によるもの」を「当該事業年度の直前の事業年度（事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。）の総収入金額のうち海外取引による収入金額」に改め、同項第一号中「第四十六條の二第二項第一号」を「次項第一号」に改め、同項第二号中「第四十六條の二第二項第二号」を「次項第二号」に改め、同条第十項中「第八項」を「第十二項」に改め、同条第九項を第十三項とし、第八項を第十二項とし、第七項を第十一項

とし、第六項を削り、同条第五項中「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第一項に規定する法人が合併法人又は事業年度を変更した法人である場合におけるこれらの法人に係る基準年度の海外取引による収入金額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

第五十四條第四項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の四項を加える。

2 前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引（第五十八條第二項各号に掲げる取引に該当するものを除く。）をいう。

一 他から購入した物品の輸出（他の者から工業所有権等（第二十條第二項第一号に規定する工業所有権等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡又は提供を受け、対外支払手段（同号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。）

二 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（政令で定める一次産品を除く。）の輸出

三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する当該物品の販売を業とする者への販売を含む。）

四 輸出品業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行なう当該輸出品業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出品業者への販売

五 輸出をされる陶磁器の上給付けを行なう者への当該法人の製造した当該陶磁器の素地の販売

六 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の塗染加工

八 対外支払手段を対価として行なう船舶の修理のうち通常の修理をこえるものとして政令で定めるもの（第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引）

3 前項第一号、第二号及び第八号に掲げる取引並びに同項第三号から第六号までに規定する輸出には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるもののうち通常の海外取引と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

4 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、基準年度の当該取引に係る第一項に規定する海外取引による収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出品業者が第二項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品について加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上給付けを行なう者が第二項第二

号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第二項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第二項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

5 基準年度の第一項に規定する海外取引による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、当該事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。ただし、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実と該当することが認められる当該取引による収入金額（納税地の所轄税務署長が指定した法人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額）によることができる。

一 第二項第一号、第二号又は第八号に掲げる取引 当該取引に係る物品が輸出されたことと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払

手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと又は当該取引が同号に掲げる修理であつたこと。

二 第二項第三号から第七号までに掲げる取引 これらの規定に規定する物品が輸出されたこと。

第五十五条第一項及び第八項中「次条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十項中「第五十四条第八項から第十項まで」を「前条第十二項から第十四項まで」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自由貿易地域投資損失準備金）

第五十五条の二 青色申告書を提出する内国法人が、各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、沖縄振興開発特別措置法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区（以下この条において「自由貿易地域」という。）内に本店又は主たる事務所を有する法人のうち同法第二十四条第一項の規定による認定を当該自由貿易地域として指定された日から五年以内に受けたもの（もつぱら自由貿易地域内において製造業その他の事業を営むもので政令で定めるものに限る。以下この条において「認定法人」という。）の株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）で当該事業年度内における設立（合併）による設立を除く。）又は資本若しくは出資の増加に伴う払込みに係るもの（以下この条において「特定株式等」という。）を当該認定の日以後五年以内に取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の二分の一に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該事業年度の所

得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により認定法人別に自由貿易地域投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する自由貿易地域投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等の一部を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた日により計算した金額

二 前号に規定する認定法人が、解散（合併）による解散を除く。）をした場合又は認定法人でないこととなつた場合 その該当することとなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額

三 第一号に規定する認定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四 当該内国法人が解散した場合 当該解散の日における自由貿易地域投資損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 第五項において準用する前条第四項、前各号及び次項の場合以外の場合において認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

3 第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における自由貿易地域投資損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該自由貿易地域投資損失準備金の金額については、第五項において準用する前条第四項、前項及び次項の規定は、適用しない。

4 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは、「第五十五条の二第五項において準用する第五十五条第四項」と読み替へるものとする。

5 前条第四項及び第七項の規定は、第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人について、同条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「次

項」とあるのは「第五十五条の第二項」と、「六十」とあるのは「八十四」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人の当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等については、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

第五十六条第一項中「前条第一項」を「第五十五条第一項」に、「資源開発投資法人を除く」を「資源開発投資法人のうち特殊資源開発投資法人でないものを除く」に改め、「同じ」又は「資源開発投資法人の下に」(特殊資源開発投資法人を除く)を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五 特殊資源開発投資法人 第三号の資源開発投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額をこえて第一号の資源開発事業法人(この号に該当する他の法人を含む)に対する投資資金等を行なっているもので政令で定めるものをいう。

第五十六条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第七項中「前条第一項」を「第五十五条第二項」に改め、同条第九項中「第五十四条第八項から第十項まで」を「第五十四条第十二項から第十四項まで」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六条の二第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十四条第八項」を「第五十四条第十二項」に、「第九項」を「第十三項」に改める。

第五十六条の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十四条第八項」を「第五十四条第十二項」に、「第九項」を「第十三項」に改める。

第五十六条の四第八項中「第五十四条第八項」を

「第五十四条第十二項」に、「第十項」を「第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六条の五第二項中「第十三条の第三項第一号」を「第二十条第二項第一号」に改め、同条第八項中「第五十四条第八項」を「第五十四条第十二項」に、「第十項」を「第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六条の六第九項中「第五十四条第八項」を「第五十四条第十二項」に、「第十項」を「第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六条の七第八項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に、「第五十六条の九第三項」を「第五十六条の十一第三項」に改め、同条第八項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条を第五十六条の十一とし、同条の前に次の一条を加える。

(プログラム保証準備金)
第五十六条の十 青色申告書を提出する法人で情報処理振興事業協会等に関する法律第二条第三項に規定するソフトウェア業を営むもの(当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とをあわせ営むものを除く)のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係る同条第二項に規定するプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修をしている事実があるものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度解散

(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において、その補修の費用に充てるため、当該事業年度の当該プログラムの作成に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二に相当する金額以下の金額を損金処理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)によりプログラム保証準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額(当該事業年度が合併により消滅する法人の当該合併の日を含む事業年度である場合には、その合併に係る合併法人に引き継がれる部分の金額に限る)は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 第五十三条第四項及び第六項の規定は、前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム保証準備金の金額について、同条第七項の規定は、前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第五十六条の八第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第九項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「第五十六条の八」を「第五十六条の九」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同条を第五十六条の九とし、同条の前に次の一条を加える。

(公害防止準備金)
第五十六条の八 青色申告書を提出する法人で公害の防止に要する費用の負担が大きき、かつ、所得金額の変動が大ききものとして政令で定める業種に属する事業(以下この条において「指定事業」という)を営むものが、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という)内の日を含む各事業年度(解散(合併によ

る解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金処理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により公害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人の当該事業年度の指定期間内における指定事業に係る収入金額として政令で定める金額の千分の三(指定事業のうち所得金額の変動が著しく大きいものとして政令で定める業種に属する事業については、千分の六)に相当する金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の公害防止準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された公害防止準備金の金額(同日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において「同じ」のうちに当該各事業年度終了の日前三年以上前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前三年以上前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む)がある場合には、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む

事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する公害防止準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 指定事業の全部を廃止した場合 当該廃止の日における公害防止準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における公害防止準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において公害防止準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における公害防止準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

四 第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における公害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該公害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

五 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

六 第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

る。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日において第五十六条の八第一項の公害防止準備金の積立てをすることができない者でないとき」と、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは「第五十六条の八第二項」と読み替えるものとする。

第五十七條第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「万分の一」を「十万分の八」に改め、同項第二号中「万分の三」を「十万分の二十五」に改め、同条第十項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第八項、第九項及び第十項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十七條の二第八項、第五十七條の三第七項及び第五十七條の四第十二項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第八項、第九項及び第十項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十七條の五第七項中「第五十四条第八項及び第九項」を「第五十四条第十二項及び第十三項」に改める。

第五十七條の六第十項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十七條の七中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項中「第四十六条の二第三項第一号から第四号までに掲げる取引」を「技術等海外取引」に、「第四十六条の二第三項第三号」を「次項第三号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一 対外支払手段（第二十條第二項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行なう自己の研究（その従業員に職務に属する研究及び他人に委託した研究をいう。次号において同じ。）の成果に基づき取得した工業所有権等（同項第一号に規定する工業所有権等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡又は提供

二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三 対外支払手段を対価として行なう著作権（映画の著作物の上映権を除く。）の譲渡又は提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

四 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督若しくは検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設若しくは製造に関するもの、農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役務の提供又は測量に係る役務の提供のうち、政令で定めるもの（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

五 前項において「技術等海外取引」というのは、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる取引並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるものとする。

るものうち通常の技術等海外取引と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含むものとする。

第五十八條第八項中「から第四項まで」を「又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項に規定する」を「第二項各号に掲げる」に、「第四十六条の二第三項第二号」を「同項第二号」に改め、「第十三条の三第三項第一号に規定する」を削り、「次項において準用する第四十六条第七項本文」を「前項」に、「同項本文」を「同項」に、「第一項又は第二項」を「第一項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 第二項第四号に規定する測量に係る役務の提供を行なつた者がある場合において、当該役務の提供に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該役務の提供に係る第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該役務の提供による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額によるものとする。

5 第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実について、当該事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一 第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる取引、当該取引に係る工業所有権等が対外支払

払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたと、当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと又は当該取引が技術業務の提供であつたこと。

二 第二項第二号に掲げる取引 同号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡又は提供をされたこと。

第五十八条の二第七項中「第五十四条第八項、第九項及び第十項」を「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「第二項」を「第六項」に改める。

第五十八条の三第二項中「第五十八条第六項」を「第五十八条第七項」に改める。

第五十九条第一項中「第四十三条第一項の表の第十三号に規定する」を「法人税法別表第三に掲げる」に改める。

第六十四条第二項第二号中「第三号の三」を「第三号の二」に改め、同条第六項中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第六十五条の二第三項第二号中「買取り等の申出に係る」を「収用換地等に係る事業につき」に改め、「当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の」を削る。

第六十五条の三の見出し中「日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業を特定土地区画整理事業等」に改め、同条第一項中「が、その有する土地」を「の有する土地」に、「を国、地方公共団体又は日本住宅公団（以下この条において「事業施行者」という。）が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために譲渡した」を「が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「当該法人が当該譲渡により」を「当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により」に、「期間中にその譲渡した土地等」を「期間中にその該当することとなつた土地等」に改め、同項に次の各号を加える。

土地等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国、地方公共団体又は日本住宅公団が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項、首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第三項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第三項その他の政令で定める法律の規定により買い取られる場合又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合

三 文化財保護法第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地又は自然公園法第十八条第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む）に買い取られる場合

第六十五条の三第二項中「事業施行者」を「同項各号の買取りをする者」に改め、同条第四項中「事業施行者」を「第一項各号の買取りをする者」に、「第一項」を「同項」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「第四号において同じ」を削り、「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和四十九年十二月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第二項後段を削る。

四 公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の届出に係る土地が同法第六条第一項の協議に基づき地方公共団体又は土地開発公社に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。）

第六十五条の六第七項及び第六十六条第三項中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第六十六条の二第一項第六号を次のように改める。

六 中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもののうち、同法第六条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同条第二項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三中「から第七号まで」を「第五号又は第七号」に改める。

第六十六条の四第一項第四号中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五 中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもののうち、同法第六条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同条第二項及び第三項の規定による認定を受けたもの 同項の規定による認定に係る固定資産

第六十六条の四第二項中「若しくは中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項」を「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項若しくは中小漁業振興特別措置法第六十三条第三項」に改め、「承認」の下に「若しくは認定」を加え、「若しくは土地の上に存する権利」を「土地の上に存する権利若しくは漁業権許可漁業その他漁業に係る特別の地位又は利益で漁業権に類するものを含む」に改める。

第六十六条の九を削り、第六十六条の十を第六十六条の九とし、第六十六条の十一を第六十六条の十とする。

第六十七条の三第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の四の見出しを「転廃業助成金等に係る課税の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定、条約又は国際間の協定の締結その他これらに準ずるものとして政令で定める行為があつたことに伴ひ、その営む事業の廃止又は転換をしなければならぬこととなる法人（以下この条において「廃止業者等」という。）が、その事業の廃止又は転換をすることとなることにより国又は地方公共団体の補助金（これに準ずるものを含む）で政令で定めるもの（以下この条において「転廃業助成金等」という。）の交付を受けた場合（当該転廃業助成金等の交付の目的に応じ当該廃止業者等の属する団体その他の者を通じて交付を受けた場合を含む。以下この条において同じ。）において、その交付を受けた日を含む事業年度において当該転廃業助成金等の金額のうち、その法人の有する当該事業に係る機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この項において「減価補

てん金」といふ。の金額に相当する金額の範囲内で当該減価償却金に係る機械その他の減価償却資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十七条の四第二項中「(前項に規定する他の法人を含む。次項において同じ。を削り、「交付金等の交付」を「転廃業助成金等の交付」に、「当該交付金等の額のうち塩業整備法第四条第一項に規定する転廃業を助成するための費用で」を「当該転廃業助成金等の額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として」に、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に、「交付金等の額」を「転廃業助成金の金額」に改め、同条第三項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に、「次項」を「工場等の建設に要する期間が通常二年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。次項に、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に改め、同条第四項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に、「転廃業助成交付金」を「転廃業助成金」に改め、同条第六項中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改め、同条第十一項中「交付金等」を「転廃業助成金等」に改める。

第六十八条の二を次のように改める。

(通貨調整前に取得した長期外貨建債権等を期末為替相場で換算しなかつた場合の課税の特例)

第六十八条の二 青色申告書を提出する内国法人が、昭和四十六年十二月二十日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「適用年度」という。)において為替損失相当額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)を有する場合において、当該為替損失相当額が当該内国法人の事業経営に著しい影響を与えるものとして政令で定める金額以上であるときは、当該為替損失相当額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 物品の販売、役務の提供、金銭の貸付けその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日前に行なつたことにより取得した長期外貨建債権で適用年度終了の日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

二 物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二月二十日前に行なつたことにより生じた長期外貨建債権で適用年度終了の日において有するものの同日における帳簿価額の合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこえる部分の金額

2 前項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権(外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。)のうちその支払の期限が適用年度終了の日の翌日から起算して一年を経過した日以後に到来するものをいい、同項に規定する長期外貨建債権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわれるべきこととされている金銭債権のうちその支払の期限が適用年度終了の日の翌日から起算して一年を経過した日以後に到来するものをいう。

3 第一項の規定の適用を受けた内国法人の適用年度の法人税法第二十条に規定する欠損金額のうち、第一項の規定の適用があつたことにより生じたものとして政令で定める金額については、同法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用し、同法第八十一条の規定及び第六十八条の四の規定は、適用しない。

4 第一項の規定の適用を受けた内国法人の適用年度後の各事業年度終了の日において、同項の規定により損金の額に算入した金額に相当する金額から当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額及び前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額の合計額を控除した金額(以下この条において「繰越控除残額」という。)がある場合には、当該繰越控除残額については、第一項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じて、これを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該繰越控除残額をこえる場合には、当該繰越控除残額)に相当する金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた内国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項に規定する長期外貨建債権(その支払の期限が当該事業年度終了の日の翌日から起算して一年を経過する日までに到来するものを除く。)についてその帳簿価額を減額した場合

同項の規定により損金の額に算入された金額のうち当該帳簿価額を減額した日までに益金の額に算入されなかつたもの

二 解散をした場合 第一項の規定により損金の額に算入された金額のうち当該解散の日までに益金の額に算入されなかつたもの

三 前項及び前二号の場合以外の場合において、第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち益金の額に算入することとした金額がある場合 当該益金の額に算入することとした金額に相当する金額

6 第一項の規定の適用を受けた内国法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における繰越控除残額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該繰越控除残額については、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

9 第一項の規定の適用を受けた内国法人につき法人税法第五十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項に規定する当該各事業年度終了の時における貸金の額は、同項の規定により計算した貸金の額から繰越控除残額を控除し、これ

に当該各事業年度において第四項の規定により
益金の額に算入すべき金額を加算した金額とす
る。

10 前各項に規定するもののほか、第一項の外国
為替の売買相場による換算の方法その他同項の
規定の適用に關し必要な事項及び同項の規定の
適用を受けた内国法人の適用年度後の各事業年
度において欠損金額がある場合の法人税法の規
定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第三章第八節第六十八條の三を第六十八條の
四とし、同條の前に次の一條を加える。
(通貨調整後に取得した長期外貨建債権等を有
する場合の課税の特例)

第六十八條の三 青色申告書を提出する内国法人
が、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三
月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度
(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業
年度及び清算中の各事業年度を除く。))におい
て、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金
額を控除した残額を確定した決算において準備
金として積み立てたときは、当該積み立てた金
額(当該事業年度が合併により消滅する法人の
当該合併の日を含む事業年度である場合には、
その合併に係る合併法人に引き継がれる部分の
金額に限る。))は、当該積み立てをした事業年度の
所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 物品の販売、役務の提供、金額の貸付けそ
の他これらに準ずる取引を昭和四十六年十二
月二十日以後に行なつたことにより取得した
長期外貨建債権で、当該事業年度終了の日に
おいて有するものの同日における帳簿価額の
合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日に
おける外国為替の売買相場で換算した本邦通
貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこ
える部分の金額

二 物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れ
その他これらに準ずる取引を昭和四十六年十
二月二十日以後に行なつたことにより生じた

長期外貨建債権で、当該事業年度終了の日に
おいて有するものの同日における帳簿価額の
合計額が当該長期外貨建債権の金額を同日に
おける外国為替の売買相場で換算した本邦通
貨表示の金額の合計額をこえる場合のそのこ
える部分の金額

2 前項に規定する長期外貨建債権とは、外国通
貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行なわ
れるべきこととされている金銭債権(外国為替
の売買相場の変動による損失の生ずるおそれ
がないものその他の政令で定めるものを除く。))の
うちその支払の期限が当該事業年度終了の日の
翌日から起算して一年を経過した日以後に到来
するものをいい、同項に規定する長期外貨建債
権とは、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨
で支払が行なわれるべきこととされている金銭
債務のうちその支払の期限が当該事業年度終了
の日の翌日から起算して一年を経過した日以後
に到来するものをいう。

3 第五十三條第四項及び第六項の規定は、第一
項の規定により各事業年度の所得の金額の計算
上損金の額に算入された準備金の金額につい
て、同条第七項の規定は、第一項の規定を適用
する場合について、それぞれ準用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の外国
為替の売買相場による換算の方法その他同項の
規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め
る。

5 第一項の規定の適用を受けた内国法人につき
法人税法第五十二條第一項の規定を適用する場
合には、同項に規定する当該各事業年度終了の
時における貸金の額は、同項の規定により計算
した貸金の額から第一項の規定により当該各事
業年度において損金の額に算入した準備金の金
額を控除した金額とする。
第七十條の四第一項第一号中「除く。」があつた
場合」及び「譲渡等があつた場合」の下に「(第三
十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は

消滅があつた場合を除く。))」を加える。
第七十四條中「が貸し付けられる場合」を「の
貸付け(当該貸付けに係る債務の保証を含む。))が
行なわれる場合」に改め、「その貸付けに係る債
権」の下に「(当該保証に係る求償権を含む。))」を
加える。

第七十七條第一項中「昭和四十七年三月三十一
日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同
条第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭
和五十年三月三十一日」に改める。
第七十七條の二を削り、第七十七條の三を第七
十七條の二とし、第七十七條の四及び第七十七條
の五を一條ずつ繰り上げる。
第七十七條の六中「昭和四十七年三月三十一日」
を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条を
第七十七條の五とし、第七十七條の七及び第七十
七條の八を一條ずつ繰り上げる。
第七十八條の三第一項中「昭和四十七年三月三
十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改
め、同条第二項中「昭和四十四年改正法」を「租
税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四
年法律第十五号。次条第一項において「昭和四十
四年改正法」という。))に改める。
第八十一條中「二年以内」に改める。

第八十一條中「二年以内」に改める。
の下に「若しくは中小漁業振興特別措置法第六
條第二項の規定による認定(同法第四條の二第一
項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和四十七
年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの
間に同項の規定により認定されたものに係るもの
であり、かつ、その認定された日から五年以内に
されたものに限る。))」を加え、同条に次の一項を
加える。

2 前項第二号又は第四号に掲げる事項について
登記を受ける場合(同項の規定の適用を受ける
場合を除く。))において、当該事項が第四十六
條の二第一項に規定する特定合併(昭和四十七
年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの
間にされたものに限る。))に係るものであるとき

は、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令
で定めるところにより、登録免許税法第九條の
規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区
分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。
第八十一條の二中「漁業協同組合整備促進法第
十四條第一項の規定による勧告若しくは及び」又
は勧告」を削る。
第八十一條の三を削る。
第九十條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」
を「昭和五十年三月三十一日」に改め、第一号を
次のように改める。
一 発電設備又は鉄鋼の製造設備で、政令で定
めるものの燃料用
第九十條の二第一項中「昭和四十七年三月三十
一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に掲げる日から施行する。
一 第十二條の二の改正規定、第三十四條の三
の改正規定中沖繩振興開発特別措置法第十一
條第一項の規定に係る部分、第四十五條の改
正規定及び第五十五條の次に一條を加える改
正規定 同法の施行の日
二 第十六條の二及び第五十一條の三の改正規
定 工業再配置促進法の施行の日
三 第三十四條の二第二項に一号を加える改正
規定及び第六十五條の四第一項に一号を加え
る改正規定 公有地の拡大の推進に關する法
律の施行の日
四 第三十四條の三の改正規定中土地改良法第
五十四條の二第四項(同法第八十九條の二第
十項、第九十六條及び第九十六條の四におい
て準用する場合を含む。))の規定に係る部分
土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十
七年法律第 号)の施行の日

は、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令
で定めるところにより、登録免許税法第九條の
規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区
分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。
第八十一條の二中「漁業協同組合整備促進法第
十四條第一項の規定による勧告若しくは及び」又
は勧告」を削る。
第八十一條の三を削る。
第九十條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」
を「昭和五十年三月三十一日」に改め、第一号を
次のように改める。
一 発電設備又は鉄鋼の製造設備で、政令で定
めるものの燃料用
第九十條の二第一項中「昭和四十七年三月三十
一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十七年分以前の所得税について適用し、昭和四十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(少額国債の利子の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用し、同日前に購入した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項に規定する国債については、なお従前の例による。

(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)

第四条 内国法人が昭和四十七年三月三十一日以前に発行した旧法第七条の二に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 居住者又は内国法人が旧法第七条の三に規定する外国通貨による借入金につき昭和四十七年三月三十一日以前に支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

3 非居住者が昭和四十七年三月三十一日以前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後にその事業の用に供する同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、個人が同日前にその事業の用に供した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 新法第十二条の二の規定(沖縄振興開発特別措置法第十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。)は、個人が同法の施行の日以後にその事業の用に供する新法第十二条

の二第一項に規定する工業用機械等について適用する。

3 個人の昭和三十九年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年の前年中の事業所得に係る総収入金額のうち旧法第十三条の三第一項に規定する海外取引等による収入金額がある場合には、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

(青色事業主特別経費準備金に関する経過措置)

第六条 施行日において昭和四十六年から繰り越された旧法第十八条の三第一項に規定する青色事業主特別経費準備金の金額を有する個人は、同日において当該青色事業主特別経費準備金の金額を取りくずさなければならぬ。

2 前項の規定により取りくずした金額及び昭和四十七年一月一日から施行日の前日までの間に取りくずした同項の青色事業主特別経費準備金の金額は、昭和四十七年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による昭和四十七年四月一日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第十三条の三第四項各号に掲げる取引による同日前の収入金額については、なお従前の例による。

(土地改良事業施行地の後作所得の免税に関する経過措置)

第八条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第二十五条第一項に規定する土地改良事業により改良された土地として利用することができることとなつた土地における同条に規定する菜種等の播種又は植付けにより生ずる所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の転廃業助成金算に係る課税の特例に関する経過措置)

第九條 新法第二十八條の三の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、個人が同日前に旧法第二十八條の三第一項に規定する交付金等の交付を受けた場合については、同条第三項中「期間内」とあるのは、「期間(政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同年一月一日から政令で定める日までの期間内)」として、同条の規定の例による。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十条 新法第四十一条の二第二項の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前にその事業の用に供した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定(沖縄振興開発特別措置法第十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。)は、法人が同法の施行の日以後にその事業の用に供する新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用する。

3 法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業

年度の旧法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額がある場合には、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

4 新法第四十八条の二の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に原油の備蓄の用に供する同項に規定する原油備蓄施設について適用し、旧法第四十八条の二第一項に規定する法人が施行日以前に原油の備蓄の用に供した同項に規定する原油備蓄施設については、なお従前の例による。

(法人の資源開発投資損失準備金に関する経過措置)

第十三条 新法第五十六条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する資源開発株式等取得する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等取得した場合については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による昭和四十七年四月一日以後の収入金額について適用し、法人の旧法第四十六条の二第三項各号に掲げる取引による同日前の収入金額については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第六十五条の三又は第六十五条の四の規定は、法人が施行日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行なつた旧法第六十五条の三又は第六十五条の四の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 旧法第六十六条の二第一項第六号に規定する法人が同号に規定する勧告を受けた場合については、なお従前の例による。

(硫酸製造者の売却金の損金算入による欠損金の処置等の特例に関する経過措置)

第十七条 旧法第六十六条の九第一項に規定する硫酸製造者が施行日前に同項に規定する会社に対して硫酸を販売したことにより生じた売却金を有する場合及び当該会社が同日前に当該硫酸製造者から硫酸を購入したことにより生じた買掛金を有する場合については、なお従前の例による。

(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十七条の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に旧法第六十七条の四第一項に規定する交付金等の交付を受けた場合については、同条第三項中「次項」とあるのは、「工場等の建設に要する期間が通常二年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。次項」として、同条の規定の例による。

(利付外貨債の発行差金の特例に関する経過措置)

第十九条 旧法第六十八条の二に規定する外国法人が昭和四十七年三月三十一日以前に発行された同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(通貨調整措置前に取得した長期外貨建債権等を期末為替相場で換算しなかつた場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十条 昭和四十七年四月三十日以前に新法第六十八条の二第一項に規定する適用年度に係る

新法第二条第二項第十一号に規定する確定申告書等を提出した法人(施行日以後同年四月三十日までの間に当該確定申告書等を提出した法人にあつては、新法第六十八条の二の規定の適用を受けることができる者で、その適用を受けなかつたものに限る)は、当該確定申告書等に記載された事項(これらの事項につき国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第六十八条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、政令で定めるところにより、その異動を生ずることとなつた事項につき、昭和四十七年五月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ、この場合においては、新法第六十八条の二第八項の規定は、適用しない。

(贈与税に関する経過措置)

第二十一条 新法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税について適用し、同日前に旧法第七十条の四の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税については、なお従前の例による。

(登録免許税に関する経過措置)

第二十二条 新法第七十四条第一項又は第二項の規定は、それぞれ施行日以後に新築され、又は取得されるこれらの規定に規定する住宅用の家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築され、又は取得された当該家屋についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第七十条の二に規定する開拓者が同条に規定するあつせんにより取得した耕作又は養蚕の用に供する土地の所有権の移転の登記で当該土地の取得後一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 昭和四十七年三月三十一日以前に合併をした法人の当該合併に係る旧法第八十一条の第三第一項に規定する登記又は同条第二項に規定する登記で当該合併後一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)

第二十三条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた航空機の燃料用の揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項及び第四項、附則第六條第二項、附則第十一條第六項から第八項まで並びに附則第十三條第二項を削る。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 個人の昭和四十三年から昭和四十六年までの各年中の事業所得に係る総収入金額のうち前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(以下この条において「改正前の昭和四十四年改正法」という。附則第四條第三項に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、同条第四項中「昭和四十九年」とあるのは「昭和四十七年」と、「第十三條の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同条第六項」として、同条第三項及び第四項の規定の例

による。

2 個人の改正前の昭和四十四年改正法附則第六條第二項に規定する輸入貨物の運送による昭和四十七年三月三十一日以前の収入金額については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度に係る改正前の昭和四十四年改正法附則第十一條第六項に規定する基準年度の総収入金額のうち同項に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、同条第八項中「第四十六條の二第五項」とあるのは、「第四十六條の二第一項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同条第五項」として、同条第六項から第八項までの規定の例による。

4 法人の改正前の昭和四十四年改正法附則第十三條第二項に規定する輸入貨物の運送による昭和四十七年三月三十一日以前の収入金額については、なお従前の例による。

(農地法施行法の一部改正)

第二十六条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「昭和四十七年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、住宅対策に資するため、住宅取得控除制度の創設及び住宅貯蓄控除制度の対象範囲の拡充を行ない、公害及び労働災害防止対策に資するため、公害防止準備金制度及び労働災害防止設備の特別償却制度を創設し、中小企業対策として、従来の制度に代えて青色申告控除制度及び中小企業者用機械の特別償却制度を創設し、技術開発及び情報化の推進を図るため、電子計算機買戻損失準備金の拡充及びプログラム保証準備金制度の創設を行ない、沖縄の振興開発を促進するため、沖縄の工業開発地区等にお

ける工業用機械等の特別償却制度及び自由貿易地域投資損失準備金制度を創設するとともに、最近における経済事情にかんがみ、法人税の付加税率の適用期限を延長し、輸出割増償却制度の廃止及び技術等海外取引所得の特別控除の対象範囲の縮小をし、並びに通貨調整措置に伴う外国為替損失相当額の損金算入制度を創設するほか、試験研究費が増加した場合の税額の特別控除制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年三月十八日印刷

昭和四十七年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局